

令和5年2月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和5年度当初予算等関係)

子育て・人財局

\*事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上予定額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年2月定例会議案説明資料目次

子育て・人財局

【予算関係】  
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和5年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表)	3
		子育て王国課	4
		家庭支援課	38
		総合教育推進課	82
2 歳入歳出事項別明細書		93	
3 節の明細		97	
4 債務負担行為に関する調書	子育て王国課ほか	102	

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	令和5年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		
	1 総括表	家庭支援課	105
	2 歳入歳出当初予算事項別明細書	〃	106
	3 当初予算説明資料	〃	108
	4 歳入歳出事項別明細書	〃	109
	5 節の明細	〃	110
	6 債務負担行為に関する調書	〃	111
7 地方債に関する調書	〃	113	

【予算関係以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第43号	鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例	子育て王国課	114
第61号	権利の放棄(児童扶養手当返納金)について	家庭支援課	135

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(8) 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例(令和5年1月18日専決)	子育て王国課	136
	(13) 子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例(令和5年1月30日専決)	〃	138

議案説明資料総括表

子育て・人財局 (単位:千円)

課 名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A-B)	財 源 内 訳				備 考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子育て王国課	7,044,392	7,970,572	△ 926,180	218,324	0	72,342	6,753,726	
家庭支援課	3,102,534	3,065,074	37,460	1,358,694	0	43,573	1,700,267	
総合教育推進課	4,085,476	4,038,490	46,986	1,412,954	<56,000> 80,000	317,502	2,275,020	
一般会計合計	14,232,402	15,074,136	△ 841,734	2,989,972	<56,000> 80,000	433,417	10,729,013	県費負担 10,785,013

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた金額である。  
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

【説 明】

主な事業

- ・高校生通学費助成事業
- ・とっとり婚活応援プロジェクト事業
- ・保育サービス多様化促進事業(障がい児保育、医療的ケア児保育、乳児保育)
- ・子どものための教育・保育給付費県負担金
- ・(新)児童相談所ケース対応力強化事業
- ・子どもの権利救済を図る県版アドボカシー推進事業

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

子育て王国課（内線：7570）

#### 8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
私立幼稚園等施設整備費補助金	(債務負担行為) 12,166 14,514	16,403	(債務負担行為) 12,166 △1,889				(債務負担行為) 12,166 14,514																									
トータルコスト	16,853千円（前年度18,769千円）〔正職員：0.3人〕																															
主な業務内容	補助金交付事務																															
工程表の政策内容	—																															
事業内容の説明																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 私立幼稚園等の施設整備事業（大規模修繕、耐震改修、改築等）に対する補助を行う。</p>																																
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助率等</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金</td> <td>老朽化した私立幼稚園の修繕等に係る経費について補助を行う。（2園）</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">7,232</td> </tr> <tr> <td>私立認定こども園大規模修繕事業補助金</td> <td>老朽化した私立認定こども園の大規模修繕に係る経費について補助を行う。（1園）</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校等改築事業補助金</td> <td>老朽化した私立幼稚園の改築に係る経費について補助を行う。 ※予定案件なし</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>私立学校振興資金利子補助金</td> <td>施設整備事業に充てるため、金融機関等から借り入れた資金に係る利子負担について補助を行う。（4園）</td> <td>年率又は年1%のどちらか低い率</td> <td style="text-align: center;">6,282</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">14,514</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	補助率等	予算額	私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	老朽化した私立幼稚園の修繕等に係る経費について補助を行う。（2園）	1/3	7,232	私立認定こども園大規模修繕事業補助金	老朽化した私立認定こども園の大規模修繕に係る経費について補助を行う。（1園）	1/3	1,000	私立高等学校等改築事業補助金	老朽化した私立幼稚園の改築に係る経費について補助を行う。 ※予定案件なし	1/6	—	私立学校振興資金利子補助金	施設整備事業に充てるため、金融機関等から借り入れた資金に係る利子負担について補助を行う。（4園）	年率又は年1%のどちらか低い率	6,282	合 計			14,514
区分	内容	補助率等	予算額																													
私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	老朽化した私立幼稚園の修繕等に係る経費について補助を行う。（2園）	1/3	7,232																													
私立認定こども園大規模修繕事業補助金	老朽化した私立認定こども園の大規模修繕に係る経費について補助を行う。（1園）	1/3	1,000																													
私立高等学校等改築事業補助金	老朽化した私立幼稚園の改築に係る経費について補助を行う。 ※予定案件なし	1/6	—																													
私立学校振興資金利子補助金	施設整備事業に充てるため、金融機関等から借り入れた資金に係る利子負担について補助を行う。（4園）	年率又は年1%のどちらか低い率	6,282																													
合 計			14,514																													
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> 私立幼稚園等の施設整備事業（大規模修繕、耐震改修、改築等）に対する補助を行い、安全で良好な教育環境の確保を図る。</p>																																

令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課(内線:7570)

8目 私立学校振興費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																					
私立幼稚園等運営費補助金	109,538	161,857	△52,319	35,954			73,584																																					
トータルコスト	113,437千円(前年度165,800千円)[正職員:0.5人]																																											
主な業務内容	補助金交付事務																																											
工程表の政策内容	—																																											
事業内容の説明																																												
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>私立幼稚園等の教育内容の充実、保護者負担の軽減、学校経営の健全性を高めるため、私立幼稚園等の運営費に対して助成を行う。</p>																																												
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助率</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">私立幼稚園運営費補助金</td> </tr> <tr> <td>一般事業</td> <td>私立幼稚園の運営に係る経費(人件費、教育管理費、整備費)</td> <td>定額(単価)</td> <td>43,279</td> </tr> <tr> <td>処遇改善推進事業</td> <td>私立幼稚園の教員の処遇改善に要する経費</td> <td>定額(単価)</td> <td>4,102</td> </tr> <tr> <td>人権教育推進事業</td> <td>私立幼稚園で行われる人権教育の推進に係る経費</td> <td>1/2</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>ティーム保育推進事業費補助金</td> <td>幼児教育の充実のためのティーム保育導入に係る教員人件費</td> <td>1/3</td> <td>2,769</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育研究推進事業費補助金</td> <td>障がい児への加配教員の人件費 ※認定こども園に在籍する1号認定を受ける障がい児も対象</td> <td>定額(単価)</td> <td>43,904</td> </tr> <tr> <td>子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金</td> <td>預かり保育、子育て支援に係る経費 ※認定こども園も対象</td> <td>定額(単価)</td> <td>15,358</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>109,538</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	補助率	予算額	私立幼稚園運営費補助金				一般事業	私立幼稚園の運営に係る経費(人件費、教育管理費、整備費)	定額(単価)	43,279	処遇改善推進事業	私立幼稚園の教員の処遇改善に要する経費	定額(単価)	4,102	人権教育推進事業	私立幼稚園で行われる人権教育の推進に係る経費	1/2	126	ティーム保育推進事業費補助金	幼児教育の充実のためのティーム保育導入に係る教員人件費	1/3	2,769	特別支援教育研究推進事業費補助金	障がい児への加配教員の人件費 ※認定こども園に在籍する1号認定を受ける障がい児も対象	定額(単価)	43,904	子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	預かり保育、子育て支援に係る経費 ※認定こども園も対象	定額(単価)	15,358	合計			109,538
区分	内容	補助率	予算額																																									
私立幼稚園運営費補助金																																												
一般事業	私立幼稚園の運営に係る経費(人件費、教育管理費、整備費)	定額(単価)	43,279																																									
処遇改善推進事業	私立幼稚園の教員の処遇改善に要する経費	定額(単価)	4,102																																									
人権教育推進事業	私立幼稚園で行われる人権教育の推進に係る経費	1/2	126																																									
ティーム保育推進事業費補助金	幼児教育の充実のためのティーム保育導入に係る教員人件費	1/3	2,769																																									
特別支援教育研究推進事業費補助金	障がい児への加配教員の人件費 ※認定こども園に在籍する1号認定を受ける障がい児も対象	定額(単価)	43,904																																									
子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	預かり保育、子育て支援に係る経費 ※認定こども園も対象	定額(単価)	15,358																																									
合計			109,538																																									
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>私立幼稚園に対し園児数に応じた運営費等の補助を行い教育環境の維持向上を図る。</p>																																												

令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7570）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	18,662	24,754	△6,092	18,662				
トータルコスト	19,442千円（前年度25,543千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
子どもを安心して育てることのできる質の高い環境を整備するため、私立幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人等が実施する環境整備事業等に対し助成する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	内容			補助率	予算額			
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費に対する補助			認定こども園 1/2 上記以外 1/3	18,662			
認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業補助金	研修等の実施に要する経費に対する補助 ※活用予定なし			1/2	—			
園務改善のためのICT化支援事業補助金	支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等に対する補助 ※令和4年度12月補正予算「幼稚園・障がい児福祉施設等送迎用バス等安全対策事業」において措置			3/4	—			
合計					18,662			
3 事業目標・取組状況・改善点								
園児の教育環境の質の向上を図り、子どもを安心して育てることのできる体制の整備を図る。								
国事業を活用し、各施設において環境整備（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備等）を進め、教育環境の質の向上に取り組んでいる。								

子育て王国課（内線：7148）

12目 諸費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て・人財局国庫返還金調整事業	20,000	20,000	0				20,000	
トータルコスト	20,780千円（前年度20,789千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
令和4年度以前の子育て・人財局内の国庫補助事業について執行実績により精算した結果、受入超過となった補助金の返還に要する経費である。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

子育て王国課（内線：8344）→事業実施：家庭支援課

#### 1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高校生通学費助成事業	41,804	31,209	10,595				41,804	
トータルコスト	44,923千円（前年度34,363千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	子育て家庭に対する支援の充実							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

通学費用を理由に子どもたちが高等学校等で希望する学びをあきらめることがないよう、県内の高等学校等へ通学する生徒に通学費を助成する市町村に支援を行う。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	実施主体	予算額
補助要件	公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等に通学する生徒の保護者に助成。 （1）公共交通機関：鉄道（JR、智頭急行、若桜鉄道）、路線バス （2）高等学校等：高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立・私立は問わない。 （3）高等学校等を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。 （4）他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は助成対象に含めない。	市町村	41,804
補助率	（1）月額実負担額の7,000円を超えた額を県1/2、市町村1/2の補助割合で県内に住所を有し、通学する生徒の保護者に助成。 ※控除額は県立高等学校授業料減免制度の基準（1年間の通学定期代85,000円以上）に準拠 （2）【拡充】市町村が通学費用の実態を踏まえて控除額を引き下げて助成を拡充する場合は、月額実負担額（寮・下宿費用含む）の7,000円以下の部分に対して市町村が助成する額の1/2（従来補助率1/4）を県が市町村に補助。 （3）【新規】市町村が通学状況の実態を踏まえて県外に住所を有し、通学する生徒の保護者に助成を拡充する場合は、月額実負担額の7,000円を超えた額を県1/2、市町村1/2の補助割合で助成。		

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

県内の高等学校に通う生徒の約4割がバス、JR等の公共交通機関を利用しており、特に山間地域などから遠距離通学している生徒の保護者負担が大きいことから、令和元年度までは市町村単位で独自に通学費支援を実施していた。令和2年度から全国に先駆けて全県で高校生を対象とした県・市町村協働による通学費助成制度を開始した。令和5年度は、地域の活性化、公共交通機関の維持・存続等のため、市町村が控除額を引き下げて助成を拡充する場合における県の補助割合を引き上げるとともに、県外に住所を有し、通学する生徒の保護者を助成対象者に加えた。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7076）→事業実施：家庭支援課

1目 企画総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
青少年育成推進事業	12,993	13,847	△854				12,993	
トータルコスト	26,248千円（前年度 27,253千円）〔正職員：1.7人〕							
主な業務内容	青少年健全育成条例の運用、健全育成のための環境整備							
工程表の政策内容	青少年の健全育成のための環境づくり							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

青少年育成に関する施策の総合調整を行い、健全育成のための良好な社会環境の形成を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
鳥取県青少年問題協議会の運営	青少年の育成、保護等に関する総合的施策の樹立について調査審議する。	870
青少年育成鳥取県民会議の運営費助成	青少年の健全育成活動を行っている青少年育成鳥取県民会議の運営費に対し助成する。 ・補助率：10/10 ・主な事業：少年の主張、家庭の日の絵画募集、県民大会、青少年育成推進指導員の配置 等	9,272
青少年健全育成条例の運用、啓発	青少年健全育成条例を運用し、青少年のための良好な社会環境を整備する。 ・青少年健全育成協力員50名の配置 ・条例あらまし（児童・生徒向け、県民向け）の配布 ・条例研修会（児童・生徒向け、保護者向け）の開催 ・SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」ポスターデザイン・動画コンテストの開催	1,603
とっとり若者自立応援プランの推進	とっとり若者自立応援プランに基づき、困難を抱えた若者の自立を支援するため、相談窓口の周知や相談機関相互の連携円滑化を図る。 ・困難を抱える若者に寄り添うフォーラムの開催 ・相談窓口リーフレットの改訂	219
少年補導センターの運営費補助	2市1団体（鳥取市、米子市、倉吉地区少年補導センター）の実施する少年補導活動に対する経費を助成する。 ・補助上限：500千円 ・補助率：1/3	1,029
合計		12,993

3 事業目標・取組状況・改善点

青少年を取り巻く環境、特にメディア環境の急速な変化に対応するため、青少年健全育成条例の内容や条例に規定する県、県民の責務、青少年自身の努力義務について周知啓発することにより、青少年の健全な育成を図るための機運を醸成する。また、青少年の健全育成と非行防止活動を推進するため、民間団体等の運営費を助成する。



令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7076）→事業実施：家庭支援課

1目 企画総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
レクリエーション活動支援事業	1,752	1,752	0				1,752	

トータルコスト 2,532千円（前年度2,541千円）〔正職員：0.1人〕

主な業務内容 補助金交付事務

工程表の政策内容 ー

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**  
レクリエーションを県民・地域に普及・定着させ、県民の豊かな余暇活動を推進するため、全県的な活動を行う鳥取県レクリエーション協会が行う事業に対し助成を行う。

**2 主な事業内容** (単位：千円)

区分	内容	予算額
レクリエーション活動支援事業補助金	鳥取県レクリエーション大会の開催経費の助成 ・大会概要：参加者：600名程度（予定） 会 場：県内東、中、西部 合計6箇所程度 開催種目：スポーツ吹矢、スカットボール（パットゴルフに似たゲーム）、ジェスチャーゲーム等 ・補助率：3/4	1,752

**3 事業目標・取組状況・改善点**  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、少人数での大会実施とするとともに、大会受付時の検温やマスク着用などを行いながら、レクリエーションの普及を行っている。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7148)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																								
とっとり婚活応援プロジェクト事業	31,460	33,975	△2,515	18,091			13,369																								
トータルコスト	39,257千円 (前年度41,861千円) [正職員: 1.0人]																														
主な業務内容	委託契約事務、補助金交付事務、婚活イベント情報のメール配信等																														
工程表の政策内容	-																														
事業内容の説明																															
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつなげられるよう、未婚者同士の1対1のマッチング事業を実施する「えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)」(以下、「えんトリー」という。)の運営、婚活イベントのメール配信や経費助成を中心とした出会いの場づくりの支援を行う。</p> <p>また、えんトリーに市町村や民間事業者へ連携の働きかけを行う専従員「結婚支援コンシェルジュ」を新たに配置し、市町村との連携強化、民間事業者へ取組の展開を図ることで、県内全域の結婚を応援する機運の醸成を図る。</p>																															
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①とっとり出会いサポート事業</td> <td>えんトリーを運営する(1対1のマッチング事業(お見合い)、事業所間婚活を実施する)。</td> <td style="text-align: center;">24,527</td> </tr> <tr> <td>②【新規】結婚支援コンシェルジュ配置事業</td> <td>市町村や民間事業者へ連携の働きかけを行う専従員をえんトリーに配置する。</td> <td style="text-align: center;">2,211</td> </tr> <tr> <td>③スキルアップセミナー等開催補助金</td> <td>婚活力スキルアップセミナー及び婚活イベントの実施経費を補助する。 ＜補助対象＞えんトリー運営受託者 ＜補助率＞10/10</td> <td style="text-align: center;">1,090</td> </tr> <tr> <td>④婚活イベント情報メール配信システム等運営事業</td> <td>山陰両県で開催される婚活イベントのメール配信システムを管理運営する。</td> <td style="text-align: center;">132</td> </tr> <tr> <td>⑤婚活イベント開催事業補助金</td> <td>多様な出会いの機会創出が期待される婚活イベントの実施経費を支援する。 ＜補助対象＞非営利団体 ＜補助率＞10/10 ＜補助上限額＞300千円</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>⑥結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金</td> <td>多様な出会いの機会創出及び地域における結婚支援の機運醸成が期待されるイベントの実施経費を支援する。 ＜補助対象＞市町村、一部事務組合等 ＜補助率＞1/2 ＜補助上限額＞市町村:300千円、一部事務組合等:1,000千円</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">31,460</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	予算額	①とっとり出会いサポート事業	えんトリーを運営する(1対1のマッチング事業(お見合い)、事業所間婚活を実施する)。	24,527	②【新規】結婚支援コンシェルジュ配置事業	市町村や民間事業者へ連携の働きかけを行う専従員をえんトリーに配置する。	2,211	③スキルアップセミナー等開催補助金	婚活力スキルアップセミナー及び婚活イベントの実施経費を補助する。 ＜補助対象＞えんトリー運営受託者 ＜補助率＞10/10	1,090	④婚活イベント情報メール配信システム等運営事業	山陰両県で開催される婚活イベントのメール配信システムを管理運営する。	132	⑤婚活イベント開催事業補助金	多様な出会いの機会創出が期待される婚活イベントの実施経費を支援する。 ＜補助対象＞非営利団体 ＜補助率＞10/10 ＜補助上限額＞300千円	1,500	⑥結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	多様な出会いの機会創出及び地域における結婚支援の機運醸成が期待されるイベントの実施経費を支援する。 ＜補助対象＞市町村、一部事務組合等 ＜補助率＞1/2 ＜補助上限額＞市町村:300千円、一部事務組合等:1,000千円	2,000	合計		31,460
区分	内容	予算額																													
①とっとり出会いサポート事業	えんトリーを運営する(1対1のマッチング事業(お見合い)、事業所間婚活を実施する)。	24,527																													
②【新規】結婚支援コンシェルジュ配置事業	市町村や民間事業者へ連携の働きかけを行う専従員をえんトリーに配置する。	2,211																													
③スキルアップセミナー等開催補助金	婚活力スキルアップセミナー及び婚活イベントの実施経費を補助する。 ＜補助対象＞えんトリー運営受託者 ＜補助率＞10/10	1,090																													
④婚活イベント情報メール配信システム等運営事業	山陰両県で開催される婚活イベントのメール配信システムを管理運営する。	132																													
⑤婚活イベント開催事業補助金	多様な出会いの機会創出が期待される婚活イベントの実施経費を支援する。 ＜補助対象＞非営利団体 ＜補助率＞10/10 ＜補助上限額＞300千円	1,500																													
⑥結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	多様な出会いの機会創出及び地域における結婚支援の機運醸成が期待されるイベントの実施経費を支援する。 ＜補助対象＞市町村、一部事務組合等 ＜補助率＞1/2 ＜補助上限額＞市町村:300千円、一部事務組合等:1,000千円	2,000																													
合計		31,460																													
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>えんトリーにおける成婚組数の目標(令和2～6年度)120組(会員同士60組、男女どちらかが会員60組)に対し、令和4年度成婚組数は21組(会員同士14組、男女どちらかが会員7組)であり、令和2年度以降の成婚組数は78組(会員同士43組、男女どちらかが会員35組)である。(いずれも令和4年12月末時点。)</p> <p>令和5年度においては、市町村や民間団体へ共同イベントの実施等の連携の働きかけに専従する「結婚支援コンシェルジュ」を新たにえんトリーに配置することで、えんトリーの活動をより広域に展開し、県内の結婚を応援する機運の醸成を図る。</p>																															

令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7148）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て支援市町村 応援事業	74,729	79,224	△4,495			(基金繰入金) 13,423	61,306	
トータルコスト	79,407千円（前年度83,956千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	交付金交付事務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

【「鳥取県こども未来基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地域の実情に応じて、主体的に子育て応援・子育て環境づくり（ネウボラ）等に取り組む市町村に対して財政面で応援する。また、在宅育児世帯に対しても経済的に支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、県民の希望出生率の実現を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	補助率	予算額
地域での 子育て支 援	子育て応援市町村交付金 地域の実情に応じた市町村の子育て支援の取組に対して、財政面で応援する。 【対象メニュー】 ・希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する事業 ・安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する事業 ・安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する事業 ・きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する事業 ・特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する事業 令和5年度からは、子育て世帯訪問支援臨時特例事業の訪問支援員等の育成に関する事業を交付対象メニューに追加する。 【基準限度額】 市：10,000千円、町村：5,000千円	1/2以内	35,498
在宅での 子育て支 援	おうちで子育てサポート事業交付金 在宅育児世帯の保護者を対象に現金給付・現物給付・サービス利用料の減免を行う市町村に対して補助する。 【対象児童】 保育所等を利用していない1歳に達するまでの児童 ・現金給付を行う場合 上限 3万円×算定児童への給付対象延べ月数（1人につき10か月を限度） ※上限額の範囲内で現物給付等を併せて行うことも可能 ・現物給付又はサービス利用料の負担軽減のみを行う場合 上限 3万円×0歳児数×未就園率×未就園者の育児休業給付金非受給率×10か月 ※0歳児数：前々年度10月1日の0歳児推計人口 ※未就園率：1—前々年度の0歳児の10月1日の保育所等利用待機児童数調査中の保育所等利用児童数／0歳児数	1/2	39,231
	合 計		74,729

3 事業目標・取組状況・改善点

平成30年度に県内全市町村へのネウボラ拠点の設置がなされたことから、近年の各市町村の事業ニーズ等を踏まえ、「とっとり版ネウボラ推進事業費補助金」、「子育て応援市町村交付金」、「おうちで子育てサポート事業」を統合し、市町村の子育て支援の取組に対する柔軟な支援を行っている。

子育て支援等に関する施策を総合的に推進するため、市町村が行う地域の実情に応じた自主的な子育て支援に対して財政支援を図る。また、在宅育児世帯への経済的支援として、県内16市町村で取組を行っており、県内全市町村での在宅育児世帯への支援実施に向けて、引き続き未実施自治体へ働きかけていく。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7 1 4 8)

### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域少子化対策重点推進交付金	14,650	17,500	△2,850	14,650				
トータルコスト	15,430千円 (前年度18,289千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成、結婚新生活支援を実施する市町村に対する助成を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 地域少子化対策重点推進事業 10,000千円 (補助率: 1/2~3/4、補助上限額: 10,000千円/市町村) 市町村が行う少子化対策事業 (結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成) について、優良事例の横展開を支援する。</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業 4,650千円 (補助率: 1/2、補助上限額: 300千円/世帯又は600千円/世帯) 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が行う結婚新生活支援事業 (新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助) を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象世帯: 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯</li> <li>・前年度との変更点: 所得要件を400万円未満から500万円未満に緩和 夫婦ともに29歳以下の場合は補助上限額を600千円に増額</li> </ul> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>地域独自の少子化対策に係る経費に対して市町村へ間接補助することで、市町村が地域の実情に応じた少子化対策を実施している。</p> <p>結婚新生活支援事業を実施する市町村は、令和2年度は1町 (北栄町) のみであったが、令和3年度は4町1村 (北栄町、八頭町、湯梨浜町、日吉津村、伯耆町)、令和4年度は6町1村 (若桜町、八頭町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町) と、実施する市町村が増えている。</p>								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7573）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こどもの国管理運営費	(債務負担行為) 435,510 110,409	179,462	(債務負担行為) 435,510 △69,053	9,255		(使用料) 3	(債務負担行為) 435,510 101,151	
トータルコスト	114,308千円（前年度183,405千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	委託事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供することで、児童の健全な育成に資することを目的として設置している。これらの設置目的を実現し、魅力ある管理運営を実施するため、指定管理者への管理委託、施設の景観維持等を行う。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
指定管理費	指定管理者による指定管理料 〔指定管理者〕 一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定の期間〕 平成31年4月1日～令和6年3月31日	90,797
修繕関係費	・水の遊び場の全面改修 ・トイレ洋式化改修	10,909
松くい虫防除	こどもの国北側駐車場松林の松くい虫防除（樹幹注入）	8,703
合 計		110,409

※今回の指定管理更新に当たっては、県有施設・資産有効活用戦略会議において、民間有識者の意見を踏まえて方針を決定。

【参考】次期指定管理に関する債務負担行為の積算の考え方

- ・人件費は、直近の民間給与調査を踏まえ職階ごとの伸びを反映。
- ・物件費等は、前回債務負担行為設定時からの物価指数の伸びを反映。
- ・光熱費は、物価上昇が著しい現状（例：電気+70%、都市ガス+132%）にある中、今後の動向も不透明であることから、債務負担行為には含めていない。（公募等を行う時点の価格動向を踏まえて設定）

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

- ・児童の健全育成に係る魅力あるイベントを年間を通じて実施する等、利用者の多様なニーズに対応した施設運営を行う。
- ・指定管理制度を導入し、施設運営の効率化を図っている。また、定期的に老朽設備や遊具の修繕・更新を行い、利用者に安心して利用いただける環境整備を行っている。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7573)

### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
こどもの国50周年事業	5,000	409,435	△404,435				5,000							
トータルコスト	7,339千円 (前年度414,167千円) [正職員: 0.3人]													
主な業務内容	関係機関との連絡調整、イベントの実施													
工程表の政策内容	—													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>令和5年5月に迎える「鳥取砂丘こどもの国」の開園50周年を祝い、50周年イヤーを盛り上げるためのイベントを実施するとともに、県内全域へこどもの国での遊びやイベントを広く周知することにより、50周年を好機として、こどもの国のPRとリピーター獲得を目指す。</p>														
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">(単位: 千円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50周年イベントの開催</td> <td>                     開園50周年を記念した式典・イベントを開催する。                      ・令和5年4月中のプレイメントの実施                      ・令和5年5月の50周年記念式典の実施                 </td> <td style="text-align: center;">5,000</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	50周年イベントの開催	開園50周年を記念した式典・イベントを開催する。 ・令和5年4月中のプレイメントの実施 ・令和5年5月の50周年記念式典の実施	5,000
区 分	内 容	予算額												
50周年イベントの開催	開園50周年を記念した式典・イベントを開催する。 ・令和5年4月中のプレイメントの実施 ・令和5年5月の50周年記念式典の実施	5,000												
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限され、特に子どもたちが野外で活動することが少なくなっている中、「こどもに夢を見せる場所」として鳥取砂丘こどもの国の価値が見直されるべきである。</p> <p>また、令和5年度に迎える開園50周年に向けて、遊具新設整備、施設改修を実施しているところであり、こどもの国開園50周年記念イベントの開催と併せて、更なる入園者数の増加を目指す。</p>														

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7 1 4 8)

### 1 目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て王国とっとり推進事業	12,871	43,905	△31,034	2,672			10,199	
トータルコスト	23,007千円 (前年度54,157千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	子育て関連施策の広報、会議の開催、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	-							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。

##### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発	地域みんなで子育てを応援する「子育て王国鳥取県」の機運を醸成するため、各種子育て施策等について新聞やタウン情報誌を通じて、広報を行う。 また、子育て王国とっとりサイトの管理運営を委託する。	3,642
子ども専用ウェブサイト運営事業	子ども専用ウェブサイト(キッズポータルとっとり)の管理運営を委託し、子どもが継続的に閲覧したくなるようなコンテンツを作成していく。	1,430
子育て応援パスポート事業	子育て応援パスポートの管理運営を委託し、利用者ニーズに合わせた適切な情報を積極的に配信する。	4,931
「子育て川柳コンテスト」の開催	幅広い年齢層に親しみやすい川柳を活用して子育てに関する県民の関心を高めるため、家族や子育てをテーマとする第14回「子育て川柳コンテスト」を開催する。	567
子育て王国とっとり会議の開催	本県の子育て支援施策に係る意見等を聴くため、「子育て王国とっとり会議」を開催する。	892
とっとり子育て応援ガイドブックの作成	子どもの成長に応じた主な子育て支援情報をまとめた「とっとり子育て応援ガイドブック」を更新・配布する。	600
とっとり子育て魅力発信事業	高校生、大学生、専門学校生に対し、出前講座、啓発用パンフレットの配布、結婚生活の魅力発信を通じて鳥取県での就職、生活を選択する動機づけを行う。	809
合 計		12,871

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

「子育て王国鳥取県」の機運醸成は、単年度で完結するものではないため、継続的に広報等に取り組んでいく必要があることから、今後も引き続きウェブサイト等を活用し、子育て支援団体やイベントなどの情報を子育て世帯に発信していく。

令和4年度は子育て応援パスポートのアプリ化や子ども専用ウェブサイトを構築するなど、利用者の利便性向上や情報提供体制の強化を図った。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7573)

### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
子育てしやすい企業推進事業	1,000	2,000	△1,000				1,000																
トータルコスト	2,559千円 (前年度 3,577千円) [正職員: 0.2人]																						
主な業務内容	奨励金交付事務																						
工程表の政策内容	地域社会全体の子育て支援力の向上																						
事業内容の説明																							
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業所に奨励金を支給し支援することで、男性の育児・介護休業等の取得促進、ひいては働き方改革や女性活躍の推進を図る。</p>																							
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金</p> <p>男性従業員に育児参加休暇等を取得させた従業員数100人以下の県内事業主に奨励金を支給する。          [申請上限] 1企業あたり年間1件、ただし初申請年度については2件まで可能。((3)を除く)          ※企業が(3)の区分で申請する場合、対象従業員の性別は問わず中小企業基本法に規定する中小企業者であることを要件とする。また、今後より一層の普及を図ることが必要なことから申請上限に加算しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 25%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 育児参加休暇</td> <td>配偶者の産前・産後休業期間に、従業員に子の養育のために特別休暇(有給)を2日以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 介護休暇</td> <td>従業員に介護休暇(有給)を2日以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇</td> <td>従業員に不妊治療を受けるための特別休暇(有給)を、1日または半日単位で取得させた事業主</td> <td>1万円/1日、 5千円/半日 ※上限6万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 子の看護休暇</td> <td>従業員に、小学校就学前の子を養育するための子の看護のための休暇(有給)を5回(1回あたりの時間は問わない)以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の制度「両立支援等助成金」の拡充に伴い、「育児・介護休業」、「短時間勤務」の2区分については、令和4年度末で廃止する。</p>									区 分	内 容	支給額	(1) 育児参加休暇	配偶者の産前・産後休業期間に、従業員に子の養育のために特別休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円	(2) 介護休暇	従業員に介護休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円	(3) 不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇	従業員に不妊治療を受けるための特別休暇(有給)を、1日または半日単位で取得させた事業主	1万円/1日、 5千円/半日 ※上限6万円	(4) 子の看護休暇	従業員に、小学校就学前の子を養育するための子の看護のための休暇(有給)を5回(1回あたりの時間は問わない)以上取得させた事業主	10万円
区 分	内 容	支給額																					
(1) 育児参加休暇	配偶者の産前・産後休業期間に、従業員に子の養育のために特別休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円																					
(2) 介護休暇	従業員に介護休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円																					
(3) 不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇	従業員に不妊治療を受けるための特別休暇(有給)を、1日または半日単位で取得させた事業主	1万円/1日、 5千円/半日 ※上限6万円																					
(4) 子の看護休暇	従業員に、小学校就学前の子を養育するための子の看護のための休暇(有給)を5回(1回あたりの時間は問わない)以上取得させた事業主	10万円																					
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>まずは国制度の活用を案内するため支給件数は伸びていないが、問合せは一定数あり、職場内の子育て環境改善に取り組む企業が増えていると考えられる。</p> <p>各個人(父親)が子育ての意識を持っていても、子育てしやすい職場環境がなければ男性の育児参加が進まないことから、今後も、企業に対して、従業員の子育て等への理解促進を図るとともに、就業規則、社内風土の改善などについて継続してサポートしていく。</p>																							



# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7150)

## 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育人材確保・魅力発信強化事業	(債務負担行為) 7,878 23,062	(債務負担行為) 7,868 30,247	(債務負担行為) 10 △7,185	(債務負担行為) 3,939 8,568		(寄附金) 100 (手数料) 1,091	(債務負担行為) 3,939 13,303	

トータルコスト 31,639千円 (前年度38,824千円) [正職員: 1.1人]

主な業務内容 関係機関との連絡調整、委託契約事務、補助金交付事務

工程表の政策内容 子育て家庭に対する支援の充実

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

学生や潜在保育士等への就職支援等を実施する「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、指定保育士養成施設が行う保育所等への就職を促す取組や修学資金等の貸付事業への支援を行うほか、学生等若い世代に対し、保育の仕事内容や職場の魅力を発信することで、将来的な保育人材の確保を図る。

### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内 容	予算額
(1) 保育士・保育所支援センター設置・運営事業	保育士・保育所支援センターの設置・運営や新人保育士向け研修会を開催する。 【委託先】(福) 鳥取県社会福祉協議会 【主な事業内容】 ・潜在保育士等の就職支援、保育士等就職支援セミナーの開催 ・新人保育士に向けた合同研修会の開催 等	12,987
(2) 若い世代への保育の魅力発信事業	学生等に対し保育の仕事内容や職場の魅力を発信する。 【委託先】(福) 鳥取県社会福祉協議会 【主な事業内容】 ・保育の出前説明会、魅力発信フェスの開催、保育のおしごと体験事業 ・施設長向け働き方改革セミナーの開催 等	3,831
(3) 保育人材確保実態調査	現役保育士、潜在保育士、施設、学生に向けた大規模な実態調査を行う。 【対象者】現役保育士、潜在保育士、学生、県内保育施設 【調査項目(案)】保育士になるきっかけ、職場環境の状況 等	1,977
(4) 保育士就職準備金等貸付事業補助金	鳥取県社会福祉協議会が行う潜在保育士等に向けた貸付事業を支援する。 【対象経費】貸付金及び貸付に係る事務費(補助率: 1/10) 【貸付内容】就職準備金貸付、保育料貸付、修学資金貸付 ※県内保育施設で保育士として一定期間従事した場合は返還免除あり	2,756
(5) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業補助金	鳥取短期大学が学生に対して行う保育所等への就職を促す取組を支援する。 【対象経費】学生の就職促進のため実施する取組に要する経費 【県補助率】10/10	260
(6) 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金	保育士等の資格取得に必要な受講料や代替職員雇上費の一部を支援する。 【対象経費】養成施設の受講経費、保育従事者代替に伴う雇上費 等 【実施主体】県内保育施設等 【県補助率】受講経費: 1/2、雇上費: 1人1日あたり7,220円	160
(7) 保育士登録事業	国家資格である保育士資格を全国で一元化して登録・管理する。 【委託先】(福) 日本保育協会	1,091
合 計		23,062

### 3 事業目標・取組状況・改善点

保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就職決定数及び保育士養成施設である鳥取短期大学における県内保育施設就職者数の対前年比増を図る。

- ・潜在保育士等の就職決定数の推移 R1: 75人、R2: 32人、R3: 74名
- ・鳥取短期大学における卒業生の県内保育施設就職者数の推移 R1: 84名、R2: 81名、R3: 96名

令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て支援員研修実施事業	14,905	12,858	2,047	7,434			7,471	
トータルコスト	16,464千円 (前年度14,435千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	契約、研修計画の立案							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修を実施することにより、保育や子育て支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 子育て支援員研修の実施 14,868千円 (負担割合: 国: 1/2、県: 1/2)</p> <p>①基本研修</p> <p>子育て支援員として、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、社会的養護等の各事業に共通して最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術及び倫理などを修得するものとし、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方等を理解するとともに、子育て支援員としての自覚を持たせることを目的とする。</p> <p>②専門研修</p> <p>基本研修を修了した者が、子育て支援員として、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要な子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識・原理・技術・倫理などの修得を行うことを目的とする。</p> <p>ア 地域保育コース (地域型保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>各保育施設 (保育所、小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所等) ・一時預かり事業の保育従事者やファミリー・サポート・センターで提供会員として従事する為の研修</p> <p>イ 地域子育て支援コース (利用者支援事業 基本型、特定型、地域子育て支援拠点事業)</p> <p>子育て支援センターや行政窓口等で子育て家庭支援の専任職員として従事する為の研修</p> <p>ウ 放課後児童コース</p> <p>放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の補助者として従事するための研修</p> <p>エ 社会的養護コース</p> <p>児童養護施設、乳児院等の補助的職員として従事するための研修</p> <p>(2) プロポーザル審査会開催経費 37千円 (単県)</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>平成28年度からの保育士等配置基準の弾力化に伴い、地域保育コース (地域型保育) の修了者が令和元年度は142人、令和2年度は183人、令和3年度は176人保育所等に配置されている。他コースの修了者も合わせると令和元年度は336人、令和2年度は344人、令和3年度は365人が子育て支援現場で勤務しており、子育て支援の充実だけでなく、他職員の負担軽減にもつながっている。</p>								

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7150）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	16,080	17,880	△1,800				16,080										
トータルコスト	17,639千円（前年度19,457千円）〔正職員：0.2人〕																
主な業務内容	奨学金制度の運用、貸付決定事務																
工程表の政策内容	—																
事業内容の説明																	
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>学校法人藤田学院との「保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する協定」に基づく鳥取県保育士修学資金制度により、修学に必要な資金を貸し付ける。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 修学資金の対象者</p> <p>県内の高等学校卒業者（その者に準ずる者を含む。）又は入学する日の前年度4月初日から県内に保護者が住んでいる者のうち、鳥取短期大学に入学し、将来県内において保育士又は幼稚園教諭としてその業務に従事しようとしている者。</p> <p>(2) 修学資金の額</p> <table border="1" data-bbox="244 1126 1329 1249"> <thead> <tr> <th>修学資金の種類</th> <th>金額（2年分）</th> <th>貸付時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学支援資金</td> <td>240千円</td> <td>入学前</td> </tr> <tr> <td>奨学金</td> <td>720千円</td> <td>四半期毎</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 所要額</p> <p>①令和4年4月、令和5年4月入学生に係る奨学金</p> <p>令和4年4月入学生 360千円×11名=3,960千円</p> <p>令和5年4月入学生 360千円×17名=6,120千円</p> <p>②令和6年4月入学生に係る入学支援資金 240千円×25名=6,000千円</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>経済的な理由で進学できない学生に対し支援を行うことで、希望の就職・経済的自立を叶え、ひいては将来的な県内の保育人材の確保に繋げていく。</p> <p>平成26年度末で保育専門学院を廃止し、学院が果たしてきた保育士養成機能を鳥取短期大学に引き継ぎ、入学定員を増加する一方で、独自の修学資金制度の創設（鳥取県保育士等修学資金制度）や鳥取短期大学の定員増に伴う教員体制の充実に対して支援する事業に取り組んでいる。</p> <p>平成30年11月、当該奨学金制度の対象を2023年入学生まで延長することも盛り込んだ協定を鳥取短期大学と締結した。</p>									修学資金の種類	金額（2年分）	貸付時期	入学支援資金	240千円	入学前	奨学金	720千円	四半期毎
修学資金の種類	金額（2年分）	貸付時期															
入学支援資金	240千円	入学前															
奨学金	720千円	四半期毎															

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課(内線:7570)

## 1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育・幼児教育の質の向上強化事業	12,087	12,754	△667	5,355			6,732	
トータルコスト	22,513千円(前年度23,174千円)[正職員:0.6人 会計年度任用職員:2.0人]							
主な業務内容	保育所訪問指導、研修の企画立案、関係機関との調整							
工程表の政策内容	—							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

保育専門員による保育所等の訪問指導、保育士等を対象にした保育所保育指針実践研修等、各種研修の実施により、保育・幼児教育の質の向上を図る。

#### 2 主な事業内容

##### (1) 保育所・幼稚園訪問指導(単県)

保育専門員(会計年度任用職員:東部・西部に1名ずつ配置)と幼児教育専任指導主事(教育委員会に3名配置)が、保育所、幼稚園等を訪問し、保育の内容等に対して指導助言を行い、就学前の保育・幼児教育を支援する。

##### (2) 保育の質の向上のための研修事業(国1/2、県1/2、単県)

保育に従事する者の資質向上を図るため、各種研修会を実施する。

(単位:千円)

区分	内容	予算額
直営	保育所保育指針実践研修、非常勤職員等スキルアップ研修、家庭支援研修	1,159
委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児保育担当者研修、乳児保育担当者研修(1,000) (委託先:子ども家庭育み協会)</li> <li>人権・同和保育研修(委託先:人権保育連絡会)(650)</li> <li>市町村保育リーダー養成研修(委託先:鳥取大学)(975)</li> <li>保育従事者(保育士以外)研修(委託先:鳥取短期大学)(808)</li> <li>保育士等キャリアアップ研修(委託先:公募で決定)(6,120)</li> </ul>	9,553
補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>新任、主任保育士、所長研修(実施主体:子ども家庭育み協会)</li> <li>鳥取県保育研究推進大会(実施主体:子ども家庭育み協会)</li> </ul>	900
その他	保育士等キャリアアップ研修プロポーザル審議会経費	25
合計		11,637

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

平成29年4月、小中学校課内に幼児教育センターを設置し、保育専門員・幼児教育アドバイザー、教育委員会幼児教育指導主事のそれぞれの専門性を活かした指導体制を構築し、財政面や正職員不足等から保育リーダーを配置することが困難な市町村を各圏域で支援している。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7150）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取短期大学（幼児教育保育学科）教育充実支援事業	3,177	3,177	0				3,177	
トータルコスト	3,957千円（前年度 3,966千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>保育専門学院が果たしてきた役割を鳥取短期大学に一本化するにあたり締結した、学校法人藤田学院との「保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する協定」に基づき、同短大で平成26年度から定員を25名増やしたことに伴い、実習を充実させるため、専任教員を1名雇用している。</p> <p>本教員増に伴う経費について県として応分の負担を行うため支援を行う。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>教員1名（准教授相当）の人件費相当分について、補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用主体：学校法人藤田学院鳥取短期大学</li> <li>・主な業務：定数増に伴って保育実習を充実するために必要な業務に従事</li> <li>・対象経費：給料、諸手当、共済費（事業主負担分）</li> <li>・補助率：1/2</li> </ul>								
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>鳥取県立保育専門学院の廃止に伴い、学校法人藤田学院が鳥取短期大学幼児教育保育学科の定員を増員することを支援し、社会的要請に対応する保育者の資質向上を図る。</p> <p>専任教員は、幼児教育保育学科において、児童家庭福祉、保育実習指導等の授業を担当している。</p>								

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7150）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
産休等代替職員費補助金	8,005	8,430	△425				8,005																						
トータルコスト	8,785千円（前年度9,219千円）〔正職員：0.1人〕																												
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関（市町村等）との連絡調整、指導監督																												
工程表の政策内容	—																												
事業内容の説明																													
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため休暇を取得する場合、その代替職員を任用するための費用を負担することで、職員の母体の保護を図りつつ、施設における入所者の適切な処遇を確保することを目的とする。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>【実施主体】市町村（鳥取市を除く）、法人</p> <p>【補助率】定額（県10/10）</p> <p>【補助対象期間】</p> <p>産休：出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から産後8週間を経過するまでの日</p> <p>病休：休暇開始31日目から90日までの期間において、その職員が休暇を継続する日</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替職員として臨時的に雇用される者</li> <li>・保育補助職員等のうち、勤務条件を変更（例：半日勤務⇒フルタイム勤務）する者</li> </ul> <p>【補助単価】（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実勤務日数</th> <th>勤務条件の変更を行わない場合の単価</th> <th>勤務条件の変更を行う場合の単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16～30日</td> <td>108</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>31～45日</td> <td>216</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>46～60日</td> <td>324</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>61～75日</td> <td>433</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>76～90日</td> <td>541</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>91日～</td> <td>649</td> <td>324</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>県が保育所等の児童福祉施設において産休等代替職員を任用等するための費用に対して助成を行うことにより、当該休暇を必要とする職員の母体の保護又は専心療養の保障を図り施設入所者等の処遇を確保するとともに、出産後も継続して働くことができる就労環境づくりにつながっている。</p> <p>平成27年度から幼保連携型認定こども園を、平成29年度から地域型保育事業所を対象施設に追加している。</p>									実勤務日数	勤務条件の変更を行わない場合の単価	勤務条件の変更を行う場合の単価	16～30日	108	54	31～45日	216	108	46～60日	324	162	61～75日	433	216	76～90日	541	270	91日～	649	324
実勤務日数	勤務条件の変更を行わない場合の単価	勤務条件の変更を行う場合の単価																											
16～30日	108	54																											
31～45日	216	108																											
46～60日	324	162																											
61～75日	433	216																											
76～90日	541	270																											
91日～	649	324																											

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7570)

### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
保育所等整備事業	7,756	130,608	△122,852			7,756		
トータルコスト	8,536千円 (前年度131,397千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明				【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b> 保育所等の施設整備を行う事業者に補助する市町村に対し、安心子ども基金を活用してその支援を行う。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">(単位: 千円)</span>								
区分	内容	補助率等		予算額				
安心子ども基金特別 対策事業補助金 (保 育所緊急整備事業、 認定子ども園整備事 業)	保育所、認定子ども園等の施設整備に 係る経費について補助を行う。(1園)	県1/2 (国 (基金) 10/10) 市町村1/4 事業者1/4		7,756				
合 計				7,756				
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> 保育所、認定子ども園等の施設整備を支援することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図る。 国庫補助金を活用し、保育環境の充実や、入所定員増加による保育ニーズへの対応を図っている。								

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7150）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
保育料無償化等子育て支援事業	238,429	270,322	△31,893			(基金繰入金) 33,558	204,871																	
トータルコスト	239,988千円（前年度271,899千円）〔正職員：0.2人〕																							
主な業務内容	補助金交付事務																							
工程表の政策内容	子育て家庭に対する支援の充実																							
事業内容の説明	【「鳥取県子ども未来基金」充当事業】																							
<b>1 事業の目的・概要</b>	<p>子どもを産み育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の増加を促進するため、保育料等の無償化を行い保護者負担の軽減を行う市町村に対し助成を行う。なお、令和元年10月から幼児教育・保育無償化が実施されており、その対象となる3歳以上の児童（0～2歳児は住民税非課税世帯が対象）は本事業からは除く。</p>																							
<b>2 主な事業内容</b>	<p>(1) 保育料無償化等子育て支援事業 204,871千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村（中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業との選択制）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>第3子以降（所得制限・年齢制限なし）及び年収約360万円未満世帯の第2子（第1子と同時在園の場合のみ）にかかる国基準保育料（国が定める利用者負担の上限額）から無償化する経費（対象施設：認定子ども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所）</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 33,558千円</p> <p>少子化、人口減少の危機に直面している中山間地域において、自治体独自の保育料無償化の子育て支援施策により、若者の移住定住など地域活性化に果敢に挑戦する市町村に対して助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>中山間地域（鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域）のある市町村（予定市町村：8町）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業所を利用している子どもの保育料等を無償化・軽減するのに必要な経費 対象経費＝（町が定める保育料額※）－（町が行う無償化・軽減後の保育料） ※令和5年4月1日時点で各市町村が定める保育料等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	内 容	実施主体	市町村（中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業との選択制）	対象経費	第3子以降（所得制限・年齢制限なし）及び年収約360万円未満世帯の第2子（第1子と同時在園の場合のみ）にかかる国基準保育料（国が定める利用者負担の上限額）から無償化する経費（対象施設：認定子ども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所）	補助率	1/2	区 分	内 容	実施主体	中山間地域（鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域）のある市町村（予定市町村：8町）	対象経費	中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業所を利用している子どもの保育料等を無償化・軽減するのに必要な経費 対象経費＝（町が定める保育料額※）－（町が行う無償化・軽減後の保育料） ※令和5年4月1日時点で各市町村が定める保育料等	補助率	1/2
区 分	内 容																							
実施主体	市町村（中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業との選択制）																							
対象経費	第3子以降（所得制限・年齢制限なし）及び年収約360万円未満世帯の第2子（第1子と同時在園の場合のみ）にかかる国基準保育料（国が定める利用者負担の上限額）から無償化する経費（対象施設：認定子ども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所）																							
補助率	1/2																							
区 分	内 容																							
実施主体	中山間地域（鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域）のある市町村（予定市町村：8町）																							
対象経費	中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業所を利用している子どもの保育料等を無償化・軽減するのに必要な経費 対象経費＝（町が定める保育料額※）－（町が行う無償化・軽減後の保育料） ※令和5年4月1日時点で各市町村が定める保育料等																							
補助率	1/2																							
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料軽減により保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを支援することで、合計特殊出生率の増加を図る。</li> <li>・平成6年から実施してきた第3子以降の保育料軽減については、平成27年9月から、所得制限、年齢制限を設けない「第3子以降保育料完全無償化」を市町村と連携して実施、さらに平成28年度からは、低所得世帯に特化した第2子無償化（第1子と同時在園の場合）を実施し低所得世帯の支援を強化してきた。</li> <li>・また、平成26年度から、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施し、人口減少の著しい中山間地域において保育所等の保育料を大幅に軽減することで、出生率の上昇を促すとともに、経済的な理由から子どもを諦めている若い世代の流入と定住を促進し、人口の増加と多子化の実現を図る市町村を支援している。</li> <li>・これらの保育料軽減や医療費助成など各種の子育て支援を実施してきたことで、平成20年に1.43（全国17位）であった合計特殊出生率が、令和3年においては1.51（全国10位）となっており、少子化対策として引き続き支援を行っていく。</li> </ul>																							



## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7570）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども・子育て支援施設等利用県負担金	81,461	95,669	△14,208				81,461	
トータルコスト	82,241千円（前年度96,458千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	負担金の申請・交付、関係機関（市町村等）との連絡調整、指導監督							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
令和元年10月から実施されている幼児教育・保育無償化に伴い、新たに無償化の対象となった私立幼稚園（新制度未移行園）及び認可外保育施設等について、当該対象施設を利用した際に要する費用の一部を県が負担する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
区分	内容							
実施主体	市町村							
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ※国立幼稚園については国の子育てのための施設等利用給付交付金 10/10							
対象施設・事業	子どものための教育・保育給付の対象外である次の施設及び事業のうち、市町村の確認を受けたもの。 ①幼稚園（子ども・子育て新制度未移行） ②届出（認可外）保育施設 ③預かり保育事業 ④一時預かり事業 ⑤病児保育事業 ⑥子育て援助活動支援事業 ※市町村は、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準を満たしていることを確認する。 ※③～⑥は公立（市町村事業）も含む。							
対象経費	子ども・子育て支援法第30条の5に規定する施設等利用給付認定を受けた子どもが当該対象施設・事業を利用した場合にかかる費用 ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども							
月額上限額 （一人当たり）	・新1号認定こども 25,700円 ・新2号認定こども 37,000円 ・新3号認定こども 42,000円							
予算額	81,461千円							
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を県が負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援し、子どもの保護者の経済的負担を軽減する。								
令和元年度から子どものための教育・保育給付の対象とならない施設、事業を利用した際の費用の一部を県が負担し、子育て世帯の負担軽減に貢献している。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7570)

### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
幼児教育・保育無償化円滑化事業	5,716	9,058	△3,342			(基金繰入金) 5,716		
トータルコスト	7,275千円 (前年度10,635千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金の申請・交付、関係機関(市町村等)との連絡調整、指導監督							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するため、必要となる事務及びシステム改修等に要する経費を支援する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 市町村</li> <li>・負担割合 国10/10</li> <li>・対象経費 認可外保育施設の無償化の実施にあたり、市町村において必要となる事務費及びシステムの改修費等の費用</li> </ul> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い創設され、令和2年度までは無償化に係る事務費及びシステム改修費等の費用を助成した。 令和3年度からは、認可外保育施設のみを対象とするように変更された。</p>								

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7150）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どものための教育・保育給付費県負担金	2,891,418	3,000,125	△108,707				2,891,418	
トータルコスト	2,894,537千円（前年度3,003,279千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	負担金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	子育て家庭に対する支援の充実							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
市町村が、認可教育・保育施設に対して行う施設型給付及び地域型保育事業所に対して行う地域型保育給付に要する費用について、県がその一部を負担する。								
なお、令和5年度から保育所における4、5歳児の保育士を配置基準（30:1）以上に配置する場合（25:1）の加算措置を拡充する。								
給付の種類		施 設 区 分						
施設型給付 （保育所は「委託費」）		認定こども園、幼稚園、保育所						
地域型保育給付		地域型保育事業所 ※市町村が以下の保育事業を実施する事業者を認可し、事業者に対して財政支援を行う ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育（従業員以外の児童を定員に応じて一定数受け入れる場合に限る）						
<b>2 主な事業内容</b>								
区分	内 容							
実施主体	市町村							
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（国負担分は、国から市町村へ直接交付） ※地方単独費用部分のみ 県 1/2、市町村 1/2 ※0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合							
対象経費	施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額							
対象施設	給付区分	対象施設					施設数	
	施設型給付費	私立の認定こども園、幼稚園、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象					104	
	地域型保育給付費	公立、私立の地域型保育事業所					37	
	合 計					141		
予算額	2,891,418千円（※【新規】基準以上に配置する場合の加算 +19,050千円）							
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
施設運営費補助により必要な保育を提供し、子ども・子育て支援計画の遂行を図る。								
国の定める公定価格において、保育士等の処遇改善が年々図られており、保育ニーズへの対応、保育環境の改善等に寄与している。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7 1 5 0)

### 1 目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
保育サービス多様化促進事業 (障がい児保育、医療的ケア児保育、乳児保育)	136,796	127,643	9,153	21,186			115,610																									
トータルコスト	139,135千円 (前年度130,009千円) [正職員: 0.3人]																															
主な業務内容	補助金交付事務、指導監督、関係機関との連絡調整																															
工程表の政策内容	子育て家庭に対する支援の充実																															
事業内容の説明																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>																																
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <p>事業実施主体: 市町村</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助率</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい児保育事業 (単県)</td> <td>各市町村が特別な支援が必要と認めた2号認定子ども、3号認定子どもに対して、保育士等を配置する経費</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: right;">94,402</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア児保育事業 (国事業)</td> <td>各市町村が医療的ケア児のために看護職員を配置する費用、保育支援者を配置する経費、その他所要の経費等</td> <td style="text-align: center;">5/6 (国2/3、県1/6、市町村1/6)</td> <td style="text-align: right;">26,054</td> </tr> <tr> <td>保育環境改善等事業 (障害児受入促進事業) (国事業)</td> <td>既存の保育所等において、障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う経費</td> <td style="text-align: center;">2/3 (国1/3、県1/3、市町村1/3)</td> <td style="text-align: right;">686</td> </tr> <tr> <td>【拡充】乳児保育事業 (単県)</td> <td>特定教育・保育施設等 (私立のみ) において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から6ヶ月分 (従来3ヶ月) の保育士を配置する経費</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: right;">15,654</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">136,796</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	補助率	予算額	障がい児保育事業 (単県)	各市町村が特別な支援が必要と認めた2号認定子ども、3号認定子どもに対して、保育士等を配置する経費	1/2	94,402	医療的ケア児保育事業 (国事業)	各市町村が医療的ケア児のために看護職員を配置する費用、保育支援者を配置する経費、その他所要の経費等	5/6 (国2/3、県1/6、市町村1/6)	26,054	保育環境改善等事業 (障害児受入促進事業) (国事業)	既存の保育所等において、障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う経費	2/3 (国1/3、県1/3、市町村1/3)	686	【拡充】乳児保育事業 (単県)	特定教育・保育施設等 (私立のみ) において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から6ヶ月分 (従来3ヶ月) の保育士を配置する経費	1/2	15,654	合 計			136,796
区分	内容	補助率	予算額																													
障がい児保育事業 (単県)	各市町村が特別な支援が必要と認めた2号認定子ども、3号認定子どもに対して、保育士等を配置する経費	1/2	94,402																													
医療的ケア児保育事業 (国事業)	各市町村が医療的ケア児のために看護職員を配置する費用、保育支援者を配置する経費、その他所要の経費等	5/6 (国2/3、県1/6、市町村1/6)	26,054																													
保育環境改善等事業 (障害児受入促進事業) (国事業)	既存の保育所等において、障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う経費	2/3 (国1/3、県1/3、市町村1/3)	686																													
【拡充】乳児保育事業 (単県)	特定教育・保育施設等 (私立のみ) において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から6ヶ月分 (従来3ヶ月) の保育士を配置する経費	1/2	15,654																													
合 計			136,796																													
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>対象児童や配置職員の範囲拡大等により多様な子どもの受入を支援しており、令和5年度において、障がい児保育事業、乳児保育事業の補助基準額の引上げを行い、雇用環境の改善を図ることとしている。</p> <p>また、関係団体との意見交換において、年度途中の乳児の入所対策に必要となる保育士確保が課題であるという声が多く聞かれたことから、乳児保育事業の補助対象月数を3ヶ月分から6ヶ月分に拡充し、年度途中の待機児童 (R4.10時点7人) の解消を目指す。</p>																																

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7150）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
低年齢児受入施設 保育士等特別配置 事業	201,052	210,924	△9,872				201,052													
トータルコスト	201,832千円（前年度211,713千円）〔正職員：0.1人〕																			
主な業務内容	補助金交付事務、指導監督、関係機関との連絡調整																			
工程表の政策内容	—																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>1歳児担当保育士等数の割合を国の基準（6：1）を上回って配置（4.5：1）する施設に対し加配を行うための経費を助成し、保育所等に配置される保育士等の増員を図る。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村（私立の施設については、間接補助）</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士等の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施するよう加配すること 〔正職員単価を適用する場合〕 ・配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士等数以上であること。</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>認定こども園、保育所、地域型保育事業所</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>正規職員単価 280,000円／月、非正規職員単価 180,000円／月 ※単価は加配後の職員数から国の定める基準による職員数を引いた人役差1.0人当たり</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	市町村（私立の施設については、間接補助）	補助要件	年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士等の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施するよう加配すること 〔正職員単価を適用する場合〕 ・配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士等数以上であること。	対象施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業所	補助基準額	正規職員単価 280,000円／月、非正規職員単価 180,000円／月 ※単価は加配後の職員数から国の定める基準による職員数を引いた人役差1.0人当たり	負担割合	県1/2、市町村1/2
区分	内容																			
実施主体	市町村（私立の施設については、間接補助）																			
補助要件	年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士等の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施するよう加配すること 〔正職員単価を適用する場合〕 ・配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士等数以上であること。																			
対象施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業所																			
補助基準額	正規職員単価 280,000円／月、非正規職員単価 180,000円／月 ※単価は加配後の職員数から国の定める基準による職員数を引いた人役差1.0人当たり																			
負担割合	県1/2、市町村1/2																			
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>1歳児の保育を円滑に実施することにより、児童福祉の向上を図る。</p> <p>平成14年度から県独自に本事業（1歳児加配）を開始し、平成25年度からは3歳児に対する加配も追加してきた。また、保育士の正規雇用の促進を図るため、平成24年度より補助単価に正規職員単価を追加した。</p> <p>平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度における質の改善に伴って、3歳児については国制度による加算に組み込まれたが、1歳児については先送りされたことから、引き続き県制度により国に先行する形で実施している。</p> <p>平成30年度から正規職員単価適用のための1歳児担当保育士等が正職員である旨の要件を緩和し、保育所等の施設職員の処遇改善を図っている。</p> <p>令和5年度は、正規職員単価については、令和4年度人事院勧告に基づき月額1,000円引き上げを行い、引き続き処遇の適正化を図る。</p>																				

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課(内線:7150)

## 1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
病児・病後児保育普及促進事業	2,163	16,109	△13,946				2,163	
トータルコスト	2,943千円(前年度16,898千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策内容	子育て家庭に対する支援の充実							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

病児・病後児保育施設が抱える課題に対して県独自に財政支援を行う等、今後の新たな事業実施を促進し、併せて実施施設における質の向上を支援することにより、県内の病児・病後児保育体制の拡充・強化を図り、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進する。

#### 2 主な事業内容

##### (1) 補助事業

(単位:千円)

区分	内容	予算額
①病児・病後児保育施設助成事業	国補助制度の必要配置数を超過して職員配置した場合の人件費及び職員配置が国補助要件を満たさない施設の運営費を支援する。 (負担割合:県1/2、市町村1/2)	631
②病児保育ICT化導入促進支援事業	病児保育の予約・キャンセル等のシステム利用料等を支援する。 (負担割合:県1/2、市町村1/2、補助基準額:1施設あたり300千円)	750
③病後児保育施設活性化支援事業	病後児へ保護者を誘導する病児施設の事務費及び病後児へ移る保護者に対する利用料の一部を支援する。(負担割合:県10/10、補助基準額:事務費1,000円/人、利用料500円/人)	450
④開設準備経費助成事業	病児・病後児保育施設の新規開設に要する改修費について、国制度(子ども・子育て支援交付金)の補助基準額を上回る部分について支援する。(負担割合:県1/3、市町村1/3以上、補助基準額:6,000千円)	—
⑤環境整備助成事業	病児・病後児保育施設の小規模修繕や設備整備を支援する。 (負担割合:県1/2、市町村1/2、補助基準額:500千円)	149
⑥広域利用推進事業	広域利用の中心となる施設所在市町村に対して、施設や市町村間の連絡調整等に要する経費相当分を支援する。(負担割合:県1/2、市町村1/2、補助額:広域利用1市町村・1施設あたり10千円)	—
⑦研修等受講支援事業	全国規模で開催される研修会等への参加経費(旅費等)を支援する。 (負担割合:県1/2、市町村1/2)	29
⑧実地研修受入施設支援事業	病児・病後児保育に携わる新任保育士・看護師等の実地研修として、県内施設が受入を行った場合に当該施設へ必要経費を支援する。	48
合計		2,057

##### (2) 病児保育研修会 106千円

県において、病児保育事業に従事する職員等を対象に研修会を開催する(動画配信)。

##### (3) 病児保育施設整備

市町村が設置する病児保育施設の整備にかかる経費を助成する。(令和5年度実施予定なし)

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

(事業目標) 病児・病後児保育利用定員数 令和6年度末 120人(令和5年1月時点110人)

病児・病後児保育施設は、保護者の要望や県・市町村による事業者支援等を背景に、平成22年度の17施設から令和4年度においては30施設へ増加している。また、鳥取市・米子市・倉吉市内の病児保育施設について近隣町村民による広域利用が進み、病児・病後児保育を県内全市町村で利用可能となっている。

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7 1 4 8)

## 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども・子育て支援交付金	671,195	709,803	△38,608				671,195	
トータルコスト	675,094千円 (前年度713,746千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
市町村が、各市町村の子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
負担割合: 国1/3、県1/3、市町村1/3 (利用者支援事業は国2/3、県1/6、市町村1/6) (単位: 千円)								
区分	内容							予算額
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う。							29,219
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する。							27,836
実費徴収に伴う補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する。							778
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。							-
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する。							431,636
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。							2,444
乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う。							5,514
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。							3,898
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。							2,147
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。							37,344
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。							57,274
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う。							63,609
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。							9,496
合 計							671,195	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
市町村で策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、県内すべての市町村がいずれかの事業に取り組み、子育て環境の充実に努めている。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7 1 5 0)

### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放課後児童クラブ 設置促進事業	26,179	19,563	6,616	1,366			24,813	
トータルコスト	30,078千円 (前年度23,506千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金交付事務、研修会の開催							
工程表の政策内容	地域社会全体の子育て支援力の向上							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
仕事と子育ての両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費及び設備の整備等に係る費用について、市町村に対して助成を行う。また、放課後児童クラブ職員等を対象とした研修会を開催する。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">(単位: 千円)</span>								
区 分	内 容							予算額
放課後児童健全育 成事業	放課後児童クラブの運営費について、国庫補助(子ども・子育て支援交付金)に上乗せ、又は国庫補助対象外クラブへ単県補助を行う。 [負担割合] 県1/2、市町村1/2 [加算内容] ・夏休み等長期休暇に1日8時間以上開設する場合 ・障がい児を2人以上受け入れ、市町村が必要と認めた児童1人につき専門的知識を有する担当職員を1人以内配置する場合 ・児童の遊びを指導する者の資格を有する者(保育士等)の処遇改善を行った場合							4,101
指導員資質向上事 業	放課後児童支援員等を対象とした研修を開催する。 [負担割合] 国1/2、県1/2							233
子ども・子育て支 援施設整備交付金	放課後児童クラブの施設整備の促進を図るため、市町村等に対し施設整備費を助成する。令和5年度は八頭町で2箇所整備予定。 [負担割合] ※ ( ) 内は待機児童の解消のために施設整備を行う場合 ・市町村が整備を行う場合: 国1/3、県1/3、市町村1/3 (国2/3、県1/6、市町村1/6) ・市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に補助する場合: 国2/9、県2/9、市町村2/9、設置者1/3 (国1/2、県1/8、市町村1/8、設置者1/4)							19,278
放課後児童支援員 認定資格研修の開 催	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の要件を満たす放課後児童クラブの従事者に対し、認定研修を実施する。 [負担割合] 国1/2、県1/2							2,567
合 計							26,179	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
子育てと仕事の両立を支援するために、国庫補助額以上の補助を必要とするクラブや地域の実情により国庫補助要件を満たすことが困難なクラブに対して、引き続き鳥取県放課後児童健全育成事業(単県補助)による補助が必要である。また、年度当初に放課後児童クラブに登録できなかった児童(待機児童)数は、令和3年度に57人、令和4年度に27人発生している。より安定したクラブ運営のためにも、雇用環境等の改善を図る必要がある。								



令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課(内線:7868)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県自然保育促進事業	23,837	26,743	△2,906				23,837	

トータルコスト 28,515千円(前年度 31,475千円) [正職員:0.6人]

主な業務内容 認証関係業務、補助金交付事務、指導監査、研修運営

工程表の政策内容 ー

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**  
 本県の恵まれた環境を活かし、子どもたちが「豊かな自然」の中で“遊びきる”経験を持てる環境を提供するため、自然保育を行う施設等に対する取組の支援等を行う。

**2 主な事業内容** (単位:千円)

区分	内 容	予算額
①とっとり森・里山等自然保育事業費補助	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園(以下「認証園」という。)の運営費を補助する。 <b>【補助基準】</b> 利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童人数に応じて補助 <b>【負担割合】</b> 県1/2(市町村は任意)	18,956
②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減補助	国による幼児教育・保育無償化対象外である3歳以上の児童又は以下の要件に該当する児童に係る保育料を軽減する認証園に対しその額を補助する。 <b>【対象児童】</b> 4月1日時点で2歳である第3子以降の児童及び保護者と生計を一にする低所得世帯の第2子(第1子が認証園に在園する児童に限る) <b>【補助基準】</b> 各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の1/2又は1月あたり12,850円のいずれか低い額を限度とする。 <b>【負担割合】</b> 県1/2(市町村は任意)	3,239
③保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進	県内で自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等をとっとり自然保育認証制度により認証するとともに、認証園に対して必要経費を補助する。 <自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金> <b>【補助基準額】</b> 1施設200千円 <b>【補助率】</b> 県1/3(市町村は任意)	1,460
④自然保育研修会、安全対策研修会の実施	自然保育の意義・効果についての理解を深め、自然体験活動のノウハウの共有やさらなる保育の充実を図るため、また保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するための研修会を実施する。	182
合 計		23,837

**3 事業目標・取組状況・改善点**  
 平成21年に智頭町で「森のようちえんまるたんぼう」が開設され、平成26年度、全国に先駆けて官民学の協働提案・連携推進事業として森のようちえんの認証制度の検討を行った。平成27年3月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設し、認証園の運営費を助成するとともに、保育料軽減に対する助成を行っている。認証園数は増加しており(令和4年12月末時点で7園開設)、子どもの発達の促進以外に、中山間地域振興、移住定住対策の側面で効果をもたらしている。  
 さらに、平成29年度に保育所・幼稚園等が行う自然体験活動に対する認証制度(保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度)を創設し、39園認証した(令和5年1月末日時点)。  
 <目標数値>  
 自然保育に取り組む施設数:令和6年度末までに48園  
 (「とっとり森・里山等自然保育認証園」及び「保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証園」の合計)

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7868）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育・保育施設等における安全・安心推進事業	3,365	2,981	384				3,365	
トータルコスト	8,823千円（前年度8,501千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	訪問指導、関係機関との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
教育・保育施設等（以下、「保育施設等」という。私立幼稚園も含む。）における重大事故の未然防止や事故発生時の適切な事故対応、再発防止の徹底を図ることを目的とし、安全管理研修の実施や園が実施する現地指導開催経費への補助等を行い、保育施設等における安心・安全に係る環境整備を進める。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	内容		補助率	予算額				
子どもの虐待防止対策研修	県内保育施設等の全職員が子どもの虐待を防止するための正しい知識・情報を習得できるよう研修を実施する。 （動画配信方式）		—	500				
子ども向け安全教育講習	県内保育施設等における子どもの安全教育の一環として子ども向け動画を配信し安全管理体制の強化を図る。 （併せてDVD配付）		—	200				
保育関係団体等が行う安全対策取組強化支援（専門研修）	保育関係団体、幼稚園関係団体等が行う団体内での安全対策の取組強化（団体主催の専門研修）への支援を行う。		県10/10 （上限：50千円）	100				
安全管理現地指導	専門家等による安全管理に係る現地指導（点検等を含む。）を実施し、施設内における動線の見直しや危険箇所の改善を促す。		県1/2 設置者・事業者1/2 （上限12千円/回）	120				
（新）安全管理に係る施設整備支援	専門家等による安全管理に係る現地指導を実施した施設を対象に、指導指摘箇所の改修・改善を実施する場合の経費を補助し、施設内の安全管理の強化を図る。		県1/2 設置者・事業者1/2 （上限200千円/回）	2,000				
事故防止に向けた調査・検証チームの設置	保育施設等における重大事故発生時や安全管理に対する施策推進にあたり、重大事故発生時に、事故後の対応・再発防止策を検証するほか、施策に対する意見を伺うため、第三者による調査・検証チームを設置する。		—	445				
私立幼稚園の指導監査等の強化	私立幼稚園へ保育所と同等の視点で認可基準の順守状況、安全管理状況等を確認する「私立幼稚園運営状況調査」を行う。		—	—				
教育・保育施設等における事故防止に向けた検証調査チーム報告書の横展開	安全管理研修において教材とするほか、各施設が行う施設内研修等での活用を促す。		—	—				
各施設における安全管理の推進	各施設が安全管理マニュアルの見直しを行う際の助言・指導を行う。（鳥取県版「安全管理ガイドライン」（雛形）の活用等）		—	—				
合 計								3,365
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
令和4年1月20日に公表した教育・保育施設等における事故防止に向けた調査検証チーム報告書で示された調査検証チームからの提言等を踏まえ、県内の全教育・保育施設等における安全対策の向上を図っている。また、令和4年9月5日に静岡県の認定こども園で発生した園児の送迎バス内置き去り死亡事故を受け、送迎バスを運行する県内の全教育・保育施設等への緊急点検を実施し、令和4年12月補正予算で送迎用バスへの安全装置等の導入を支援した。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7 1 4 8)

### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県安心こども基金積立金	10,018	0	10,018			(財産収入) 18 (雑入) 10,000		
トータルコスト	10,798千円 (前年度0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金管理事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴い、鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金の返還が発生する場合の返還金及び運用利息分について、鳥取県安心こども基金へ積み立てる。								
子育て王国課管理運営費	10,541	9,580	961				10,541	
トータルコスト	29,254千円 (前年度26,141千円) [正職員: 2.4人]							
主な業務内容	子育て王国課及び子育て・人財局の管理運営、課・局内外の連絡調整等に係る費用							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
(1) 鳥取県児童館連絡協議会補助金事業 700千円 鳥取県児童館連絡協議会が県内に設置されている児童館の活動促進事業及び職員の資質向上を図る研修等を実施する経費を補助する。								
(2) 子育て王国課管理運営費 9,841千円 児童福祉に関する法・制度の普及・推進及び関係機関・団体との調整等に要する経費である。								
【廃止】地域子育て支援拠点の環境改善事業	0	445	△445					
トータルコスト	0千円 (前年度1,234千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
令和4年度に事業完了したため、廃止するものである。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7573)

### 2目 児童措置費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																			
児童手当等支給事業	1,098,317	1,190,600	△92,283				1,098,317																																																																			
トータルコスト	1,101,436千円 (前年度1,193,754千円) [正職員: 0.4人]																																																																									
主な業務内容	負担金交付事務																																																																									
工程表の政策内容	—																																																																									
事業内容の説明																																																																										
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する保護者等に対し児童手当を支給する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>                      中学校修了前までの子どもを養育する者に市町村が支給する児童手当の県負担金である。  <b>【所得制限】</b> 主たる生計維持者の所得が、所得制限額（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の4人家族（※）では年収960万円）以上の場合、中学校修了までの子ども一人につき特例給付として一律月額5,000円を支給する。なお、主たる生計維持者の所得が年収1,200万円（※の場合）以上の世帯は、特例給付も支給対象外。</p> <p>&lt;支給額及び負担割合&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">支給月額 (円)</th> <th colspan="3">負担割合</th> <th rowspan="2">予算額 (千円)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0～3歳未満</td> <td colspan="2">被用者 (7/15は事業主が負担)</td> <td style="text-align: right;">15,000</td> <td style="text-align: center;">16/45</td> <td style="text-align: center;">4/45</td> <td style="text-align: center;">4/45</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,096,544</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非被用者</td> <td style="text-align: right;">15,000</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上 小学校修了前</td> <td>被用者</td> <td>第1～2子</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> </tr> <tr> <td>非被用者</td> <td>第3子以降</td> <td style="text-align: right;">15,000</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学生</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="3">所得制限対象児童</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="3">過年度精算に係る追加交付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,773</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,098,317</td> </tr> </tbody> </table> <p>・公務員分は各所属庁からの支給となるため本事業費には含まない。</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>                      定期的に制度見直しを実施しながら、市町村が行う地域の実情に応じた子育て支援施策に対し財政支援を行っている。児童手当法に基づき市町村に負担金を交付し市町村を通じて子育て家庭に手当を支給している。</p>									区分			支給月額 (円)	負担割合			予算額 (千円)	国	県	市町村	0～3歳未満	被用者 (7/15は事業主が負担)		15,000	16/45	4/45	4/45	1,096,544	非被用者		15,000	2/3	1/6	1/6	3歳以上 小学校修了前	被用者	第1～2子	10,000	2/3	1/6	1/6	非被用者	第3子以降	15,000	2/3	1/6	1/6	中学生			10,000	2/3	1/6	1/6	所得制限対象児童			5,000	2/3	1/6	1/6	過年度精算に係る追加交付						1,773	合計						1,098,317
区分			支給月額 (円)	負担割合			予算額 (千円)																																																																			
				国	県	市町村																																																																				
0～3歳未満	被用者 (7/15は事業主が負担)		15,000	16/45	4/45	4/45	1,096,544																																																																			
	非被用者		15,000	2/3	1/6	1/6																																																																				
3歳以上 小学校修了前	被用者	第1～2子	10,000	2/3	1/6	1/6																																																																				
	非被用者	第3子以降	15,000	2/3	1/6	1/6																																																																				
中学生			10,000	2/3	1/6	1/6																																																																				
所得制限対象児童			5,000	2/3	1/6	1/6																																																																				
過年度精算に係る追加交付						1,773																																																																				
合計						1,098,317																																																																				

令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線：7148)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	1,089,451	1,029,730	59,721	75,131		(雑入) 677	1,013,643	

事業内容の説明

一般職員129名及び会計年度任用職員97名の人件費である。

(単位：千円、人)

区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
総務費	企画費	企画総務費	65,974	正職員 9 会計年度 1	65,352	正職員 9 会計年度 1	1,467		(雑入) 12	64,495
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	1,006,524	正職員 118 会計年度 95	947,620	正職員 111 会計年度 93	73,664		(雑入) 653	932,207
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	16,953	正職員 2 会計年度 1	16,758	正職員 2 会計年度 1	0		(雑入) 12	16,941
合計			1,089,451	正職員 129 会計年度 97	1,029,730	正職員 122 会計年度 95	75,131		677	1,013,643

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

家庭支援課 (内線: 7869)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 鳥取県子ども・ひとり親家庭の生活状況調査事業	10,233	0	10,233	4,389			5,844													
トータルコスト	13,352千円 (前年度0円) [正職員: 0.4人]																			
主な業務内容	調査票の作成、契約事務、関係機関及び事業者との連絡調整																			
工程表の政策内容	—																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内の子育て世帯やひとり親家庭の経済状況や生活状況を調査し、子どもの貧困やひとり親家庭支援施策の充実を図る。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県子どもの生活状況調査事業</td> <td> <p>県内の子育て世帯の経済状況や生活状況を調査し、令和6年度の「とっとりこども計画 (仮称)」の策定作業の基礎資料とする。</p> <p>【対象】 小学5年、中学2年及び高校2年の子どもとその保護者 (約14,500組)</p> <p>【調査内容】</p> <p>〔保護者〕 婚姻状況、養育費の取り決め、最終学歴、就労状況、子どもとの関わり方、学校行事への参加状況、子どもの進学、世帯全体の年収、食料や衣類が買えなかった経験、公共料金の滞納経験 等</p> <p>〔子ども〕 授業以外の勉強方法、勉強時間、成績、進学への意向、地域のスポーツクラブや部活動への参加状況、食事の状況、睡眠、困りごとを相談できる相手、生活の満足度、周囲の大人の状況、利用したい支援制度 等</p> <p>【負担割合】 国1/2、県1/2</p> </td> <td>8,778</td> </tr> <tr> <td>鳥取県ひとり親家庭等実態調査事業</td> <td> <p>県内のひとり親家庭 (母子、父子、寡婦) の生活実態を正確に把握し、これらひとり親家庭等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料とする。</p> <p>【対象】 県内の母子、父子及び寡婦世帯 (約5,850世帯)</p> <p>【調査内容】 世帯の状況、仕事の状況、世帯の収入及び生活費の状況、悩み、行政施策 等</p> <p>【負担割合】 単県</p> </td> <td>1,455</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>10,233</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	鳥取県子どもの生活状況調査事業	<p>県内の子育て世帯の経済状況や生活状況を調査し、令和6年度の「とっとりこども計画 (仮称)」の策定作業の基礎資料とする。</p> <p>【対象】 小学5年、中学2年及び高校2年の子どもとその保護者 (約14,500組)</p> <p>【調査内容】</p> <p>〔保護者〕 婚姻状況、養育費の取り決め、最終学歴、就労状況、子どもとの関わり方、学校行事への参加状況、子どもの進学、世帯全体の年収、食料や衣類が買えなかった経験、公共料金の滞納経験 等</p> <p>〔子ども〕 授業以外の勉強方法、勉強時間、成績、進学への意向、地域のスポーツクラブや部活動への参加状況、食事の状況、睡眠、困りごとを相談できる相手、生活の満足度、周囲の大人の状況、利用したい支援制度 等</p> <p>【負担割合】 国1/2、県1/2</p>	8,778	鳥取県ひとり親家庭等実態調査事業	<p>県内のひとり親家庭 (母子、父子、寡婦) の生活実態を正確に把握し、これらひとり親家庭等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料とする。</p> <p>【対象】 県内の母子、父子及び寡婦世帯 (約5,850世帯)</p> <p>【調査内容】 世帯の状況、仕事の状況、世帯の収入及び生活費の状況、悩み、行政施策 等</p> <p>【負担割合】 単県</p>	1,455	合 計		10,233
区分	内容	予算額																		
鳥取県子どもの生活状況調査事業	<p>県内の子育て世帯の経済状況や生活状況を調査し、令和6年度の「とっとりこども計画 (仮称)」の策定作業の基礎資料とする。</p> <p>【対象】 小学5年、中学2年及び高校2年の子どもとその保護者 (約14,500組)</p> <p>【調査内容】</p> <p>〔保護者〕 婚姻状況、養育費の取り決め、最終学歴、就労状況、子どもとの関わり方、学校行事への参加状況、子どもの進学、世帯全体の年収、食料や衣類が買えなかった経験、公共料金の滞納経験 等</p> <p>〔子ども〕 授業以外の勉強方法、勉強時間、成績、進学への意向、地域のスポーツクラブや部活動への参加状況、食事の状況、睡眠、困りごとを相談できる相手、生活の満足度、周囲の大人の状況、利用したい支援制度 等</p> <p>【負担割合】 国1/2、県1/2</p>	8,778																		
鳥取県ひとり親家庭等実態調査事業	<p>県内のひとり親家庭 (母子、父子、寡婦) の生活実態を正確に把握し、これらひとり親家庭等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料とする。</p> <p>【対象】 県内の母子、父子及び寡婦世帯 (約5,850世帯)</p> <p>【調査内容】 世帯の状況、仕事の状況、世帯の収入及び生活費の状況、悩み、行政施策 等</p> <p>【負担割合】 単県</p>	1,455																		
合 計		10,233																		
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>県内の子育て世帯の経済状況や生活状況及び県内のひとり親家庭 (母子、父子、寡婦) の生活実態を調査することにより、子育て世帯及びひとり親世帯の課題を把握し、施策充実のために活用する。</p>																				

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

## 1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの貧困対策総合支援事業	25,534	20,298	5,236				25,534	
トータルコスト	30,992千円（前年度25,818千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	低所得者対策（子どもの貧困対策）としての学習支援、補助金交付事務							
工程表の政策内容	ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の充実							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第二期）に基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 子どもの居場所づくり事業補助金（17,029千円） 子どもの居場所づくりに取り組む市町村や、行政と連携した取組を行う民間団体に対し、立上経費や運営経費を支援する。 ○立上経費 補助率：市町村負担額の2/3 補助上限額（市町村補助額との合算）：2,000千円/1カ所 補助対象経費：冷蔵庫等の備品、調理室や居室の修繕、会場借上げに係る初期経費など ○運営経費 補助率：市町村負担額の1/2 補助上限額（市町村補助額との合算）：2,000千円（月16回以上）、1,500千円（月4～15回）、1,000千円（月3回以下） 補助対象経費：会場使用料、食材費、調理・学習支援スタッフ人件費、交通費、保険料など</p> <p>(2) とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金（6,592千円） こども食堂等で構成されるとっとり子どもの居場所ネットワーク「えんたく」に支援員1名を配置し、食材や寄付金の確保・配布、こども食堂開設相談、情報交換会等の開催、情報発信等を行うなど、全国的な居場所の増設や取組充実に繋げるとともに、中部・西部の食材保管拠点に有償ボランティアを配置し、食料提供システムの拡充を図る。</p> <p>(3) 学習支援充実事業（1,913千円） ア 学習支援充実事業補助金（1,805千円） 市町村が地域の実情に応じて子どもの貧困対策としての学習支援を実施しやすい方法を提供するため、国庫補助の対象経費とならない経費を助成する。（補助率：1/2） ○地域未来塾応援事業 教育委員会が実施する「地域未来塾」の対象外経費（送迎、教材）を補助 ○生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援充実事業 ・世帯の横断化に対する支援 生活保護世帯等だけでなく一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合に、国庫補助対象外の一般世帯の子どもに係る経費を補助 ・放課後児童クラブの充実に対する支援 放課後児童クラブで学習支援を行う場合に学習支援に係る経費（1クラブ上限200千円）を補助 イ 子どもの貧困対策に資する検討（鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会議）（108千円） 市町村の教育委員会や福祉部局、社会福祉協議会など生活困難者に係る関係者が一堂に会し、子どもの貧困対策に係る課題等について検討を行うとともに、具体の支援方法についての研修会を開催する。</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>(1) 子どもの居場所づくり事業 ・生活困窮世帯だけでなく、全ての世帯を対象とした子どもの居場所づくりの活動継続と拡充を図る。 ・子どもの居場所づくりに対する助成と「えんたく」への活動支援により、子どもの居場所が増加してきている。（平成27年度末：3箇所→令和4年12月末：74箇所）</p> <p>(2) 学習支援充実事業 ・全市町村において、生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした学習支援の取組を継続して実施する。 ・子どものライフステージに応じて切れ目なく支援が提供されるよう、福祉と教育の一体的支援の継続を図る。 ・事業実施以降、会議や研修会等を通じて福祉部局及び教育委員会、関係機関等の連携を推進している。</p>								

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

## 1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業	34,773	24,213	10,560	10,402		(基金繰入金) 13,292	11,079																	
トータルコスト	35,553千円（前年度25,002千円）〔正職員：0.1人〕																							
主な業務内容	補助金交付事務																							
工程表の政策内容	—																							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 子どもや生活困難者にとって身近な社会資源である子どもの居場所を整備・活用し、専門スタッフが子どもやその世帯が抱える個別の課題解決に向けてきめ細やかに対応することにより、総合的に子どもを支援する居場所づくりに取り組む市町村を支援する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもやその世帯を総合的に支援することを目的として、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供に加えて、教員資格などを有する専門職を配置して、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行なう子どもの居場所づくりに取り組む市町村に対して、立上経費及び運営経費を助成する。 【実施主体】市町村 （支援対象）家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども （支援内容）安心・安全な居場所の提供、生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き等）の形成、食事の支援学習支援（宿題の見守り等を含む）、課外活動の提供、専門職による支援計画の策定等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">立上経費</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">運営経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>居場所の整備に必要な整備費、改修費</td> <td>居場所の運営に必要な人件費、光熱水費等</td> <td>コーディネーターによる居場所づくりやNPO等に居場所の運営を委託又は補助する経費等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国2/3、市町村1/12、事業者1/4</td> <td>国1/2、県1/4、市町村1/4</td> <td>国2/3、県1/6、市町村1/6</td> </tr> <tr> <td>活用予定自治体</td> <td>智頭町</td> <td>鳥取市、米子市</td> <td>鳥取市、米子市、智頭町</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍において、孤独・孤立の問題が顕在化する中、困りごとを抱える世帯が、地域の中でのつながりを回復することを目指す。</li> <li>・子どもの居場所づくりの取組が全県的な拡がりをみせる中、子どもの居場所は、地域において子どもや世帯に寄り添う社会資源としての役割が求められている。</li> <li>・子どもの貧困対策として、子どもの生活面や学習面の支援に加え、教員等の専門職によるアセスメントに基づき、関係機関とのつなぎを行なう等、世帯が抱える個々の課題解決に向けてより踏み込んだきめ細やかな支援を行なう子どもの居場所が、安定的・継続的に運営されるよう市町村の取組を支援する。</li> </ul>										立上経費	運営経費		補助対象経費	居場所の整備に必要な整備費、改修費	居場所の運営に必要な人件費、光熱水費等	コーディネーターによる居場所づくりやNPO等に居場所の運営を委託又は補助する経費等	負担割合	国2/3、市町村1/12、事業者1/4	国1/2、県1/4、市町村1/4	国2/3、県1/6、市町村1/6	活用予定自治体	智頭町	鳥取市、米子市	鳥取市、米子市、智頭町
	立上経費	運営経費																						
補助対象経費	居場所の整備に必要な整備費、改修費	居場所の運営に必要な人件費、光熱水費等	コーディネーターによる居場所づくりやNPO等に居場所の運営を委託又は補助する経費等																					
負担割合	国2/3、市町村1/12、事業者1/4	国1/2、県1/4、市町村1/4	国2/3、県1/6、市町村1/6																					
活用予定自治体	智頭町	鳥取市、米子市	鳥取市、米子市、智頭町																					



## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

福祉相談センター(0857-23-6214)

### 1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 福祉相談センター 管理運営費	9,485	9,817	△332				9,485	
トータルコスト	27,463千円 (前年度 27,812千円) [正職員：1.2人 会計年度任用職員：3.0人]							
主な業務内容	庁舎管理業務、広報・啓発・研修・健康管理、庶務事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
福祉相談センター（中央児童相談所、婦人相談所、東部知的障害者更正相談所）の施設維持管理及び運営に関する経費である。								
<地方機関計上予算> (廃止) 保健福祉相 談センター屋上防 水改修工事	0	6,336	△6,336					
トータルコスト	0千円 (前年度 7,125千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	経年により劣化した屋上防水の改修を行う。							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
令和4年度で施設の整備が完了したため廃止するものである。								

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

5目 婦人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
DV被害者等総合支援事業	31,871	31,900	△29	8,902			22,969																
トータルコスト	65,398千円（前年度65,810千円）〔正職員：4.3人〕																						
主な業務内容	相談対応、関係機関連絡調整、補助金申請・交付、委託契約事務、訪問指導																						
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る																						
事業内容の説明																							
<p><b>1 事業の目的・概要</b> DV被害者等の保護及び自立支援を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>                      (1) DV被害者支援強化事業（1,920千円）（財源：国1/2、単県）                      DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。                      ・関係機関の職員を対象とした研修の実施、DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーンの実施、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置、夜間電話相談にかかる転送機の更新 等</p> (2) DV被害者等保護・支援事業（14,053千円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>実施主体</th> <th>補助率</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DV被害者等保護・支援事業補助金</td> <td>一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費を補助する。</td> <td>DV被害者等やその他保護を要する者に対する支援を行う民間支援団体等</td> <td>10/10 (一部例外あり)</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>先駆的支援のためのDV被害者等支援団体強化事業補助金</td> <td>DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。</td> <td></td> <td></td> <td>国3/4 県1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ステップハウス運営事業（15,520千円）（財源：国1/2）                      ステップハウスの管理運営及び被害者の自立支援を社会福祉法人に委託して実施する。                      ※「ステップハウス」は、一時保護施設での一時保護後、すぐに自立生活に移れないDV被害者等が、心のケアや自立に向けた準備を行う中間施設である。</p> <p>(4) 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する法律」に係る計画策定事業（378千円）（財源：国1/2）                      「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する法律」に基づき、基本計画を策定する。</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>                      児童虐待とDVの関連性が注目されている中で、児童相談所や市町村児童養護部門との連携をより一層強化する。また、暴力被害者が必要とときに、安心して安全な場所に避難、保護できる体制の整備のため、民間支援団体の活動支援や、自立支援のためのステップハウス運営を実施する。</p>									区分	内容	実施主体	補助率	財源	DV被害者等保護・支援事業補助金	一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費を補助する。	DV被害者等やその他保護を要する者に対する支援を行う民間支援団体等	10/10 (一部例外あり)	単県	先駆的支援のためのDV被害者等支援団体強化事業補助金	DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。			国3/4 県1/4
区分	内容	実施主体	補助率	財源																			
DV被害者等保護・支援事業補助金	一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費を補助する。	DV被害者等やその他保護を要する者に対する支援を行う民間支援団体等	10/10 (一部例外あり)	単県																			
先駆的支援のためのDV被害者等支援団体強化事業補助金	DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。			国3/4 県1/4																			

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

5目 婦人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
婦人相談所費	2,803	2,805	△2	899			1,904	
トータルコスト	52,459千円（前年度52,965千円）〔正職員：6.0人 会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	相談対応、訪問指導、事業者との連絡調整							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 要保護女子等についての相談、調査、判定及び指導を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> （1）婦人相談所の運営経費 （2）女性相談員の活動費</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> DV防止キャンペーンや講師派遣などの啓発活動、電話・来所等による個別の相談受付、それに対する情報提供・調査・判定・指導援助を行う。研修等を通じて、被害者支援に係る職員の知識・技能の向上を図り、適切な被害者支援を図る。</p>								
婦人相談所一時保護所費	10,208	12,728	△2,520	4,590			5,618	
トータルコスト	31,550千円（前年度34,188千円）〔正職員：2.0人 会計年度任用職員2.0人〕							
主な業務内容	相談対応、保護業務、委託先との調整							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 緊急保護が必要な要保護女子やDV被害者等を一時的に保護する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> （1）婦人相談所の一時保護所の運営及び一時保護の実施 要保護女子等を一時保護所で安全に保護できる環境を整え、衣食住の支援を行う。 （2）婦人相談所による民間施設等への一時保護委託 婦人相談所の一時保護所での保護が困難な場合等に、民間施設等に一時保護を委託する。</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> 緊急一時保護が必要な人の確実な保護及び各人のニーズに応じた早期支援を実施する。また、各人の状況等を考慮し、最適と考えられる一時保護の方法及び施設での保護を実施する。</p>								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

福祉相談センター（0857-23-6215）

5目 婦人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
＜地方機関計上予算＞ 鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	2,262	2,186	76				2,262	
トータルコスト	3,042千円（前年度 2,975千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約・内容協議・支払い事務、研修内容協議・実施、連絡会運営							
工程表の政策内容	－							
<b>事業内容の説明</b>  <b>1 事業の目的・概要</b> 本事業は、DV、デートDV（以下「DV等」という。）に関する予防啓発活動及び相談支援を行うことのできる鳥取県DV予防啓発支援員（以下「支援員」という。）を養成し、高等学校等でのデートDV予防学習会及び地域等でのDV予防研修会（以下「デートDV予防学習会等」という。）に講師等として支援員の派遣を行うとともに、支援員の活動体制の整備と資質向上並びにDV予防啓発活動を行う。								
<b>2 主な事業内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員養成研修会</li> <li>・デートDV予防学習会等への支援員派遣</li> <li>・支援員連絡会（県連絡会、各圏域連絡会）の開催</li> <li>・支援員フォローアップ研修</li> <li>・その他の予防啓発事業の企画実施</li> </ul>								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> DV等のない社会を目指し、誰もが被害者・加害者にならないための正しい知識や対応方法を学ぶために、地域や学校等でDV等の予防啓発活動を積極的に実施する。 平成23年度以降、毎年地域や学校などへ支援員を派遣する予防啓発活動（デートDV予防学習会、地域向けDV予防研修）を実施している。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

2項 児童福祉費

家庭支援課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 児童相談所ケース対応力強化事業	14,229	0	14,229				14,229													
トータルコスト	29,823千円（前年度0円）〔正職員：2.0人〕																			
主な業務内容	委託契約事務、補助金事務																			
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>児童相談所業務にICTを活用し、業務を効率化することにより、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保し、ケースへの対応力の向上を図る。</p> <p>また、鳥取県児童養護施設協議会が実施する施設体制強化に係る取組への補助を行うことにより、児童養護施設等の体制強化を図る。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ICT活用事業</td> <td>ICTの活用により、業務を効率化し、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保するとともに、迅速な情報共有によりケースへの対応力の向上を図る。 ・電話、対面による相談や、会議の記録を作成するシステムの導入により業務の簡略化や迅速な情報共有を図る</td> <td style="text-align: center;">8,579</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県児童養護施設協議会補助事業</td> <td>施設相互の連携によりケース対応力の向上を図るため、鳥取県児童養護施設協議会が実施する困難ケース等への外部講師によるコンサルテーションを受ける経費や、研修会等に要する経費を補助する。</td> <td style="text-align: center;">5,650</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">14,229</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	ICT活用事業	ICTの活用により、業務を効率化し、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保するとともに、迅速な情報共有によりケースへの対応力の向上を図る。 ・電話、対面による相談や、会議の記録を作成するシステムの導入により業務の簡略化や迅速な情報共有を図る	8,579	鳥取県児童養護施設協議会補助事業	施設相互の連携によりケース対応力の向上を図るため、鳥取県児童養護施設協議会が実施する困難ケース等への外部講師によるコンサルテーションを受ける経費や、研修会等に要する経費を補助する。	5,650	合計		14,229
区分	内容	予算額																		
ICT活用事業	ICTの活用により、業務を効率化し、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保するとともに、迅速な情報共有によりケースへの対応力の向上を図る。 ・電話、対面による相談や、会議の記録を作成するシステムの導入により業務の簡略化や迅速な情報共有を図る	8,579																		
鳥取県児童養護施設協議会補助事業	施設相互の連携によりケース対応力の向上を図るため、鳥取県児童養護施設協議会が実施する困難ケース等への外部講師によるコンサルテーションを受ける経費や、研修会等に要する経費を補助する。	5,650																		
合計		14,229																		
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>児童虐待発生時の迅速・的確な対応の確保や、子どもや保護者等への適切な支援を行うために、職員の負担軽減が必要となっている。そのため、ICTを活用して事務手続を簡素化し、業務の効率化につなげることで、ケース対応力の向上を図る。</p> <p>また、虐待によるトラウマを有する児童や発達障がい・愛着障がいを有する児童等、手厚い支援を必要とする対応が困難な児童が増加しており、施設におけるケース対応力の向上を図る。</p>																				

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7687）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																		
子どもの権利救済を図る県版アドボカシー推進事業	12,591	6,159	6,432	10,000			2,591																																		
トータルコスト	21,703千円（前年度12,468千円）〔正職員：0.8人 会計年度任用職員：1.0人〕																																								
主な業務内容	意見表明支援員（アドボキッ）の派遣事務、契約事務、補助金事務																																								
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る																																								
事業内容の説明																																									
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>既に実施している子どもの権利擁護に関する取組の質の向上を図り、改正児童福祉法の施行に先行して子どもの声を聴いていく取組を推進するため、令和5年度から鳥取県版アドボカシー（意見表明支援）を本格実施し、社会的養護を受けている子どもの権利救済制度を整える。</p>																																									
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right">（単位：千円）</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アドボカシー推進事業</td> <td>アドボキッを児童相談所一時保護所に派遣し、保護されたことの受け止めや不安などについて子どもから聞き取り、児童相談所に伝え改善を求める。</td> <td>3,768</td> </tr> <tr> <td>子どもの権利救済体制整備事業</td> <td>子どもの権利が侵害されたときに、子どもの権利を救済する体制を整備する。 （1）専門的アドボキッ（弁護士等）が、子どもから聞き取りを行い、必要に応じて行政不服審査法に基づく不服申立や、審議会への申立てを支援する。 （2）社会福祉審議会児童福祉専門分科会に子どもの権利擁護調査部会を新設し、法律、医療、心理、児童福祉の専門家の合議体の専門部会で調査を行う。調査結果は、児童福祉専門分科会に報告する。</td> <td>3,594</td> </tr> <tr> <td>アドボキッ養成研修</td> <td>子どもの意見に耳を傾け、その声を必要な大人に伝えることができるように子どもをサポートするアドボキッを養成する。養成後は、県版アドボカシーのアドボキッとして子どもの意見表明の支援を行う。（年度当初と年度後半に実施） （参考）令和4年度受講者 児童養護施設職員、カウンセラー、相談支援員など</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>アドボキッスキルアップ研修</td> <td>養成したアドボキッのスキルアップ研修を実施する。</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設でのアドボカシー向上支援補助金</td> <td>児童養護施設協議会が施設内における子どものアドボカシーの仕組みづくりを行うため、当事者を検討委員として会議に招聘したり、研修会を実施する際の費用を補助する。 【実施主体】 県児童養護施設協議会</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金</td> <td>児童養護施設の入所児童や退所児童が子どもの権利や意見表明の仕方等、子どもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助する（補助率10/10）。 【実施主体】 県児童養護施設協議会（当事者グループ「Hope&amp;Home」事務局）</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>県版アドボカシーの構築についての検討会</td> <td>学識経験者、児童福祉施設代表者、里親代表者、社会的養育経験者及び児童相談所等による会議を開催して、県版アドボカシー制度の体制やあり方など、その方向性を決定する。</td> <td>429</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:right">合計</td> <td colspan="6"></td> <td>12,591</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	アドボカシー推進事業	アドボキッを児童相談所一時保護所に派遣し、保護されたことの受け止めや不安などについて子どもから聞き取り、児童相談所に伝え改善を求める。	3,768	子どもの権利救済体制整備事業	子どもの権利が侵害されたときに、子どもの権利を救済する体制を整備する。 （1）専門的アドボキッ（弁護士等）が、子どもから聞き取りを行い、必要に応じて行政不服審査法に基づく不服申立や、審議会への申立てを支援する。 （2）社会福祉審議会児童福祉専門分科会に子どもの権利擁護調査部会を新設し、法律、医療、心理、児童福祉の専門家の合議体の専門部会で調査を行う。調査結果は、児童福祉専門分科会に報告する。	3,594	アドボキッ養成研修	子どもの意見に耳を傾け、その声を必要な大人に伝えることができるように子どもをサポートするアドボキッを養成する。養成後は、県版アドボカシーのアドボキッとして子どもの意見表明の支援を行う。（年度当初と年度後半に実施） （参考）令和4年度受講者 児童養護施設職員、カウンセラー、相談支援員など	2,000	アドボキッスキルアップ研修	養成したアドボキッのスキルアップ研修を実施する。	1,700	児童養護施設でのアドボカシー向上支援補助金	児童養護施設協議会が施設内における子どものアドボカシーの仕組みづくりを行うため、当事者を検討委員として会議に招聘したり、研修会を実施する際の費用を補助する。 【実施主体】 県児童養護施設協議会	500	鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	児童養護施設の入所児童や退所児童が子どもの権利や意見表明の仕方等、子どもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助する（補助率10/10）。 【実施主体】 県児童養護施設協議会（当事者グループ「Hope&Home」事務局）	600	県版アドボカシーの構築についての検討会	学識経験者、児童福祉施設代表者、里親代表者、社会的養育経験者及び児童相談所等による会議を開催して、県版アドボカシー制度の体制やあり方など、その方向性を決定する。	429	合計								12,591
区分	内容	予算額																																							
アドボカシー推進事業	アドボキッを児童相談所一時保護所に派遣し、保護されたことの受け止めや不安などについて子どもから聞き取り、児童相談所に伝え改善を求める。	3,768																																							
子どもの権利救済体制整備事業	子どもの権利が侵害されたときに、子どもの権利を救済する体制を整備する。 （1）専門的アドボキッ（弁護士等）が、子どもから聞き取りを行い、必要に応じて行政不服審査法に基づく不服申立や、審議会への申立てを支援する。 （2）社会福祉審議会児童福祉専門分科会に子どもの権利擁護調査部会を新設し、法律、医療、心理、児童福祉の専門家の合議体の専門部会で調査を行う。調査結果は、児童福祉専門分科会に報告する。	3,594																																							
アドボキッ養成研修	子どもの意見に耳を傾け、その声を必要な大人に伝えることができるように子どもをサポートするアドボキッを養成する。養成後は、県版アドボカシーのアドボキッとして子どもの意見表明の支援を行う。（年度当初と年度後半に実施） （参考）令和4年度受講者 児童養護施設職員、カウンセラー、相談支援員など	2,000																																							
アドボキッスキルアップ研修	養成したアドボキッのスキルアップ研修を実施する。	1,700																																							
児童養護施設でのアドボカシー向上支援補助金	児童養護施設協議会が施設内における子どものアドボカシーの仕組みづくりを行うため、当事者を検討委員として会議に招聘したり、研修会を実施する際の費用を補助する。 【実施主体】 県児童養護施設協議会	500																																							
鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	児童養護施設の入所児童や退所児童が子どもの権利や意見表明の仕方等、子どもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助する（補助率10/10）。 【実施主体】 県児童養護施設協議会（当事者グループ「Hope&Home」事務局）	600																																							
県版アドボカシーの構築についての検討会	学識経験者、児童福祉施設代表者、里親代表者、社会的養育経験者及び児童相談所等による会議を開催して、県版アドボカシー制度の体制やあり方など、その方向性を決定する。	429																																							
合計								12,591																																	
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、県は令和2年9月に「鳥取県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの権利擁護に関する取組として、</p> <p>（1）児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実 （2）子ども自身が子どもの権利を学ぶ取組に対する支援と鳥取県社会的養育推進計画策定への参画 （3）子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討を行うこととしている。</p> <p>※令和4年度に実施した児童相談所一時保護所での意見表明支援試行実施を踏まえた本格実施への改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとりの児童に継続して関わられるアドボキッの派遣体制の構築</li> <li>・支援の必要性に応じた専門性の高いアドボキッによる支援体制の整備</li> </ul>																																									

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童相談所体制整備事業	25,864	21,364	4,500	12,028			13,836	

トータルコスト 71,177千円（前年度66,818千円）〔正職員：3.6人、会計年度任用職員：6.0人〕

主な業務内容 業務や体制の検証・見直し、関係機関との連携調整

工程表の政策内容 DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所（県内3か所）及び児童相談所（県内1か所、持ち回り）の第三者評価の受審に取り組む。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額	財源
一時保護所及び児童相談所の第三者評価の受審	一時保護所及び児童相談所の適正な運営と質の向上を図るため、一時保護所（県内3か所）及び児童相談所（県内1か所、持ち回り）の第三者評価を受審する。	2,623	国庫（一部単県）
児童虐待防止対策研修事業	施設内虐待の発生予防に関する研修を行うほか、市町村、児童相談所、施設等の虐待対応のスキルアップを図るための研修を実施する。	1,136	国1/2 県1/2
児童虐待防止関係機関援助体制充実事業	市町村、児童相談所、児相福祉施設等の児童の支援に携わる機関が児童虐待に対する取組を協議するための連絡会等を実施する。	24	単県
虐待発生後フォローアップ事業	児童相談所に定期的に弁護士が駐在し、法的解決が必要となる案件に係る法律相談の実施等により児童虐待への相談体制の充実を図る。	13,228	国1/2 県1/2
児童相談所サポート体制強化事業	児童相談所の運営に関し、外部有識者から助言指導を得る。	180	国1/2 県1/2
児童虐待防止広報啓発強化事業	児童虐待防止を県民へ周知するため、児童虐待防止啓発業務の企画・実施を民間委託により実施する。	3,034	国1/2 県1/2
地域で子どもを守る推進事業	「虐待をおこさせない」「虐待をおこさない」社会づくりの実現を目指し、地域における子ども見守りサポーター等の養成や虐待防止全力宣言企業の認定を行う。	100	単県
虐待防止のためのSNS相談事業	児童虐待防止の観点から、一般的な子育ての相談や虐待相談について子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、国がSNSを活用した全国一元的な相談支援体制を構築するに伴い、当該相談業務を児童に関する相談について専門的な知識を持った機関に委託する。	5,539	国1/2 県1/2
合 計		25,864	

### 3 事業目標・取組状況・改善点

児童相談所に弁護士を派遣する体制や、児童相談所が児童虐待に関して日常的に医師から助言指導が得られる体制等を構築することにより、県内の児童相談所の抜本的な強化を図る。

増大する児童虐待事案に対応するため、児童相談所の体制強化のみならず、子どもに関わる関係機関の更なる連携強化を図りながら、児童虐待防止施策の強化に引き続き取り組む必要がある。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																			
児童養護施設等体制強化補助事業	70,199	67,816	2,383	18,098			52,101																																																			
トータルコスト	78,776千円（前年度76,491千円）〔正職員：1.1人〕																																																									
主な業務内容	補助金交付事務、事業者・関係機関との調整																																																									
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る																																																									
事業内容の説明	<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>児童養護施設等における体制強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する際の人件費や研修及び実習に係る経費を補助する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立援助ホーム体制機能強化事業</td> <td>国の職員配置基準を超えて指導員を雇用するための経費を補助する。 ・実施主体：自立援助ホーム</td> <td style="text-align: center;">12,000</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等処遇向上対策事業</td> <td>被虐待児童等が10名を超えるごとに人件費1名分を補助する。 ・実施主体：児童養護施設、児童心理治療施設</td> <td style="text-align: center;">21,000</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設強化事業</td> <td>国の職員配置基準を超えて個別対応職員を配置するための経費を補助する。 ・実施主体：母子生活支援施設</td> <td style="text-align: center;">1,752</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等職員の資質向上研修事業</td> <td>児童への支援の充実を図るため、施設職員の研修参加経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等</td> <td style="text-align: center;">3,772</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等の職員人材確保事業</td> <td>実習生の指導に当たる職員の代替職員の人件費又は実習を受けた学生を就職前に一定期間非常勤職員として採用する際に係る経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等</td> <td style="text-align: center;">865</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム体制強化事業</td> <td>国の配置基準を超えて補助者を配置するための経費を補助する。 ・実施主体：ファミリーホーム</td> <td style="text-align: center;">12,240</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>児童入所施設等におけるICT化推進事業</td> <td>業務負担軽減につながる施設のICT化を図るための機器等の整備に要する経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等</td> <td style="text-align: center;">2,250</td> <td style="text-align: center;">3/4</td> <td>国1/2 県1/4</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム夜間業務体制強化事業</td> <td>夜間業務対応等の体制を強化するための補助者の雇上げに係る経費を補助する。 ・実施主体：自立援助ホーム</td> <td style="text-align: center;">16,320</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">70,199</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	予算額	補助率	財源	自立援助ホーム体制機能強化事業	国の職員配置基準を超えて指導員を雇用するための経費を補助する。 ・実施主体：自立援助ホーム	12,000	10/10	単県	児童養護施設等処遇向上対策事業	被虐待児童等が10名を超えるごとに人件費1名分を補助する。 ・実施主体：児童養護施設、児童心理治療施設	21,000	10/10	単県	母子生活支援施設強化事業	国の職員配置基準を超えて個別対応職員を配置するための経費を補助する。 ・実施主体：母子生活支援施設	1,752	10/10	単県	児童養護施設等職員の資質向上研修事業	児童への支援の充実を図るため、施設職員の研修参加経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等	3,772	10/10	国1/2 県1/2	児童養護施設等の職員人材確保事業	実習生の指導に当たる職員の代替職員の人件費又は実習を受けた学生を就職前に一定期間非常勤職員として採用する際に係る経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等	865	10/10	国1/2 県1/2	ファミリーホーム体制強化事業	国の配置基準を超えて補助者を配置するための経費を補助する。 ・実施主体：ファミリーホーム	12,240	10/10	国1/2 県1/2	児童入所施設等におけるICT化推進事業	業務負担軽減につながる施設のICT化を図るための機器等の整備に要する経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等	2,250	3/4	国1/2 県1/4	自立援助ホーム夜間業務体制強化事業	夜間業務対応等の体制を強化するための補助者の雇上げに係る経費を補助する。 ・実施主体：自立援助ホーム	16,320	10/10	国1/2 県1/2	合計		70,199		
区分	内容	予算額	補助率	財源																																																						
自立援助ホーム体制機能強化事業	国の職員配置基準を超えて指導員を雇用するための経費を補助する。 ・実施主体：自立援助ホーム	12,000	10/10	単県																																																						
児童養護施設等処遇向上対策事業	被虐待児童等が10名を超えるごとに人件費1名分を補助する。 ・実施主体：児童養護施設、児童心理治療施設	21,000	10/10	単県																																																						
母子生活支援施設強化事業	国の職員配置基準を超えて個別対応職員を配置するための経費を補助する。 ・実施主体：母子生活支援施設	1,752	10/10	単県																																																						
児童養護施設等職員の資質向上研修事業	児童への支援の充実を図るため、施設職員の研修参加経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等	3,772	10/10	国1/2 県1/2																																																						
児童養護施設等の職員人材確保事業	実習生の指導に当たる職員の代替職員の人件費又は実習を受けた学生を就職前に一定期間非常勤職員として採用する際に係る経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等	865	10/10	国1/2 県1/2																																																						
ファミリーホーム体制強化事業	国の配置基準を超えて補助者を配置するための経費を補助する。 ・実施主体：ファミリーホーム	12,240	10/10	国1/2 県1/2																																																						
児童入所施設等におけるICT化推進事業	業務負担軽減につながる施設のICT化を図るための機器等の整備に要する経費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等	2,250	3/4	国1/2 県1/4																																																						
自立援助ホーム夜間業務体制強化事業	夜間業務対応等の体制を強化するための補助者の雇上げに係る経費を補助する。 ・実施主体：自立援助ホーム	16,320	10/10	国1/2 県1/2																																																						
合計		70,199																																																								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>	<p>職員の人件費や、研修及び実習に係る経費を補助することにより、入所者に対するケアの充実を図るとともに各施設における支援体制を強化する。また、児童養護施設等におけるICT化を推進することで、職員の業務負担軽減を図る。</p>																																																									



## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
米子児童相談所事務所改修工事	81,102	5,309	75,793				81,102							
トータルコスト	81,882千円（前年度6,098千円）〔正職員：0.1人〕													
主な業務内容	委託事務、関係機関との連絡調整													
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る													
事業内容の説明	<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>警察との連携や一時保護の体制の強化を図るために職員体制を強化していることに伴う事務室拡充のための増築・改修を行うとともに、一時保護所の宿直が1名体制から2名体制に変更したことに伴う職員宿直室の増築を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>事務室の増築、宿直室の増築、既存事務室の改修を行う。（令和5年度は工事のみ。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事場所</td> <td>米子児童相談所（米子市博労町四丁目）</td> </tr> <tr> <td>設計・工事 必要期間</td> <td>設計：令和4年7月～令和5年1月（約7ヶ月） 工事：令和5年5月～令和5年11月（約7ヶ月）</td> </tr> <tr> <td>必要経費</td> <td>                     ○工事費：81,102千円                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築</li> <li>・電気設備</li> <li>・機械設備</li> </ul>                     &lt;参考（令和4年度予算額）&gt;                      ○設計委託費：5,309千円                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費</li> <li>・諸経費</li> <li>・技術料等経費</li> <li>・特別経費</li> </ul> </td> </tr> </table>								工事場所	米子児童相談所（米子市博労町四丁目）	設計・工事 必要期間	設計：令和4年7月～令和5年1月（約7ヶ月） 工事：令和5年5月～令和5年11月（約7ヶ月）	必要経費	○工事費：81,102千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築</li> <li>・電気設備</li> <li>・機械設備</li> </ul> <参考（令和4年度予算額）> ○設計委託費：5,309千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費</li> <li>・諸経費</li> <li>・技術料等経費</li> <li>・特別経費</li> </ul>
工事場所	米子児童相談所（米子市博労町四丁目）													
設計・工事 必要期間	設計：令和4年7月～令和5年1月（約7ヶ月） 工事：令和5年5月～令和5年11月（約7ヶ月）													
必要経費	○工事費：81,102千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築</li> <li>・電気設備</li> <li>・機械設備</li> </ul> <参考（令和4年度予算額）> ○設計委託費：5,309千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費</li> <li>・諸経費</li> <li>・技術料等経費</li> <li>・特別経費</li> </ul>													

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 米子児童相談所体育館空調設備整備事業	7,821	0	7,821				7,821	

トータルコスト 8,601千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕

主な業務内容 委託事務、関係機関との連絡調整

工程表の政策内容 DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

年間を通じた児童等の利用がある体育館に空調設備を新設することにより、夏期の熱中症対策や寒さによる怪我防止対策を図る。

2 主な事業内容

米子児童相談所体育館の空調設備の新設、高圧受電設備への変更（現在は低圧受電設備）を行う。

工事場所	米子児童相談所（米子市博労町四丁目）
必要経費	○工事費 7,821千円 ・冷暖房設備 ・計装設備・二次側電気 ・建築工事 ・直接仮設 ・電気工事

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7893）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
子育て世帯のレスパイト支援の充実事業	5,258	15,598	△10,340			(基金繰入金) 2,629	2,629									
トータルコスト	6,038千円（前年度16,387円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	補助金事務、市町村との連絡調整															
工程表の政策内容	—															
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】												
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>レスパイトケア（※1）を必要とする子育て家庭が、市町村が実施する子育て短期支援事業（※2）を安定して利用できるよう、子育て短期支援事業の受け皿の整備を推進するための整備費・改修費の支援を行う。また、専任人員の配置や親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業について所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。</p> <p>（※1）レスパイトケア：養育の一時的な休息のための援助</p> <p>（※2）子育て短期支援事業：保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て短期支援臨時特例事業（運営費）（財源：基金1/2、県1/2）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任人員配置支援</td> <td>子育て短期支援事業に専従する職員の配置に要する経費を補助する。</td> </tr> <tr> <td>親子入所等支援</td> <td>レスパイトケアと併せて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期入所させ、支援を行う経費について補助する。</td> </tr> <tr> <td>利用者負担軽減支援</td> <td>支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を補助する。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）</li> <li>・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3</li> </ul> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>子育て短期支援事業について、レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用できるように、受け皿整備を推進するとともに、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化することを目標とする。</p>									区 分	内 容	専任人員配置支援	子育て短期支援事業に専従する職員の配置に要する経費を補助する。	親子入所等支援	レスパイトケアと併せて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期入所させ、支援を行う経費について補助する。	利用者負担軽減支援	支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を補助する。
区 分	内 容															
専任人員配置支援	子育て短期支援事業に専従する職員の配置に要する経費を補助する。															
親子入所等支援	レスパイトケアと併せて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期入所させ、支援を行う経費について補助する。															
利用者負担軽減支援	支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を補助する。															

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等入所者支援事業	6,114	8,353	△2,239				6,114	
トータルコスト	10,013千円（前年度12,296千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	事業者との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
児童養護施設等に入所している児童の自立支援のため、自動車運転免許の取得に必要な経費の補助や児童養護施設等を退所した者への家賃や生活費の無利子貸付を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
児童養護施設等入所児童自立支援事業	児童養護施設等に入所している児童の自立支援のため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等 ・補助率：10/10 ・財源：単県							5,400
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し就業した者、又は大学等へ進学した者に対する安定した生活基盤の確保を目的とした家賃相当額や生活費の貸付、及び児童養護施設に入所中の者等に対する就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用の貸付を行うための経費を補助する。 ・実施主体：鳥取県社会福祉協議会 ・補助率：10/10 ・財源：国9/10 →平成27年度補正予算において一括計上 県1/10 →平成28年度以降の当初予算において各年度分を計上							714
合 計							6,114	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
児童養護施設等に入所している児童や里親・自立援助ホームに委託されている児童が普通自動車免許の取得に要する経費の一部を補助することで、対象児童の就職における選択肢を広げる。令和3年度は計8名に対して補助を行った。								
また、児童養護施設等を退所した者への家賃や生活費等の無利子貸付を行うことで、安定した生活の確保や自立支援を図るとともに、当該事業の活用を促進するため、事業内容の継続的な周知を図る。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童家庭支援センター運営事業	70,261	63,181	7,080	35,130			35,131	
トータルコスト	71,820千円（前年度 64,758千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	事業者との連絡調整、補助金の交付、協議その他							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>児童や保護者等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対して心理療法・カウンセリング等を行う「児童家庭支援センター」の運営経費を補助する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>児童家庭支援センターの運営経費（職員人件費、報償費、旅費、需用費等）を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：社会福祉法人</li> <li>・補助率：10/10</li> <li>・財源：国1/2、県1/2</li> </ul> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>児童相談所における児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっており、複雑・困難なケースも増加している。このため、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又はその保護者に対する指導などの業務について、専門性を有した民間団体を積極的に活用し、また当該団体の運営経費を補助することにより、児童虐待の発生予防の充実を図るとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図る。</p>								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
児童相談所費	19,053	21,329	△2,276	326			18,727																
トータルコスト	277,597千円（前年度282,303千円）〔正職員：30.1人、会計年度任用職員：8.3人〕																						
主な業務内容	相談対応、調査・診断・判定業務、訪問指導、関係機関連絡調整																						
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る																						
事業内容の説明																							
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内3カ所にある児童相談所において、要保護児童対応や児童虐待防止に係る各事業及び相談所の管理運営を行う。</p>																							
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童相談所子育て支援事業</td> <td>子育て支援プログラムとして、カウンセリングや講座を実施する。</td> <td style="text-align: center;">1,126</td> </tr> <tr> <td>児童相談所運営費</td> <td>児童相談など各種相談活動を実施する。</td> <td style="text-align: center;">16,397</td> </tr> <tr> <td>児童相談システム管理運営事業</td> <td>児童相談に関する情報管理を行う「児童相談システム」の保守管理業務を行う。</td> <td style="text-align: center;">1,530</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">19,053</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	児童相談所子育て支援事業	子育て支援プログラムとして、カウンセリングや講座を実施する。	1,126	児童相談所運営費	児童相談など各種相談活動を実施する。	16,397	児童相談システム管理運営事業	児童相談に関する情報管理を行う「児童相談システム」の保守管理業務を行う。	1,530	合計		19,053
区分	内容	予算額																					
児童相談所子育て支援事業	子育て支援プログラムとして、カウンセリングや講座を実施する。	1,126																					
児童相談所運営費	児童相談など各種相談活動を実施する。	16,397																					
児童相談システム管理運営事業	児童相談に関する情報管理を行う「児童相談システム」の保守管理業務を行う。	1,530																					
合計		19,053																					
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>児童虐待の対応について、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、関係機関や地域との連携により、より効果的な援助を実施する。また、児童家庭相談の充実、児童虐待防止対策等の要保護児童対策の充実・強化を図る。</p> <p>児童相談所では、児童の最善の利益を実現することを目的として、養護相談、保健相談、障がい相談、非行相談、育成相談など児童福祉に関する各種相談に応じており、様々な方法で相談援助活動を提供して支援を行っている。また、保護者に対しても、子育ての困難さや不安（虐待せざるを得なかった状況）を受けとめ、カウンセリングを行い、子育てについての不安の軽減と虐待の再発防止に努めている。</p>																							

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7893）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
一時保護所費	51,160	52,669	△1,509	10,100		(雑入) 47	41,013	
トータルコスト	113,217千円（前年度115,033千円）〔正職員：5.6人、会計年度任用職員6.4人〕							
主な業務内容	生活指導、委託料の審査及び支払等、委託先及び関係施設との連絡調整							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
児童福祉法第33条の規定に基づき、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために一時保護を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容						予算額	
一時保護所費	児童相談所一時保護所の管理運営を行うとともに、児童福祉施設、里親等に一時保護を委託する。						50,068	
一時保護児童学習支援事業	児童相談所に一時保護されている児童について、学習指導者を派遣し、各児童に合わせた学習指導を行う。						1,092	
合 計						51,160		
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
一時保護所は、児童が安心できる環境の下、一定の規則正しい生活の中で、保育や学習、スポーツやレクリエーション等を通して、行動面の観察や生活指導を行っている。この間に児童相談所のそれぞれの専門分野ごとに、児童福祉司の面接や心理職員による心理検査、精神科医の診察なども並行して実施している。								
県内の一時保護所では児童は義務教育年齢であっても原則学校に通わせていなかったが、学習指導者の派遣により各個人の学力に合わせたきめ細かな学習指導が可能になった。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
施設入所児童交流事業	845	845	0				845	
トータルコスト	1,625千円（前年度1,634千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	式典の開催、関係機関との連絡調整、補助金の交付							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
(1)施設入所児童交流事業								
鳥取県内の児童養護施設に入所している児童が、集団行動を通じて社会性と協調性を高めるとともに、施設に入所している高校生のボランティア活動の促進を図る。								
(2)児童福祉展支援事業								
県内の福祉施設の紹介、施設で生活している方々の作品の展示・即売を通じて、県民に対して児童福祉や障がい福祉への意識啓発を図る。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容						予算額	補助率
施設入所児童交流事業	県内の児童養護施設に入所している児童の健全な心身の発達と主体性・協調性確立のために実施する交流事業（キャンプ）に要する経費を補助する。 ・実施主体：鳥取県児童養護施設協議会						445	10/10
児童福祉展支援事業	県内の児童養護施設等の入所児童の作品を展示する「児童福祉展」へ補助する。 ・実施主体：児童福祉団体あすなる会						400	10/10
合計						845		
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
県内の児童養護施設入所児童に集団行動を通じて協調性と主体性を高めてもらうため、本事業では鳥取県児童養護施設協議会が主体となり、毎年キャンプを実施している。								
また、多数の県民の方に県内児童養護施設等の入所児童の作品を展示・即売する「児童福祉展」に会場いただき、児童の日ごろの取組の成果を見てもらうことで、児童福祉や障がい福祉への意識啓発を図る。児童福祉展は、毎年、児童福祉団体あすなる会が主体となって開催しており、実施経費を補助している。								



令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
里親養育包括支援事業	13,782	13,732	50	5,894			7,888	
トータルコスト	17,968千円（前年度17,959千円）〔正職員：0.5人 会計年度任用職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託業務の実施・委託先との調整、補助金等の交付、里親家庭への必要経費の支給							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

要保護児童を家庭的な環境で養育する里親の役割が重要となってきた中で、里親の養育技術の向上等の支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額	財源
里親養育包括支援委託事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及啓発活動</li> <li>・養育里親研修、専門里親研修、養子縁組里親研修の実施</li> <li>・里親の養育技術の向上研修の実施</li> <li>・里親委託等推進委員会の設置、運営</li> <li>・里親委託へ向けた調整への支援</li> <li>・里親への訪問支援、里親相互交流（里親サロン）</li> <li>・里親メンターの養成、メンター支援の充実</li> </ul>	11,789	国1/2 県1/2
鳥取県里親会補助金	里親損害賠償責任保険料及び全国里親会等の参加経費等を助成する。 ・実施主体：鳥取県里親会 ・補助率：10/10	664	単県
家庭生活体験事業	児童養護施設等に入所している児童を年末年始やお盆、週末等に里親宅で受け入れ、施設では体験できない季節行事や家族との関わりを体験する機会を提供する。	706	単県
里子の養育環境充実事業	国の措置費対象外であるピアノや習字等の習い事に要する費用及び高校受験料を助成する。	555	単県
事務費等		68	単県
合計		13,782	

3 事業目標・取組状況・改善点

国の「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月公表）に基づき、令和2年9月に県が策定した「鳥取県社会的養育推進計画」では、令和11年度の里親委託率の目標値を60%と設定しているところであり、社会的養護の施設での支援が必要な子どもの受入体制を十分に確保した上で、里親委託を推進する。

里親委託を推進するため、平成23年度から民間の団体に事業を委託し、専門的かつ効果的に事業を実施している。

近年、県の里親委託率は約25%で推移（令和4年9月1日時点では24.4%）しており、全国平均（令和2年3月末時点で21.5%）を上回っている。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会的養護自立支援事業	12,725	7,423	5,302	6,362			6,363	
トータルコスト	13,505千円（前年度8,212千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	関係者との連絡調整、委託料の支払							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
(1) 就学者自立生活援助事業								
大学等に就学中であって、20歳に達した日から原則22歳の年度末までの間にある者に対し、自立援助ホームにおける生活を継続して支援する。								
(2) 措置解除後継続居住支援事業								
里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容			予算額	財源			
就学者自立生活援助事業	支援を行う自立援助ホームに対して、支援の実施に要する費用を支給する。 ・一般生活費 ・特別育成費 ・就職支度費 ・児童用採暖費 ・大学進学等自立生活支度費			430	国1/2 県1/2			
措置解除後継続居住支援事業	支援を行う施設等に対して、支援の実施に要する費用を支給する。 ・居住費支援 ・生活費支援 ・学習費等支援			12,295	国1/2 県1/2			
合 計				12,725				
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
大学等に就学する者や措置解除後の児童等に対して、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することにより、将来の自立に結びつける。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
退所児童等アフターケア事業	(債務負担行為) 5,500 17,780	(債務負担行為) 3,700 15,297	(債務負担行為) 1,800 2,483	8,790			(債務負担行為) 5,500 8,990	
トータルコスト	20,119千円（前年度17,663千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	事業者との連絡調整、補助金交付事務、委託契約事務							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

児童養護施設などに入所している児童が進学・就労・賃貸住宅への入居の際に、身元保証・連帯保証人となった施設長等が保証債務を履行した場合に弁済した経費を補助する。また、児童養護施設等を退所した児童・者に対して、就職や人間関係等の相談に応じ、必要な支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額	財源
施設入所児童保証人支援事業	・被保証人 里親・児童養護施設等への措置児童、婦人相談所一時保護所（委託を含む）に保護されている女性 ・保証人 里親、児童養護施設等の長等 ・保証限度額 就職時・入学時身元保証……………300千円/件 アパート等入居時連帯保証……………200千円/件 高校・大学等入学時借入連帯保証…300千円/件	200	単県
退所児童等アフターケア事業	一般社団法人ひだまりに委託して実施する。	17,580	国1/2 県1/2
合計		17,780	

※債務負担行為（当該年度に係る分）

事項	期間	限度額
令和5年度施設入所児童保証人支援事業	令和6年度から令和35年度まで	補助金総額5,500千円を限度として、令和5年度に交付決定した額から令和5年度に交付した額を差し引いた額

3 事業目標・取組状況・改善点

児童福祉施設などに入所している児童等の進学、就職及び賃貸住宅への入居を支援するため、当該入所児童等の身元保証や連帯保証を行う者の経済的負担を軽減し、保証人を引き受けやすい環境を整備する。

また、児童養護施設等を退所した者に対して就職や人間関係等の相談に応じることで自立促進を図る。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
主任児童委員費	8,031	8,031	0				8,031	
トータルコスト	8,811千円（前年度8,820千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	研修会の開催委託、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明	<p><b>1 事業の目的・概要</b> 児童福祉法に基づき主任児童委員を設置する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 主任児童委員の活動に必要な報酬の支給、資質向上のための研修会を実施する。 （主任児童委員：130人）</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> 各市町村民生委員推薦会の推薦により主任児童委員の委嘱を行い、主任児童委員本人からの申し出により、解嘱を行っている。また、県民生児童委員協議会に委託して毎年研修会を開催しており、主任児童委員の資質向上を図っているところである。以前にも増して児童虐待や不登校、非行など子どもや子育て家庭をめぐる問題が深刻化しており、主任児童委員の更なる資質向上を図るとともに、地域の支援体制の強化を図っていく必要がある。</p>							

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7149）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等の環境改善事業	3,616	493	3,123	1,808			1,808	
トータルコスト	5,955千円（前年度2,859千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、事業者・関係機関との調整							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明	<p><b>1 事業の目的・概要</b>            児童養護施設等に対し、小規模グループケアの実施や児童の安全確保を目的とする内部改修・備品購入に要する経費を助成し、児童の生活環境の改善を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>            児童の安全確保のための備品、設備の更新に対して補助する。            ・実施主体：児童養護施設等            ・補助率：10/10            ・財源：国1/2、県1/2</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>            家庭的養護の推進を目的とした児童養護施設等が行う施設の小規模化のための内部改修・備品購入や、児童の安全確保のための改修等に対して助成を行い、施設入所児童等の生活環境の改善を促進する。            本県では平成27年度から当該事業を実施しており、令和3年度は6件の活用実績があった。</p>							

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業	10,835	0	10,835			(基金繰入金) 7,224	3,611	
トータルコスト	11,615千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明	【「鳥取県安心こども基金」充当事業】							
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。</p> <p>また、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ペアレントトレーニング等を実施する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
子育て世帯訪問支援臨時特例事業	<p>支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）、育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等）を行うことで家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。</p> <p>【実施主体】市町村（活用予定：鳥取市、米子市、伯耆町）</p> <p>【事業対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭</li> <li>○食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭</li> <li>○若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭</li> <li>○その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭</li> </ul> <p>【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4</p>							10,705
保護者支援臨時特例事業	<p>子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。また、ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。</p> <p>【実施主体】市町村（活用予定：大山町）</p> <p>【事業対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ペアレントトレーニング                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭</li> <li>・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭</li> <li>・乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭</li> </ul> </li> <li>○保護者指導支援プログラム資格取得支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者</li> </ul> </li> </ul> <p>【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4</p>							130
合 計							10,835	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<p>支援を要する幅広い子育て世帯を対象とした生活支援の体制を強化するとともに、日常的な子どもとの関わり方について悩みや不安を抱え、子育てに向き合うことが難しくなっている保護者に対して、不適切な養育状況に陥る前に、可能な限り早期に子どもとの関わり方に関する支援を行う。</p>								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

家庭支援課 (内線: 7869)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ヤングケアラー支援強化事業	14,877	14,890	△13	6,956			7,921	
トータルコスト	17,996千円 (前年度18,833千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	関係者との連絡調整、事業者との連絡調整、契約事務、委託料の支払							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p>								
区分	内容							予算額
支援の充実・孤立化防止								
L I N E 相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるようL I N Eによる相談窓口を設置する (24時間、365日受付)。							7,660
電話相談の24時間化	夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備し、対応時間を24時間365日にする。							538
オンラインサロンの開催	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行う。							1,888
支援者のスキルアップ								
フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。							847
支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応について掘り下げて行う研修に要する費用を補助する。 (1件あたり80千円、補助率10/10)							800
理解促進・啓発								
ヤングケアラー啓発事業	リーフレットやSNS等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する (令和4年度は全小学生にリーフレットを配布)。							2,900
関係機関の連携								
ヤングケアラー対策会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。							244
合 計							14,877	

3 事業目標・取組状況・改善点

「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」の調査項目として、ヤングケアラー実態調査を実施した結果、調査対象 (小学5年、中学2年、高校2年、青年層 (19~29歳)) の全ての年代にヤングケアラーがいることが判明した。また、ヤングケアラーに該当するか分からないと回答した者の割合が、年代が下がるほど高くなるとともに、希望するサポートとしては全年代において、見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることも判明した。

このため、中高生だけでなく小学生に対しても教育委員会と連携して啓発するとともに、ヤングケアラーや若者ケアラーが、いつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化を図る。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7148）

### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家庭支援課管理運営費	4,109	4,354	△245				4,109	
トータルコスト	20,483千円（前年度20,915千円）〔正職員：2.1人〕							
主な業務内容	法・制度の普及、施設の指導監査、国・市町村及び関係機関・団体との連携・調整、家庭支援課業務の総括及び課内外の連絡調整、補助金事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>(1) 家庭支援課管理運営費 1,238千円 児童福祉に関する法・制度の普及・推進、児童福祉施設等の指導監査及び関係機関・団体との調整等を行う。</p> <p>(2) 災害遺児手当助成事業 500千円 災害遺児の健全な育成を図るため、遺児に手当を支給する市町村に対して助成を行う。 ・助成額：災害遺児1人に対し2,000円/月 ・負担割合：県1/2、市町村1/2</p> <p>(3) 子ども王国わくわく体験隊事業 1,946千円 県内の子ども会活動の活性化につなげるため、子ども会の会員同士の交流を図る全権的な体験イベントを開催するとともに、子ども会の取組を次世代につないでいくための意見交換を行う。</p> <p>(4) こども電話相談運営費助成事業 425千円 子どもの悩みなどを電話で聞く子ども電話相談（チャイルドライン）を行う民間団体の運営費を助成する。</p>								
(廃止) 児童養護施設等整備補助事業	0	114,418	△114,418					
トータルコスト	0千円（前年度119,150千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	—							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
施設整備が終了したため、事業を廃止する。								



## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7893）

### 2目 児童措置費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童措置費	1,932,943	1,964,891	△31,948	954,651		(負担金) 19,014	959,278	
トータルコスト	1,942,055千円（前年度 1,974,833千円）〔正職員：0.8人、会計年度任用職員1.0人〕							
主な業務内容	国庫補助申請、単価改定、措置費支払事務、関係機関との連絡調整、補助金の交付							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>要保護児童等が安心して暮らせる環境を確保・支援するため、児童福祉法の規定により施設入所措置等となった児童・母子の委託に要する経費、同法の定める最低基準を維持するための費用を負担する。</p> <p>また、児童養護施設等に入所している児童等が入院治療した際に、保護者がいない等により家族の付き添いが困難な場合において、付き添いに要する費用の一部を補助する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	内容						予算額	
児童措置費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が民間児童福祉施設へ措置（委託）する場合に要する経費（負担割合：国1/2、県1/2）</li> <li>・ 市及び福祉事務所設置町村が母子生活支援施設に措置する場合における県負担金（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）</li> </ul>						1,932,167	
鳥取県入所児童への入院支援事業費補助金（単県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の入院に係る措置費を上回る額（日額上限2万円）</li> <li>・ 入院児童のための付添人の雇用経費</li> <li>・ 職員が入院児童のために付添した場合の代替要員雇用経費</li> </ul>						776	
合計							1,932,943	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<p>保護者がいない、保護者に監護させることが不適當（児童虐待）など、児童福祉法の規定により施設入所措置・里親委託等を探られた児童・母子の委託に要する経費及び入所後の保護について、同法の定める最低基準を維持するために費用を負担し、児童・母子の支援を行った。</p> <p>また、入院支援事業費補助金については、平成31年度事業から、保護者による虐待が疑われる場合や、保護者に養育能力がない場合など、補助対象を拡大した。また、発達段階に遅れがある児童など、年齢によらず個々のケースに応じた対応が可能となるよう年齢制限を廃止した。</p>								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

### 3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
ひとり親家庭生活支援事業	14,705	15,325	△620	6,678		(雑入) 2	8,025		
トータルコスト	16,264千円（前年度16,902千円）〔正職員：0.2人〕								
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整、委託契約事務								
工程表の政策内容	ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の充実								
事業内容の説明									
<b>1 事業の目的・概要</b>									
ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や相談体制の充実を図る。									
<b>2 主な事業内容</b>									
(1) ひとり親家庭学習支援事業（実施主体：市町村） <span style="float: right;">（単位：千円）</span>									
区分	内 容						予算額	財源	
学習支援	ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援の実施に要する経費を補助する。 （補助率：3/4）						8,572	国2/3 県1/3	
	学習支援を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため必要となる経費を補助する。（補助率：1/4）						27	単県	
送迎支援	学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を軽減するため、学習会場までの送迎を行う経費を補助する。（補助率：1/2）						331	単県	
合 計						8,930			
(2) ひとり親家庭生活向上事業 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>									
区分	内 容						予算額	財源	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の居宅などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービス等の支援を行う。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）						794	国1/2 県1/2	
ひとり親家庭等情報提供事業	ホームページやメールマガジンを活用した情報提供やメール相談を実施する。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）						1,160	国1/2 県1/2	
ひとり親家庭等交流支援事業	ひとり親家庭等の地域からの孤立化を防止するため、託児付きサロンやひとり親家庭同士の交流事業の実施、相談体制の充実に要する経費を補助する。 （実施主体：鳥取県母子寡婦福祉連合会、補助率：10/10）						3,821	単県	
合 計						5,775			
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>									
(1) ひとり親家庭学習支援事業									
ひとり親家庭の子どもに対し、貧困の連鎖を防止する観点から、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る。									
(2) ひとり親家庭生活向上事業									
ひとり親家庭が抱える子どもの養育面や健康の維持管理等に関する不安や課題等を解消するため、生活環境の変化により日常生活を営むのに支障が生じた場合の生活支援を実施するとともに、ひとり親家庭の情報交換の場の提供や相談支援を行う。									

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭自立支援事業	8,884	10,504	△1,620	4,731			4,153	

トータルコスト 27,887千円（前年度29,598千円）〔正職員：1.7人、会計年度任用職員：2.0人〕

主な業務内容 相談対応、補助金交付事務、委託契約事務、関係機関との連絡調整

工程表の政策内容 ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の充実

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ひとり親家庭の就業支援を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。

2 主な事業内容

(1) ひとり親家庭就業支援事業

（単位：千円）

区分	内容	予算額	財源
就業支援事業	就業等に係る巡回相談、就業関連情報の提供を行う。	137	国1/2
就業支援講習会事業	就業に有利な資格取得等のための講習会を開催する。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	4,132	県1/2
母子・父子自立支援員等研修事業	母子・父子自立支援員等の相談対応職員の資質向上のための研修を実施する。	279	
合計		4,548	

(2) 自立支援給付金事業

（単位：千円）

区分	内容	予算額	財源
自立支援教育訓練給付金事業	職業能力開発のための指定講座を受講する場合、受講料（6割相当額）を支給する。	400	国3/4 県1/4
高等職業訓練促進給付金等事業	看護師、保育士等資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のため給付金を支給する。（令和5年度末までの時限措置として6月以上も対象とする。） ・月額10万円（市町村民税非課税世帯は70,500円） ・最終学年は月40,000円上乗せ	2,576	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験講座受講者に、受講費用の一部（受講開始時に4割、受講終了時に1割、高卒認定試験合格時に1割）を支給する。	300	
合計		3,276	

(3) 高等職業訓練促進資金貸付事業 756千円（財源：単県）

高等職業訓練給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の修学を容易にするため資金の貸付を行い、資格取得や自立の促進を図る。また、住居の借り上げに必要な資金の貸付を行う。

- ・入学準備金（上限50万円） ・就職準備金（上限20万円） ・住宅資金（上限4万円/月・12月）
- ・実施主体：鳥取県社会福祉協議会 ・補助率：10/10
- ・負担割合：国9/10（平成27年度に一括計上）、県1/10（平成28年度以降、年度毎に計上）

(4) 母子・父子自立支援員の配置 304千円（財源：単県）

ひとり親家庭等の修業や生活全般の相談に対応する母子・父子自立支援員を配置（中部・西部に各1名）する。

3 事業目標・取組状況・改善点

生活・子育て・経済を担うひとり親が、安定した収入を得られる職に就くことができるよう支援することで、経済的自立に繋げる。

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課(内線:7869)

## 3目 母子福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭寄り添い支援事業	3,857	3,560	297	1,928			1,929	
トータルコスト	4,637千円(前年度4,349円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の充実							
<b>1 事業の目的・概要</b>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。</p>							
<b>2 主な事業内容</b>	<p>実施主体: 県(一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託)            予算額: 3,857千円(財源: 国1/2、県1/2)</p> <p>(1) 相談窓口の設置            仕事で平日昼間に行政窓口へ相談できないひとり親や、相談先が分からない、支援を求めて良いか迷うなどの理由でひとりで悩みを抱えているひとり親が気軽に相談ができる窓口「ひとり親家庭相談支援センター」を設置し、支援が必要なひとり親を市町村等の支援機関へ繋ぐ。(県内3カ所の県立ハローワーク内に窓口を設置)  <b>【窓口】</b>            ・東部: 週1回(土曜日)、中部: 月2回(第2、4土曜日)、西部: 週2回(水、土曜日) 開所            ・電話、メールによる相談も受付</p> <p>(2) 地域へ出向いての出張相談            ひとり親家庭や子育て世帯を対象としたイベントの場を活用しての出張相談会の開催や、子ども食堂など地域へ出向いてひとり親の悩みを拾い上げ、各種支援制度の情報提供や利用の助言を行う。また、必要に応じて、市町村やその他の支援機関に情報提供を行うとともに、支援を依頼する。</p> <p>(3) 同行支援            支援制度の利用申請手続きをひとりで行うことが困難なひとり親に対して、福祉事務所等の窓口へ同行し、申請手続きを支援する。</p> <p>(4) 相談員の機能強化            ひとり親家庭相談支援センター相談員の資質向上のための研修を実施し、各種支援制度の情報提供や支援機関の紹介を行えるよう機能強化を図る。</p>							
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>	<p>令和3年度は約250件の相談があり、市町村や社会福祉協議会等の支援先に繋ぐとともに、市町村や裁判所へ同行支援を行い、確実に支援窓口へ繋げることができた。</p> <p>一方で、既存の相談窓口だけでは支援につながりにくいひとり親家庭に対しては、地域に出向いて出張相談を実施するなどにより、適切な支援に繋げる。</p>							

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

## 3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
ひとり親家庭子ども養育支援事業	1,412	1,256	156	556			856											
トータルコスト	2,192千円（前年度2,045円）〔正職員：0.1人〕																	
主な業務内容	補助金の交付、関係機関との連絡調整、委託契約事務																	
工程表の政策内容	ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の充実																	
事業内容の説明																		
<b>1 事業の目的・概要</b>																		
<p>父母が離婚した子どもの健全な成長を支えるとともに、ひとり親家庭の自立を支援するため、離婚時における養育費及び面会交流に係る取り決めの促進と面会交流の実施の支援を行う。</p>																		
<b>2 主な事業内容</b>																		
(1) 養育費110番事業（682千円）（財源：国1/2、県1/2）																		
<p>養育費の算定方法、合意書の債務名義化など養育費全般、親権、面会交流等の法律に関する問題について、弁護士等による電話による法律相談を行う。</p>																		
(2) 子どもの養育啓発事業（192千円）（財源：国1/2、県1/2）																		
<p>離婚前後の父母を対象にした養育費や面会交流に関する学習会等を開催する。</p>																		
(3) 養育費にかかる公正証書等作成促進事業（100千円）（財源：国1/2、県1/2）																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業概要</td> <td>養育費の取り決めの債務名義化を促進するため、公正証書作成等にかかる費用を支給する。</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>養育費の対象となる児童を現に扶養しているひとり親で養育費に係る債務名義を有する者に対し、公正証書の作成に必要な公証人手数料等又は裁判に要する収入印紙代等の全額。 上限：20,000円/回</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>県、市及び福祉事務所設置町村</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内 容	事業概要	養育費の取り決めの債務名義化を促進するため、公正証書作成等にかかる費用を支給する。	支給額	養育費の対象となる児童を現に扶養しているひとり親で養育費に係る債務名義を有する者に対し、公正証書の作成に必要な公証人手数料等又は裁判に要する収入印紙代等の全額。 上限：20,000円/回	実施主体	県、市及び福祉事務所設置町村		
区分	内 容																	
事業概要	養育費の取り決めの債務名義化を促進するため、公正証書作成等にかかる費用を支給する。																	
支給額	養育費の対象となる児童を現に扶養しているひとり親で養育費に係る債務名義を有する者に対し、公正証書の作成に必要な公証人手数料等又は裁判に要する収入印紙代等の全額。 上限：20,000円/回																	
実施主体	県、市及び福祉事務所設置町村																	
(4) 面会交流支援事業（300千円）																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業概要</td> <td>公益社団法人、NPOなどが行う面会交流援助事業を利用する場合の費用を補助する。</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>中学生以下（概ね15歳未満）の子との面会交流を希望する別居親または子どもと別居親との面会交流を希望する同居親が利用料として負担した全額。 上限：5,000円/回、最大12回/人まで</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内 容	事業概要	公益社団法人、NPOなどが行う面会交流援助事業を利用する場合の費用を補助する。	補助額	中学生以下（概ね15歳未満）の子との面会交流を希望する別居親または子どもと別居親との面会交流を希望する同居親が利用料として負担した全額。 上限：5,000円/回、最大12回/人まで	実施主体	市町村	負担割合	県1/2、市町村1/2
区分	内 容																	
事業概要	公益社団法人、NPOなどが行う面会交流援助事業を利用する場合の費用を補助する。																	
補助額	中学生以下（概ね15歳未満）の子との面会交流を希望する別居親または子どもと別居親との面会交流を希望する同居親が利用料として負担した全額。 上限：5,000円/回、最大12回/人まで																	
実施主体	市町村																	
負担割合	県1/2、市町村1/2																	
(5) 子どもの養育相談関係職員研修事業（138千円）（財源：国1/2）																		
<p>養育費・面会交流等についての相談指導のための研修を行う。</p>																		
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>																		
<p>離婚後の子どもの養育は親の責務であり、離れて暮らす親にも扶養義務があるが、養育費及び面会交流の取り決め・実施をしていない割合が依然として多い。（養育費の取り決めをしていない：42.6%、養育費を現在受給している：25.5%。平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査より）</p> <p>養育費及び面会交流についての理解を深め、取り決めに促進する。（令和6年度末目標値：養育費の取り決めをしている割合50%）</p>																		

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

### 3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
児童扶養手当支給事業	77,902	79,211	△1,309	25,709			52,193																	
トータルコスト	82,335千円（前年度83,632千円）〔正職員：0.2人、会計年度任用職員：1.0人〕																							
主な業務内容	認定等の審査・手続等事務、債権管理・回収に係る事務、現況届処理、未提出者指導、手当支給事務、市町村指導、給付費国庫負担金関係事務																							
工程表の政策内容	ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の充実																							
事業内容の説明																								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>            児童扶養手当の支給、調査・認定・市町村指導監査等を実施する。            ※児童扶養手当：父母の離婚などにより父親（又は母親）と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭（父子家庭）の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当</p> <p>【根拠法令】児童扶養手当法            【事業主体】県、市、福祉事務所設置町村（法定受託事務）            ※県は、福祉事務所未設置の町分のみ            【財源内訳】児童扶養手当給付費 国1/3、県等2/3</p>																								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当</td> <td>受給者数 約160人(福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町)                      手当額(全部支給)43,070円/月                      多子加算(全部支給) 第2子：10,170円                      第3子：6,100円</td> <td style="text-align: center;">77,129</td> <td>国1/3 県2/3</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当システム</td> <td>児童扶養手当システムの保守管理を行う。                      ・児童扶養手当システム保守管理経費 633千円                      ・新児童扶養手当システムクラウドサーバー使用料 140千円</td> <td style="text-align: center;">773</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">77,902</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	内 容	予算額	財源	児童扶養手当	受給者数 約160人(福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町) 手当額(全部支給)43,070円/月 多子加算(全部支給) 第2子：10,170円 第3子：6,100円	77,129	国1/3 県2/3	児童扶養手当システム	児童扶養手当システムの保守管理を行う。 ・児童扶養手当システム保守管理経費 633千円 ・新児童扶養手当システムクラウドサーバー使用料 140千円	773	単県	合 計		77,902	
区分	内 容	予算額	財源																					
児童扶養手当	受給者数 約160人(福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町) 手当額(全部支給)43,070円/月 多子加算(全部支給) 第2子：10,170円 第3子：6,100円	77,129	国1/3 県2/3																					
児童扶養手当システム	児童扶養手当システムの保守管理を行う。 ・児童扶養手当システム保守管理経費 633千円 ・新児童扶養手当システムクラウドサーバー使用料 140千円	773	単県																					
合 計		77,902																						
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>            児童扶養手当法に基づき、離婚、死別等により父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母等に対して児童扶養手当を支給した。（県は福祉事務所未設置町在住者を対象）            引き続き、適正に手当を支給する。</p>																								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課(内線:7869)

3目 母子福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金	2,518	2,516	2				2,518	
トータルコスト	3,298千円(前年度3,305千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	所要額推計、繰入事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の充実							
事業内容の説明								
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の貸付金の貸付事務費及び償還金収納事務費に充てるため、一般会計から繰り出す。								
(廃止)母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム構築事業	0	16,538	△16,538					
トータルコスト	0千円(前年度17,327千円)[正職員:0.0人]							
主な業務内容	—							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
令和4年度に事業が完了したことに伴い、廃止する。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

喜多原学園(0859-27-1101)

5目 児童福祉施設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 喜多原学園管理運営費	36,941	36,273	668	8,617		(使用料) 40 (負担金) 775	27,509	
トータルコスト	184,517千円(前年度185,188千円)[正職員:16.9人、会計年度任用職員5.5人]							
主な業務内容	喜多原学園の管理運営、関係機関との連絡調整、自立支援計画に基づく処遇の展開							
工程表の政策内容	自立支援計画の充実とチーム制の確立							
事業内容の説明								
児童自立支援施設である喜多原学園の運営及び施設の維持管理に要する経費である。								



## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

家庭支援課 (内線: 7572)

#### 5目 母子衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	103,346	232,500	△129,154	1,664		(基金繰入金) 550	101,132	
トータルコスト	121,732千円 (前年度251,052千円) [正職員: 2.1人 会計年度任用職員0.7人]							
主な業務内容	特定不妊治療 (男性不妊治療含む)、不妊検査費に係る助成関係業務、不妊専門相談センター委託業務、普及啓発業務等							
工程表の政策内容	不妊治療費助成の継続							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b>								
不妊・不育に係る経済的負担の軽減及び精神的なサポートを行うため、費用を支援するほか、専門家による相談・指導、知識の普及啓発等を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>				(単位: 千円)				
区分	内容						予算額	
不妊検査費助成事業 (単県)	不妊症の診断を行うために必要な検査費用 (保険適用外) を全額助成する。 ○対象: 婚姻後3年以内の夫婦または妻の年齢35歳未満の夫婦で、夫婦ともに検査を受けた方 ○助成額: 検査費用 (保険適用外) の10/10 (上限26,000円)						6,422	
特定不妊治療費助成金交付事業 【前制度経過措置分 (基金1/2、単県)】	令和4年度以降、国の助成制度が廃止されるが、令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度末までに治療が終了した者については1回に限り、年度を跨ぐ治療分を助成する。 【国制度分 (基金1/2、単県)】 ○助成額: 採卵あり: 300,000円/回 (国150,000円、県150,000円) 初回の治療のみは、330,000円/回 (国150,000円、県180,000円) 採卵なし: 110,000円/回 (国50,000円、県60,000円) ○通算助成回数: 初回開始時の妻の年齢40歳未満: 6回/1子、 40歳以上43歳未満: 3回/1子 (43歳以上は対象外。) ○男性不妊治療 (特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術) を併せて行った場合、300,000円/回を限度に、要した経費の一部を助成する。						1,210	
鳥取県版不妊治療拡大事業分 (単県)	1 保険外併用で実施された先進医療への補助 (財源: 県10/10) 保険外併用の仕組みのもと、先進医療として保険適用外で実施された治療に対して5万円/回を上限に助成する。 ※回数制限、年齢制限については保険適用条件に基づく (回数…治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回/1子、40歳以上の場合は3回/1子。年齢…治療開始時の妻の年齢が43歳未満)						30,200	
	2 全額自費診療で実施される治療への補助 (財源: 県10/10) (1) 先進医療ではない保険適用外のオプション治療を行い (いわゆる混合診療)、全額自費で行う治療への助成 【助成上限額】 採卵を伴う治療 300,000円/回 採卵を伴わない治療 110,000円/回						61,470	

	<p><b>【助成回数】</b>  治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回目／1子まで、40歳以上の場合は3回目／1子までの範囲内の治療（国助成、保険適用の回数も含む）に限り助成  ※治療開始時の妻の年齢が43歳未満の場合に限る。（43歳到達後は（2）の助成に移行。）  （2）治療開始から7回目（治療開始が40歳以上の場合は4回目）以降の保険適用外となる治療または年齢制限により保険適用外となる治療への助成</p> <p><b>【助成上限額】</b>  100,000円／回</p> <p><b>【助成回数】</b>  初めて国制度の助成を受けた治療開始時点の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上の場合は通算3回まで  ※ただし、43歳到達後は、助成残回数または3回のいずれか少ないほうまでとする。  ※令和4年以降初めて治療を行う場合は初めて保険適用（または自費診療）による治療を受けた治療開始時点の妻の年齢を起点とする。  ※出生ごとの回数リセットはせず生涯の通算回数とし、これまでの単県継ぎ足し助成の回数を引き継ぐ</p>		
不妊専門相談センター運営事業 （国1/2）	鳥取県立中央病院及び医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニックに委託し、不妊や不育症で悩んでいる夫婦等を対象に、医師・不妊症看護認定看護師等による専門的な相談・指導を実施する。	2,578	
不育症検査費等支援事業 （国1/2）	不育症の診断に必要な保険外の検査費用を助成する。 ○助成額：上限50,000円/回 ※不育症検査費助成（国庫補助対象）以外の不育症治療費等に要する費用を助成する市町村に対しては子育て王国課の子育て支援市町村応援交付金で補助を行う。	750	
事務費（基金1/2）	啓発資料作成費、広告費等	716	
合 計		103,346	

(※)助成回数の初回とは、初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢

**【特定不妊治療、不妊検査助成共通対象要件】**

- ・申請時に夫婦の一方または両方が県内在住である者。（事実婚も含む）
- ・所得制限なし。

**3 事業目標・取組状況・改善点**

平成16年度から特定不妊治療費助成金交付事業を開始し、国の助成制度に県独自で金額、回数の上乗せ助成を行うほか、令和2年度からは早期治療に繋げるため、不妊検査費の助成額拡充（全額助成）を行うなど、全国トップクラスの助成を行ってきた。

国の少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担軽減が掲げられ、令和4年度より保険適用となったが、治療の中で施される技術の中には、一部保険適用の対象外となる技術（先進医療）も生じる。これまで体外受精や顕微授精は、標準的な治療に加え、患者の状態に合わせて必要な医療技術を選択し組み合わせながら、より効果の高い治療が行われてきたが、本県のように特定不妊治療費助成を受けていて、保険適用となる治療のみでは妊娠が難しい患者は、経済的な負担が大きくなってしまふ懸念がある。

保険適用後も患者の負担が増加することなく、これまで同様の質の高い治療が継続できるよう、保険適用外（自費診療）となる治療に対して県独自の助成を継続していく。

また、鳥取県立中央病院内とミオ・ファティリティ・クリニックに、不妊専門相談センターを設置し、不妊や不育症に関する様々な相談に対応している。

今後も不妊治療の早期治療への契機となる不妊検査等の啓発や、当事者の経済的負担軽減のための助成制度の継続等を行い、妊孕性の高い時期からの治療を促すとともに、不妊治療を実施される方々を支援していく。

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課 (内線: 7572)

## 5目 母子衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産前産後のパパママほっとずっと応援事業	10,765	10,765	0	2,382			8,383	
トータルコスト	11,545千円 (前年度11,554千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業委託、市町村支援							
工程表の政策内容	-							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

産後に強い育児不安を抱えているにもかかわらず家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない者に対しては、産後うつ及び児童虐待防止のため、市町村事業として心身の回復や必要な社会的資源の紹介等の支援を行う産後ケア事業を実施している。

産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援することを目的として、産後ケア事業に係る利用者自己負担額の無償化及び産後ケア(宿泊型)サービスの受け皿拡大を図る。

また、医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消するため、地域における助産所を心の休息(レスパイト)のとれる居場所として利用を促進するオープンデーの開催及び母親の育児不安の要因となる父親の育児参画の必要性を職場などで周囲にも伝えられる先輩パパの養成を県助産師会に委託する。

#### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内 容	予算額
産後ケア無償化事業	市町村が実施する産後ケア事業を利用した者の利用料(個人負担額)相当額に対し県及び市町村が共同で助成し、個人負担額を無料とする。 【実施主体】個人負担額無償化を図る市町村 【補助上限額】市町村の産後ケア事業費の2割 【補助率】県10/10	3,000
助産所施設・設備整備事業	宿泊型産後ケアを行う助産所を増やすため、有床設備のある助産所の設置に必要な増改築又は改修に要する工事費、設備購入費及び賃借料を助成する。 【実施主体】市町村又は事業所 【補助上限額】1か所あたり3,000千円 【補助率】(1)市町村補助あり 県1/2、市町村1/4、事業者1/4 (2)市町村補助なし 県1/2、事業者1/2	3,000
地域の助産所等による妊産婦への寄り添い支援事業	初産婦など医療機関、市町村に相談しにくい不安を抱えて孤立化しやすい妊産婦に助産師が寄り添う場として、地域の助産所、助産所のない地域への出張による定期的なオープンデーを開催し、妊産婦の集まりやすい居場所を提供する。	4,000
新米パパに贈る子育て教室	出産を控えた父親に沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝え、自らの実践を経て、父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	765
合 計		10,765

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

産後ケア事業の利用者数は県独自の利用料無償化事業の開始以降 大幅な伸びをみせており、支援を希望する産婦へのケアが行き届きつつある。しかし、産後ケアの対象となる程度の心身の不調・育児不安があると診断されながらも、産後ケア事業を利用をしていない産婦や、事業の対象とはならないまでも潜在的に不安を抱えている妊産婦は多く、地域や家庭において育児不安を解消するための受け皿を広げる必要がある。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7572）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																									
健やかな妊娠・出産のための応援事業	12,078	11,750	328	2,096			9,982																																																									
トータルコスト	26,113千円（前年度25,945千円）〔正職員：1.8人〕																																																															
主な業務内容	妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発等																																																															
工程表の政策内容	-																																																															
事業内容の説明																																																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進め、安心・安全な妊娠・出産等の支援の充実を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 安心・安全な妊娠・出産支援及び教育・相談体制の充実 <span style="float:right">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康教育事業</td> <td>地域への健康教育</td> <td>48</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>女性の健康支援センター事業</td> <td>健康相談、相談支援体制の検討、相談員研修</td> <td>225</td> <td>県1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>273</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 思春期からの妊娠・出産等に関する正しい知識の普及の充実 <span style="float:right">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未来のパパママ育み事業</td> <td>中学、高校生世代への出前講座の実施、啓発パンフレットの配布</td> <td>3,818</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>今から始める！いつかは パパママ出前教室</td> <td>20～40歳代への出前講座の実施</td> <td>1,030</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>助産師による電話・メール相談</td> <td>思春期から妊娠、出産、更年期に関する電話・メール相談</td> <td>720</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>とっとり妊娠SOS相談体制整備事業</td> <td>予期しない・思いがけない妊娠に悩む方の電話・メール・面談相談</td> <td>3,641</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>思春期ピアカウンセラー 活動支援事業</td> <td>ピアカウンセラーの養成、中・高校への教育・相談の実施</td> <td>1,358</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>相談窓口を掲載したマップの配布等</td> <td>113</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>10,680</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦等への支援 <span style="float:right">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦への寄り添い支援事業</td> <td>新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師等が訪問などによる相談支援や育児指導を実施</td> <td>1,125</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○若い世代からの妊娠・出産に対する正しい知識の啓発や自身のライフプランを考えることで、命の大切さについて学ぶとともに将来の正しい選択ができるような知識を身につけてもらう。また、相談体制の充実等、地域で切れ目のない支援を実施し、安心・安全な妊娠、出産、子育てができるよう支援する。</li> <li>○第3次鳥取県女性基本計画（とっとり男女共同参画プラン）に基づき、平成11年度から施策化し、各保健所において、思春期教育、妊娠・避妊・婦人科疾患等に関する健康相談を実施した。</li> <li>○平成28年度に乳児虐待死亡事案が発生し、その検証の過程で、既存の相談窓口では「予期しない妊娠」に悩む当事者の相談内容にはマッチしづらい場合があるとの意見が出された。この意見を受け、民間の相談窓口を平成30年9月に設置した。</li> <li>○新型コロナウイルスに感染したため、妊娠期及び産後に医療機関等から十分な支援が受けられなかったり、コロナ罹患による精神的負担を抱える妊産婦に対し、令和3年度から鳥取県助産師会に委託し、訪問型の支援を実施している。</li> </ul>									事業名	内容	予算額	財源	健康教育事業	地域への健康教育	48	国1/2	女性の健康支援センター事業	健康相談、相談支援体制の検討、相談員研修	225	県1/2	合計		273		事業名	内容	予算額	財源	未来のパパママ育み事業	中学、高校生世代への出前講座の実施、啓発パンフレットの配布	3,818	単県	今から始める！いつかは パパママ出前教室	20～40歳代への出前講座の実施	1,030	国1/2 県1/2	助産師による電話・メール相談	思春期から妊娠、出産、更年期に関する電話・メール相談	720	国1/2 県1/2	とっとり妊娠SOS相談体制整備事業	予期しない・思いがけない妊娠に悩む方の電話・メール・面談相談	3,641	単県	思春期ピアカウンセラー 活動支援事業	ピアカウンセラーの養成、中・高校への教育・相談の実施	1,358	国1/2 県1/2	事務費	相談窓口を掲載したマップの配布等	113	単県	合計		10,680		事業名	内容	予算額	財源	新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦への寄り添い支援事業	新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師等が訪問などによる相談支援や育児指導を実施	1,125	国1/2 県1/2
事業名	内容	予算額	財源																																																													
健康教育事業	地域への健康教育	48	国1/2																																																													
女性の健康支援センター事業	健康相談、相談支援体制の検討、相談員研修	225	県1/2																																																													
合計		273																																																														
事業名	内容	予算額	財源																																																													
未来のパパママ育み事業	中学、高校生世代への出前講座の実施、啓発パンフレットの配布	3,818	単県																																																													
今から始める！いつかは パパママ出前教室	20～40歳代への出前講座の実施	1,030	国1/2 県1/2																																																													
助産師による電話・メール相談	思春期から妊娠、出産、更年期に関する電話・メール相談	720	国1/2 県1/2																																																													
とっとり妊娠SOS相談体制整備事業	予期しない・思いがけない妊娠に悩む方の電話・メール・面談相談	3,641	単県																																																													
思春期ピアカウンセラー 活動支援事業	ピアカウンセラーの養成、中・高校への教育・相談の実施	1,358	国1/2 県1/2																																																													
事務費	相談窓口を掲載したマップの配布等	113	単県																																																													
合計		10,680																																																														
事業名	内容	予算額	財源																																																													
新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦への寄り添い支援事業	新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師等が訪問などによる相談支援や育児指導を実施	1,125	国1/2 県1/2																																																													

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課 (内線: 7572)

5目 母子衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
出産・子育て応援交付金	191,986	0	191,986	152,098			39,888	
トータルコスト	192,766千円 (前年度0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業委託、市町村支援							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内 容	県補助率	予算額
出産・子育て応援交付金	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する市町村へ交付金を交付する。		
	(1) 伴走型相談支援 ・伴走型相談支援を実施する市町村職員人件費 ・伴走型相談支援の事務に要する活動費等 【国庫補助率】 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4	(1) 伴走型相談支援 3/4	17,473
	(2) 出産・子育て応援ギフト ・出産応援ギフト 妊娠届出時/婦1人当たり5万円相当 ・子育て応援ギフト 出生届出後/こども1人当たり5万円相当 《経済的支援の対象者》 令和5年10月以降の妊娠・出産 【国庫補助率】 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6	(2) 出産・子育て 応援ギフト 5/6	170,313
	(3) (2)の交付に必要な事務費 ・経済的支援クーポン発行等に係る委託経費等 ※市町村との協議により県で広域システムを設置する場合には県が執行。 【国庫補助率】 国10/10	(3) 事務費 10/10	4,200
合 計			191,986

3 事業目標・取組状況・改善点

市町村が行う妊産婦に対する伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせた形で実施することで、妊産婦の相談実施機関へのアクセスをやすくし、必要なサービスに確実に結びつく実効性の高い支援とする。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7572）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
乳児医療費等支援事業	20,096	22,573	△2,477				20,096	
トータルコスト	26,704千円（前年度29,231千円）〔正職員：0.7人、会計年度任用職員：0.4人〕							
主な業務内容	検査費等支払事務、負担金関係事務、市町村支援							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新生児の先天性代謝異常を早期発見して適切な治療を行うことで、その疾患から生じる重篤な症状や心身の発達障がいを予防するため、県が新生児に対する先天性代謝異常検査を行う。

また、医療を必要とする未熟児に対して市町村が行う未熟児養育医療に係る経費の一部を負担するとともに、妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるための経費の一部を支給する。

併せて、心理的な負担が大きい低出生体重児の子育てを支援するため令和4年12月に作成した母子手帳の副本（リトルベビーハンドブック）を改訂・増刷する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
先天性代謝異常等検査	各医療機関が保護者の同意を得た上で生後4～7日の新生児の血液を採取し、委託検査機関において先天性代謝異常検査を行う。 ・検査対象疾患：19疾患（クレチン症、甲状腺機能低下症等） ・検査委託料：13,733千円 ・精度管理費：711千円	14,444
未熟児養育医療費	指定医療機関に入院した未熟児に対し、市町村が医療の給付を行うのに要した費用の1/4を県が負担する。 ※母子保健法の改正により、平成25年度から市町村へ権限移譲。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4） また、未熟児養育医療に係る診療報酬審査支払手数料について、1/2を県が負担する。（負担割合：県1/2、市町村1/2）	5,246
妊娠高血圧症候群等療養援護費	妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療養に要する経費の一部を支給する。	30
小さく生まれた赤ちゃんのための手帳作成	早産等による低出生体重児用の母子手帳の副本（リトルベビーハンドブック）を改訂・増刷する。	376
合計		20,096

3 事業目標・取組状況・改善点

県内で出生した新生児のうち、保護者が検査を希望した者に対して先天性代謝異常等検査を実施した。また、医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行った。引き続き、児童の健全な育成を図るために支援を行う。

令和4年12月に低出生体重児の子育てを支援するため母子手帳の副本（リトルベビーハンドブック）を作成し、令和5年1月から医療機関、市町村等を通じて配付を開始しており、利用者の意見を伺い改訂等を行う。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7572）

### 5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
母子保健指導振興費	1,086	1,084	2	150			936	
トータルコスト	8,103千円（前年度8,181千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	母子保健課題に関する検討等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
妊娠、出産及び育児に関する相談に対して、必要な指導及び助言を行い、市町村、関係団体の活動を支援すること等により、母子保健活動を推進する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容						予算額	
母子保健諸費	母子保健に関する諸会議、市町村母子保健事業広域調整、母子保健事業功労者知事表彰の実施						335	
母子保健推進体制整備事業	鳥取県における母子保健事業の評価、健診の精度管理等に関する協議（健康対策協議会に委託）						494	
乳幼児身体発育調査に係る経費 （国10/10）	全国から抽出した地区、病院を対象とした乳幼児の身体発育の状態調査の実施（10年に1回）。						257	
合 計						1,086		
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
平成9年度から、各種母子保健事業の実施主体が市町村に一元化されたが、県が当事業を活用して、母子保健に関する主要事業の方向性の提示、乳幼児健康診査マニュアルの策定、市町村間の調整や従事者講習会を実施することで、鳥取県における母子保健推進体制の整備が進んだ。今後も、社会環境等の変化や地域の実情に即した母子保健事業の見直し等に対して、広域的・専門的な助言・支援を実施する必要がある。								
なお、健診医の質の向上及び、健診医の数を増やすための乳幼児健診マニュアルの講習会、健診に関する研修会を年1回開催する。								
また、平成29年度から30年度にかけて、母子保健に係る切れ目ない支援体制について小委員会を開催。産後うつ等の予防を目的とした産後健康診査事業について協議し、平成31年度より事業の全県統一実施が開始された。平成29年度からは5歳児健康診査の効果検証に向けた協議を継続している。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7572）

### 7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児慢性特定疾病対策事業	101,482	101,482	0	50,205			51,277	
トータルコスト	118,064千円（前年度118,146千円）〔正職員：1.5人、会計年度任用職員：1.7人〕							
主な業務内容	小児慢性特定疾病審査業務、申請書審査、国庫負担（補助）金手続き等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり治療を必要とする児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）の健全な育成を図るため、小児慢性特定疾病児童等に対して医療の給付、県外受診に要する交通費の一部及び日常生活用具の給付を行う。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	内 容						予算額	
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病（762疾病）にかかる医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。 （財源内訳：国1/2、県1/2） ※県東部4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）に係る鳥取市（保健所業務委託）への負担金を含む。						99,438	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。 （負担割合）						512	
	区分	国	県	市町村				
	市及び福祉事務所を設置している町村	1/2	－	1/2				
	福祉事務所を設置していない町	1/2	1/4	1/4				
小児慢性特定疾病交通費助成事業	県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童等が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。 （財源内訳：県10/10） ※鳥取市分は含まない。						1,532	
合 計						101,482		
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
小児慢性特定疾病児童等に対し医療費の助成を行うとともに、日常生活用具の給付を行った。引き続き、児童の健全な育成を図るために支援を行う。								
県外医療機関への通院又は入院が必要な場合、患児の体調考慮などの精神的負担だけでなく、医療機関までの旅費等にかかる経済的負担が生じていることから、交通費の一部を助成する。								



令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課(内線:7572)

7目 難病対策費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	5,112	3,302	1,810	2,555			2,557																
トータルコスト	7,451千円(前年度5,668千円)[正職員:0.3人]																						
主な業務内容	協議会運営、患者支援事業委託																						
工程表の政策内容	-																						
事業内容の説明																							
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり治療を必要とする児童等(以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)の自立及び成長支援について、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。</p>																							
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>慢性疾病児童等地域 支援協議会運営事業</td> <td>小児慢性特定疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業及び事業等の効果について審議等を行う。</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>相談支援、交流・研修等事業</td> <td>小児慢性特定疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会及び就職支援、介護者支援(きょうだい支援含む)、学習支援を実施する。</td> <td>4,971</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>5,112</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	慢性疾病児童等地域 支援協議会運営事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業及び事業等の効果について審議等を行う。	129	相談支援、交流・研修等事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会及び就職支援、介護者支援(きょうだい支援含む)、学習支援を実施する。	4,971	事務費		12	合計		5,112
区分	内容	予算額																					
慢性疾病児童等地域 支援協議会運営事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業及び事業等の効果について審議等を行う。	129																					
相談支援、交流・研修等事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会及び就職支援、介護者支援(きょうだい支援含む)、学習支援を実施する。	4,971																					
事務費		12																					
合計		5,112																					
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行(令和5年10月1日施行)に伴い、就職支援等の任意事業の実施が努力義務化されることから、困難を抱えた子どもたちの自立支援を行っている(一社)つなぐプロジェクトに委託した。</p> <p>※(一社)つなぐプロジェクト 日本財団2022年度「子ども第三の居場所」事業コミュニティモデルに採択された米子市内の事業者</p>																							

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

総合教育推進課（内線：7022）

#### 8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	〔債務負担行為〕 16,433 53,976	72,471	〔債務負担行為〕 16,433 △18,495				〔債務負担行為〕 16,433 53,976	
トータルコスト	58,654千円（前年度77,992千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供すること。							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
私立中学校・高等学校等の校舎等の改築、大規模修繕等に要する経費の一部を補助することにより、教育環境の整備を図る。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	内 容		補助率等	予算額				
(1)私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	建築後、概ね20年以上経過した私立中学校・高等学校の既存校舎等の修繕に係る経費に対して補助を行う。 ＜令和5年度実施校＞ ア 米子北高等学校 ・空調設備改修工事（18,535千円） イ 米子北斗高等学校 ・校舎棟屋上防水工事（4,073千円） ウ 米子松蔭高等学校 ・生徒用トイレ改修工事（5,814千円）		1/3(単県)	28,422				
(2)私立学校振興資金利子補助金	私立中学校・高等学校等の校舎等の改築（建替え）、大規模修繕事業等施設整備等のための借入金に係る利息の支払いに対して補助を行う。（1%まで、最長10年間） ＜令和5年度実施校＞ 新規：鳥取城北高等学校（グラウンド整備） ※今回債務負担行為設定 （令和6年度～令和15年度：16,433千円） 継続：鳥取敬愛高等学校、鳥取城北高等学校、青翔開智中学校・高等学校、倉吉北高等学校、米子北高等学校、鳥取県自動車学校		年率又は年1%のどちらか低い率(単県)	25,554				
合 計				53,976				
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
平成28年度から平成30年度までの期間に鳥取敬愛高校、鳥取城北高校、倉吉北高校及び米子北高校の改築事業に対して経費の一部を補助し、耐震化率（文科省調査ベース）は100%を達成した。								
また、令和元年度には、湯梨浜学園中学・高校の校舎の改修事業や、米子北斗中学・高校のトイレ改修事業等、令和2年度には湯梨浜学園中学・高校のトイレ改修事業や、米子北高校の校舎の改修事業等、令和4年度には鳥取敬愛高校のグラウンド附属トイレ改修事業や、倉吉北高校の校舎改修事業等に対して経費の一部を補助し、教育環境の向上を図った。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課 (内線：7022)

8目 私立学校振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校教育振興補助金	1,960,608	1,929,844	30,764	289,476			1,671,132	

トータルコスト 1,966,066千円 (前年度1,938,520千円) [正職員：0.7人]

主な業務内容 補助金等交付事務、国庫補助事務等

工程表の政策内容 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育条件の維持向上、生徒・保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

補助金の種別	校数	内容	補助率	予算額
私立高等学校教育振興補助金	8	一般分（経常費補助） 1,669,779 特別分（特色ある教育等への補助） 27,519	定額 1/3、1/2他	1,697,298
私立中学校教育振興補助金	3	一般分（経常費補助） 144,657 特別分（特色ある教育等への補助） 5,873	定額 1/3、1/2他	150,530
（新）私立学校運営費原油高騰対策補助金	11	円安・物価高騰等により増大する運営費の光熱費等に係る支援	定額	11,189
私立専修学校教育振興補助金	14	一般分（経常費補助） 19,332 特別分（技能教育施設分（3校）） 81,371 授業目的公衆送信補償金制度に係る経費補助 588	1/15、2/15 1/2他 2/3	101,291
職業実践専門課程支援事業	2	職業実践専門課程の認定を受けている専門学校が企業と連携して行う取組の経費の補助	1/2	300
合計				1,960,608

※私立高等学校・中学校教育振興補助金

一般分：人件費、教育管理経費、設備費

特別分：舎監配置、土曜日授業実施、アクティブラーニング推進、経営改善、地域と連携して行う校外での教育活動、授業目的公衆送信補償金制度の活用、外部人材活用の推進、カウンセラー配置等

3 事業目標・取組状況・改善点

○私立高等学校・中学校教育振興補助金 一般分

・平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに、学校経営の実態に基づき単価を見直している。

・適正な教育環境を担保する観点から、収容定員（全学年・全学科の合計）の110%を超過した生徒分は補助対象外としている。（高等学校 平成29年度～、中学校 令和4年度～）

○私立高等学校・中学校教育振興補助金 特別分

・国の制度改正に伴い事業内容及び上限額の見直しを行う。

○専修学校に対する補助金

・令和4年度より「授業目的公衆送信補償金制度」を活用した場合の経費、企業と連携して職業実践教育の推進や教育内容の充実を図る学校に対して支援している。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課 (内線：7022)

8目 私立学校振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	125,219	129,865	△4,646	729		〈受託事業収入〉 409	124,081	

トータルコスト 147,830千円 (前年度152,734千円) [正職員：2.9人]

主な業務内容 補助金交付事務、関係機関との連絡調整、許認可事務等

工程表の政策内容 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人材育成の場としての私立学校の魅力向上のため、私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率	予算額
私立学校JET-ALT配置支援事業	私立中学・高等学校が行う、JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。	3/4	10,759
(新) 海外進学に必要な民間英語試験受験料助成事業	高校生等が家庭の経済状況にかかわらず海外進学を目指せるよう、低所得世帯の高校生等に対して所定の英語試験の受験料を支援する。(上限：20千円)	1/2	200
鳥取県版スーパーサイエンスハイスクール事業	先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等を育成する。	3/4	1,011
私立学校あいサポート教育推進事業	①私立学校手話教育推進事業 私立中学・高等学校での手話教育の取組に対して支援する。 ②私立高等学校等特別支援教育サポート事業 特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備(研修費用、設備整備等)に要する経費の一部を助成する。	3/4 1/2, 1/3	1,778
いじめ問題対策事業	①学校満足度などを把握する心理調査(hyper-QU)を実施する私立中学・高等学校に対して支援する。 ②心理調査の結果を活用して、いじめの未然防止につなげる学級経営や早期発見のための研修を実施する。	1/2 -	1,692
私学共済事業等助成事業	①私立学校協会補助金 私立学校の教職員を対象とする研修等の開催経費の助成を行う。 ②私立学校経営相談事業補助金 私学経営の諸問題に対する研究分析、研修等に要する経費の助成を行う。 ③私立学校退職金給付財源補助金 退職金給付の財源積立に対する助成を行う。 ④日本私立学校振興・共済事業団補助金 長期給付事業に係る掛金負担に対する助成を行う。	1/2 1/2 36/1000 8/1000	108,112
学校法人等連絡調整費	私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰の経費及び学校法人等の認可・調査に係る事務費	-	1,667
合計			125,219

3 事業目標・取組状況・改善点

私立学校において外国語教育や手話教育等の取組が継続して行われるよう支援する。

○私立学校JET-ALT配置支援事業

私立中学・高等学校の3校が本プログラムを活用して、外国語指導助手を配置している。

○鳥取県版スーパーサイエンスハイスクール事業

科学的思考力等の育成を目的とした先進的な取組を行う私立高等学校へ必要な経費を助成する。

○私立学校あいサポート教育推進事業

手話教育に取り組む私立中学・高等学校への助成や特別支援担当教員が、支援の必要な生徒への対応・関係機関との連絡・調整等業務に専念できるよう、その人件費と活動費を助成している。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7824）

### 8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立高等学校等就学支援金支給等事業	1,362,502	1,343,340	19,162	1,122,749			239,753	
トータルコスト	1,371,327千円（前年度1,352,209千円）〔正職員：0.8人、会計年度任用職員：0.9人〕							
主な業務内容	就学支援金等の支給事務							
工程表の政策内容	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、就学支援金等の支給や授業料等の減免助成により、家庭の教育費負担を軽減する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

対象者	補助金名	概要・支給額 (世帯の収入状況等に応じて決定)	予算額
高校生	(1) 就学支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：国10/10) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～33,000円/月	1,093,304
	(2) 総合支援金	(1) に上乗せして支給(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 4,950円/月～9,900円/月 ○支給額(その他納付金に充当) 3,600円/月～7,200円/月	134,500
	(3) 学び直し支援金	高校等中途退学後、再び高校等で学び直す際、(1) の支給期間を超過する生徒等に支援(財源：国10/10) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～24,750円/月	2,079
	(4) 授業料減免補助金	技能連携高進学者・原級留置者等、(1) の対象とならない生徒に支援(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 16,500円/月～33,000円/月	10,104
中学生	(5) 就学支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～33,000円/月	60,350
	(6) 総合支援金	(5) に上乗せして支給(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 4,950円/月～9,900円/月 ○支給額(その他納付金に充当) 1,750円/月～3,500円/月	10,358
	(7) 授業料減免補助金	罹災者・家計急変世帯等、(5) の対象とならない生徒に支援(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(授業料に充当) 16,500円/月～33,000円/月	396
専攻科生	(8) 専攻科支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(授業料に充当) 17,800円/月～35,600円/月	5,678
専修学校生	(9) 修学支援新制度	対象の専修学校(専門課程)に通う学生の家庭の教育費負担を軽減(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(入学金に充当) 53,400円～160,000円 ○支給額(授業料に充当) 196,700円/年～590,000円/年	42,808
事務費	(10) 高等学校就学支援金事務費	私立高等学校等の設置者に対して、事務費を交付(財源：国10/10)	2,925
合計			1,362,502

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある中学生・高校生等が安心して教育を受けることができるよう、支援金等の支給により家庭の経済的負担の軽減を図っていく。

##### ○就学支援金（高校生・中学生）

平成22年度に、国の制度を基に私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)に通う生徒を対象として開始するとともに、同制度に準じた県版の私立中学校就学支援金制度を創設（平成22年6月補正）し、高校等と同額の授業料支援を行っている。

令和2年度からは国の制度改正により支援が拡充され、私立高等学校について実質無償化が実現したことから、私立中学校に対する就学支援金についても、高校等と同様に県独自の上限額の引き上げを行った。

##### ○総合支援金

令和2年度に県独自の制度として創設し、世帯による就学支援金支給額の差を軽減する授業料支援や生活保護世帯について授業料以外の納付金を含め保護者負担額をゼロとするなどの負担軽減を図るための支援を行っている。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7022）

### 8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校対策事業	13,319	12,674	645				13,319	

トータルコスト 14,099千円（前年度13,463千円）〔正職員：0.1人〕

主な業務内容 補助金交付事務

工程表の政策内容 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。

事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

民間（私立学校等）のノウハウを活用しながら、児童生徒・保護者のニーズに応じて選択肢を提供するフリースクールを運営する学校法人等民間事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保する。

また、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する私立学校等の民間事業者に対して、運営費等の助成を行う。 ・補助率：1/2 ・上限額：1団体あたり 3,000千円	9,500
鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金	市町村が、年収約590万円未満の世帯の児童生徒の授業料等（会費・交通費等）に対して助成を行う場合に、当該市町村の助成事業費に対して助成を行う。 ・補助率：市町村負担額の1/2 ・上限額：授業料 児童生徒1人あたり 6,600円/月 交通費等 小学生1人あたり 1,500円/月 中学生1人あたり 3,000円/月	3,819
合計		13,319

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクールの教育的意義等を踏まえ、平成26年度からフリースクールの運営費に対して補助を行っている（対象施設数：4施設）。

県内のフリースクールの通所には、15,000～27,500円/月の授業料(会費)に加え、交通費や体験活動等に要する実費などが必要となることから、通所する又は通所を希望する児童生徒の保護者にとっては、義務教育段階でありながら経済的負担が大きくなっている。令和2年度から「鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金」を創設してフリースクール等に通所する授業料分について助成を開始し、令和3年度からは補助対象に交通費等を追加して保護者の一層の負担軽減を図っている。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

2項 企画費

総合教育推進課（内線：7814）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金等事業	554,895	534,008	20,887		<56,000> 80,000	(財産収入) 342 (基金繰入金) 316,751	157,802	県費負担 213,802
トータルコスト	562,692千円（前年度541,894千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	公立鳥取環境大学との連絡調整、運営費交付金及び施設整備費補助金の交付等							
工程表の政策内容	公立大学にふさわしい機能を整え、高等教育機関・研究機関として学生、企業、地域から高い評価を得る。							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>公立鳥取環境大学の運営に必要な経費の一部について、運営費交付金として交付するとともに、令和2年度から始まった修学支援新制度（高等教育の無償化）における、環境大学の授業料等無償化（減免）に要する経費を、授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）として別枠で交付する。</p> <p>なお、光熱費高騰に係る経費を運営費交付金（特別分）として臨時的に交付する。</p> <p>また、大学の設立団体に係る事務を県と鳥取市が共同で管理・執行する「新生公立鳥取環境大学運営協議会」及び大学の業務実績を評価する評価委員会の開催などに要する経費を支出する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 運営費交付金算定の考え方</p> <p>ア 大学の適切な運営に必要な標準的な支出見込額と、学生納付金（受験料、入学金、授業料）等の標準的な収入額との差を、用途を特定しない運営費交付金として交付する。（県・鳥取市折半） ただし、退職手当及び各年度に臨時的に必要な経費は、個別に必要な額を措置する。</p> <p>イ 緊急かつ大規模な修繕等の経費については、別に大規模修繕費補助金として交付する。</p> <p>ウ 運営費交付金と大規模修繕費補助金の合計額は、地方交付税算入試算額以内とする。</p> <p>(2) 所要額</p> <p>ア 運営費交付金 464,936千円 （標準分）413,981千円 標準支出1,601,068千円－標準収入773,106千円＝827,962千円×1/2（県・市折半） （その他）50,955千円 退職手当、設備更新等、光熱費 101,910千円×1/2（県・市折半）</p> <p>イ 大規模修繕費補助金 48,706千円 97,412千円（講義室系統空調機器更新工事他）×1/2（県・市折半）</p> <p>ウ 新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金 334千円</p> <p>エ 授業料等減免費交付金（修学支援新制度分） 40,919千円</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>地域の公立大学としての使命を果たすため、中期目標に従い、大学の質向上や地域に必要なとされる大学づくりを進めている。近年では、学内外での積極的なSDGs活動の推進、副専攻制度の導入、動画配信等による積極的な広報等に取り組むとともに、多くの志願者・入学者を確保し、安定経営に努めている。</p> <p>また、コロナ禍での大学運営について、感染拡大の影響により、中止や変更をせざるを得ない取組も多い中、工夫を凝らして代替策を講じるなど、学生の教育環境の維持に努めている。</p> <p>一方、18歳人口の急減期を見据え、大学だけでなく、設置者や関係機関、産業界等を巻き込み、選ばれる魅力ある大学づくりに取り組み、「環境」をテーマとした強みを明確に打ち出すなど、将来を見通した大学運営などが必要とされており、将来を見据え、地域等とも連携を図りながら、引き続き、改革・改善の取組を進められるよう支援する。</p>								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7814）

## 2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
県内高等教育機関における学生定着推進事業	3,750	5,045	△1,295				3,750									
トータルコスト	4,530千円（前年度5,834千円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	補助金交付事務															
工程表の政策内容	県内の高等教育機関の教育内容の充実															
事業内容の説明																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内の高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）の学生の県内就職・定着を推進するため、県内高等教育機関が県内企業等と連携して行う共同研究事業など、学生が優れた県内企業を知り、関心を寄せ、つながる機会の創出を支援する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>主に低年次の学生を対象として、県内高等教育機関が県内企業等と連携して行う共同事業、フィールドワーク、地域活動、会社見学などの活動に要する経費を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="226 1070 1385 1464"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の課題解決に向けた共同研究や共同実験、企業とコラボして行う商品開発</li> <li>授業やゼミなどで企業等と連携して取り組むフィールドワーク</li> <li>サークル等で企業等と共同して取り組む地域活動</li> <li>小規模のグループ等で企画する県内企業見学、意見交換の場づくり など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>補助率（上限額）</td> <td>1/2（1校あたり500千円） 他高等教育機関と連携して事業を行う場合 2/3（1校あたり750千円）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>国の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業の成果を継続・発展させるため、令和2年6月2日に協定を締結し、鳥取大学が中心となり、県内高等教育機関、自治体、企業等が、引き続き連携・協力して行う、地域創生人材の育成と県内定着推進の取組を支援してきた。</p> <p>これまでの取組により、各高等教育機関の連携が深まり、ノウハウの共有が図られたが、一方で、新型コロナウイルス感染症が広がって以降、県内高等教育機関の学生の県内就職率は低下しており、各高等教育機関の特性に応じた、直に県内企業の魅力を知ってもらうような取組を一層進化させていく必要がある。</p> <p>令和5年度は、各高等教育機関が学生ニーズに応じて行う個別の取組や、これまでの連携、事例の共有等で得られたノウハウを活かした共同事業を支援し、各高等教育機関の取組の充実を通じて、より多くの学生が県内企業を知る機会の創出を図る。</p>									区分	内容	実施主体	高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の課題解決に向けた共同研究や共同実験、企業とコラボして行う商品開発</li> <li>授業やゼミなどで企業等と連携して取り組むフィールドワーク</li> <li>サークル等で企業等と共同して取り組む地域活動</li> <li>小規模のグループ等で企画する県内企業見学、意見交換の場づくり など</li> </ul>	補助率（上限額）	1/2（1校あたり500千円） 他高等教育機関と連携して事業を行う場合 2/3（1校あたり750千円）
区分	内容															
実施主体	高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）															
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の課題解決に向けた共同研究や共同実験、企業とコラボして行う商品開発</li> <li>授業やゼミなどで企業等と連携して取り組むフィールドワーク</li> <li>サークル等で企業等と共同して取り組む地域活動</li> <li>小規模のグループ等で企画する県内企業見学、意見交換の場づくり など</li> </ul>															
補助率（上限額）	1/2（1校あたり500千円） 他高等教育機関と連携して事業を行う場合 2/3（1校あたり750千円）															



# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7814）

## 2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業	2,976	2,976	0				2,976	
トータルコスト	3,756千円（前年度3,765千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	県内の高等教育機関の教育内容の充実							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内の高等教育及び地域の更なる活性化を推進するため、県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、行政等が連携して県内の課題解決に資する取組を行う「とっとりプラットフォーム5+α」の事務局を担う藤田学院（鳥取看護大学・鳥取短期大学）に、コーディネーターを1名配置する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>コーディネーター人件費への補助 2,976千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体：藤田学院（鳥取看護大学・鳥取短期大学）</li> <li>補助率：1/2</li> </ul> <p>&lt;令和5年度に「とっとりプラットフォーム5+α」で取り組む主な事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域交通の維持・利用促進事業 公共交通の利用促進策の検討や駅周辺のまちづくりへ参画する。</li> <li>対話型鑑賞ファシリテーター養成事業 県立博物館等の美術品を用いた対話型鑑賞授業や、ファシリテーター体験を通して、学生を、県立美術館の来館者をサポートするファシリテーター人材として養成する。</li> <li>美術館フィールド活用支援事業 建設現場の見学会など、学生が県立美術館整備に関わる機会を創出し、建築・建設業界に興味を抱くような取組を実施する。</li> <li>こども食堂情報発信事業 こども食堂への学生のボランティア等による参画促進、県民へのこども食堂の活動内容の周知、情報発信を実施する。</li> <li>若者による地域防災活動推進事業 学生の防災士養成など、地域防災活動に携わる若者を増やす取組を実施する。</li> </ul> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>平成29年10月に、鳥取短期大学がとりまとめ校となり、「とっとりプラットフォーム5+α」が組織化され、現在、県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、文化団体及び行政（県・県教委・倉吉市）が共同・連携し、中期計画（平成30年度～令和4年度）で掲げた地域リスクマネジメント体制強化など、12課題に対応する具体的な数値目標を設けて、本県の高等教育及び地域の更なる活性化を推進のための取組を行っている。</p> <p>令和5年度からは新たな中期計画（令和5年度～令和9年度）を作成し、今までの「子ども食堂」に係る情報発信や若者が地域防災活動に積極的に参加する取組に加え、地域交通の維持・利用促進など、新たな県政課題、地域課題の解決に資する取組を推進していく。</p>								

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7814）

## 2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高等教育機関等支援事業	3,399	3,435	△36				3,399	
トータルコスト	11,976千円（前年度 12,110千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	県内の高等教育機関の教育内容の充実							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

県内の高等教育機関等が取り組む学術研究及び技術開発、知的創造力を持った人材の育成を支援することで、本県の知的基盤の強化と次代の地域産業を担う人材の育成を推進する。

また、県内の若者の定着及び県外の若者を呼び込むため、県内大学と大都市の大学との連携・交流を促進するとともに、県内大学の魅力化を図る。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
大都市の大学との連携強化事業	大都市の大学との連携を促進するため、大都市の大学のゼミ等の大学生グループが県内の地域において行う調査研究活動に対して支援を行う。 ・対象大学：鳥取県と連携協定等を締結している大都市の大学及び当該大学と連携する県内大学 ・対象費用：交通費、宿泊費、保険料、地元関係者との交流に要する経費等 ・補助率：1/2（上限300千円）	900
その他	○とっとり乾地研倶楽部への支援 ・補助金 380千円（定額） ・法人会員年会費 10千円 ○鳥取看護大学、鳥取短期大学と地域の発展を推進する会の会費 10千円（負担金） ○標準事務費等 2,099千円	2,499
合計		3,399

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### ○大都市の大学との連携強化事業

オンラインによる交流を促すなど、コロナ禍においても、都市部の県外大学と県内大学の学生交流、共同研究が広がり、学生の資質向上、関係人口の増加及び大都市部における本県の魅力発信の推進などに繋がるよう取り組む。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7814）

### 2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
学術振興・人材育成事業	4,491	4,491	0				4,491	
トータルコスト	11,508千円（前年度 13,166千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	委託事務及び補助金交付事務							
工程表の政策内容	ものづくりや科学・技術に関する催しを実施する							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

地域の魅力向上と人材育成を目指し、未来に役立つものづくり教育の実践、身近な科学を体験・実感する機会の継続的提供及び地域、郷土研究等により児童生徒の科学的思考力・知的創造力を高め、地域や社会を支える次代を担う人材育成に取り組む。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業	行政機関、地域の高等教育機関、地元企業などで構成する「ものづくり協力会議」が運営する「ものづくり道場」の活動を支援する。（定額補助） ・内容：ものづくり指導者養成講座、中高生を対象にしたジュニアリーダー養成講座	1,020
楽しむ科学まなび事業	科学の基礎となる数学や、科学の楽しさ、面白さを教える小中学生を対象とした体験型ワークショップなどを県内で開催する団体に対して支援する。 ・内容：体験型ワークショップ、数学関係の展示、科学実験など ・補助率：10/10 ・補助上限額：1団体あたり1,500千円 1地域あたり500千円 ※科学部門、数学部門を設け、各部門から1団体以上選出	3,000
日本学生科学賞県知事表彰	科学教育の振興を願い、未来の優秀な科学者を生み出すことを目的とした、中・高校生対象の「日本学生科学賞」において知事表彰を行う。	11
ジュニア郷土研究応援事業	児童生徒による郷土・地域社会などに関する研究、地図作品の発表・展示、人文社会学者による講演等による「鳥取県ジュニア郷土研究大会」を委託実施する。 ・委託先：鳥取県地域社会研究会	460
合 計		4,491

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

ものづくり教育の実践及び身近な科学を体験・実感する機会を継続的に提供し、地域や社会を支える次代を担う人材育成に取り組むため小中学生等を対象とした事業を実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式を併用しながら事業を実施した。

今後も関係機関との連携強化や、県内人材の活用等により、次代を担う人材の育成を推進していく。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課 (内線: 7022)

### 2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合教育会議運営費	341	341	0				341	
トータルコスト	8,138千円 (前年度8,227千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	総合教育会議の会議運営、資料作成、関係機関調整、大綱改定等							
工程表の政策内容	総合教育会議での意見等を踏まえ「教育に関する大綱」に定めた重点取組施策を確実に推進する							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく総合教育会議を設置する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 知事、教育委員会及び外部有識者による協議・意見交換を通じて「教育に関する大綱」の策定（改定）や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う。 ・有識者委員への報償費及び旅費 341千円</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> 「教育に関する大綱」を策定し、子どもたちの未来のための教育の振興方策を検討するとともに、取組指標の達成に向けた進捗管理を行っている。</p>								

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

款 項 目  節	2款 総務費							
	うち子育て・人財局							1目 企画総務費
	1 項 総務管理費	8目		12目		2 項 企画費		
私立学校 振興費		諸費						
1 報 酬	660,086	3,089	408	408		2,681	2,681	
2 給 料	3,086,167	34,011				34,011	34,011	
3 職 員 手 当 等	3,484,185	17,593				17,593	17,593	
4 共 済 費	1,183,094	12,207				12,207	12,207	
職員に係るもの(給与費)	1,063,637	11,781				11,781	11,781	
賃金に係るもの(その他)	119,457	426				426	426	
5 災 害 補 償 費	300							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	5,424							
7 報 償 費	314,715	620	115	115		505	239	
8 旅 費	241,074	1,559	874	874		685	331	
費用弁償	39,799	611	434	434		177	177	
普通旅費	149,391	638	380	380		258		
特別旅費	51,884	310	60	60		250	154	
9 交 際 費	2,860							
10 需 用 費	640,884	1,402	100	100		1,302	574	
食糧費	17,214	130	30	30		100		
その他の需用費	623,670	1,272	70	70		1,202	574	
11 役 務 費	521,176	533	70	70		463		
12 委 託 料	6,416,040	1,490				1,490	1,030	
13 使用料及び賃借料	1,207,472	680	40	40		640		
14 工 事 請 負 費	2,340,164							
15 原 材 料 費	858							
16 公 有 財 産 購 入 費	3,554							
17 備 品 購 入 費	127,886							
18 負担金、補助及び交付金	9,786,383	4,277,529	3,656,731	3,656,731		620,798	53,857	
19 扶 助 費	300							
20 貸 付 金								
21 補償、補填及び賠償金	38,443							
22 償還金、利子及び割引料	156,900	20,000	20,000		20,000			
23 投 資 及 び 出 資 金								
24 積 立 金	222,794							
25 寄 付 金	34,820							
26 公 課 費	379							
27 繰 出 金	3,000							
予 備 費								
計	30,478,958	4,370,713	3,678,338	3,658,338	20,000	692,375	122,523	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	2,536,929	1,469,037	1,467,570	1,467,570		1,467	1,467
	地 方 債	2,267,000	80,000				80,000	
	そ の 他	2,731,793	317,514	409	409		317,105	12
	一 般 財 源	22,943,236	2,504,162	2,210,359	2,190,359	20,000	293,803	121,044

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

款 項 目  節	3款 民生費							
	うち子育て・人財局							
	2目 計画調査費	1 項 社会福祉費				2 項 児童福祉費		
		1目 社会福祉 総務費		5目 婦人福祉費				
1 報 酬		363,926	124,401	163		163	124,238	
2 給 料		1,643,865	445,922				445,922	
3 職 員 手 当 等		986,888	269,315				269,315	
4 共 済 費		618,598	173,733				173,733	
職員に係るもの(給与費)		569,415	154,462				154,462	
賃金に係るもの(その他)		49,183	19,271				19,271	
5 災 害 補 償 費								
6 恩 給 及 び 退 職 年 金								
7 報 償 費	266	77,153	19,241	2,579	36	2,543	16,662	
8 旅 費	354	55,798	13,369	1,239	72	1,167	12,130	
費用弁償		15,153	5,875	98		98	5,777	
普通旅費	258	16,925	5,015	475		475	4,540	
特別旅費	96	23,720	2,479	666	72	594	1,813	
9 交 際 費		200	100				100	
10 需 用 費	728	142,117	22,534	3,268	2,308	960	19,266	
食糧費	100	1,460	379	35	20	15	344	
その他の需用費	628	140,657	22,155	3,233	2,288	945	18,922	
11 役 務 費	463	55,646	10,324	2,142	1,240	902	8,182	
12 委 託 料	460	3,614,057	2,250,600	38,867	14,163	24,704	2,211,733	
13 使用料及び賃借料	640	82,448	17,917	2,160	1,997	163	15,757	
14 工 事 請 負 費		374,746	98,732				98,732	
15 原 材 料 費								
16 公 有 財 産 購 入 費								
17 備 品 購 入 費		39,415	933	593		593	340	
18 負担金、補助及び交付金	566,941	37,048,450	5,812,701	74,997	60,209	14,788	5,737,704	
19 扶 助 費		1,593,795	110,347	1,161		1,161	109,186	
20 貸 付 金		16,100	16,080				16,080	
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								
23 投 資 及 び 出 資 金								
24 積 立 金		1,514,897	10,018				10,018	
25 寄 付 金		950						
26 公 課 費		47						
27 繰 出 金		3,311,990	2,518				2,518	
予 備 費								
計	569,852	51,541,086	9,398,785	127,169	80,025	47,144	9,271,616	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金		4,566,378	1,309,785	29,182	14,791	14,391	1,280,603
	地 方 債	80,000	276,000					
	そ の 他	317,093	2,832,380	115,341	13,292	13,292	102,049	
	一 般 財 源	172,759	43,866,328	7,973,659	84,695	51,942	32,753	7,888,964

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

款 項 目  節					4款 衛生費			
					うち子育て・人財局			
	1目	2目	3目	5目	1項 公衆衛生費			
	児童福祉 総務費	児童措置費	母子福祉費	児童福祉 施設費				
1 報 酬	123,987			251	395,909	2,478	2,478	
2 給 料	445,922				1,439,799	7,558	7,558	
3 職 員 手 当 等	269,315				892,007	4,188	4,188	
4 共 済 費	173,731			2	533,601	3,044	3,044	
職員に係るもの(給与費)	154,462				498,729	2,618	2,618	
賃金に係るもの(その他)	19,269			2	34,872	426	426	
5 災 害 補 償 費								
6 恩 給 及 び 退 職 年 金								
7 報 償 費	11,953		4,238	471	306,465	371	371	
8 旅 費	10,529		348	1,253	52,720	369	369	
費用弁償	5,640		132	5	12,792	72	72	
普通旅費	3,351		72	1,117	18,617	235	235	
特別旅費	1,538		144	131	21,311	62	62	
9 交 際 費	100				100			
10 需 用 費	11,999		38	7,229	538,880	964	964	
食糧費	301		6	37	47,130	2	2	
その他の需用費	11,698		32	7,192	491,750	962	962	
11 役 務 費	7,153		180	849	236,837	692	692	
12 委 託 料	325,617	1,852,853	10,768	22,495	3,593,050	42,419	42,419	
13 使用料及び賃借料	14,260		252	1,245	946,055	55	55	
14 工 事 請 負 費	98,732				983,143			
15 原 材 料 費								
16 公 有 財 産 購 入 費								
17 備 品 購 入 費	340				22,153			
18 負担金、補助及び交付金	4,571,198	1,152,527	13,807	172	10,606,276	249,061	249,061	
19 扶 助 費	3,203	25,880	77,129	2,974	1,414,926	151,705	151,705	
20 貸 付 金	16,080				980,790			
21 補償、補填及び賠償金					1,000			
22 償還金、利子及び割引料								
23 投 資 及 び 出 資 金								
24 積 立 金	10,018				469,097			
25 寄 付 金					77,830			
26 公 課 費					125			
27 繰 出 金			2,518					
予 備 費								
計	6,094,137	3,031,260	109,278	36,941	23,490,763	462,904	462,904	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	277,733	954,651	39,602	8,617	11,188,187	211,150	211,150
	地 方 債					731,000		
	そ の 他	82,218	19,014	2	815	804,719	562	562
	一 般 財 源	5,734,186	2,057,595	69,674	27,509	10,766,857	251,192	251,192

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

款 項 目				子育て・ 人財局合計	
	1目	5目	7目		
節	公衆衛生 総務費	母子衛生費	難病対策費		
1 報 酬	2,091		387	129,968	
2 給 料	7,558			487,491	
3 職 員 手 当 等	4,188			291,096	
4 共 済 費	3,044			188,984	
職員に係るもの(給与費)	2,618			168,861	
賃金に係るもの(その他)	426			20,123	
5 災 害 補 償 費					
6 恩 給 及 び 退 職 年 金					
7 報 償 費		347	24	20,232	
8 旅 費	72	234	63	15,297	
費用弁償	72			6,558	
普通旅費		184	51	5,888	
特別旅費		50	12	2,851	
9 交 際 費				100	
10 需 用 費		850	114	24,900	
食糧費		2		511	
その他の需用費		848	114	24,389	
11 役 務 費		672	20	11,549	
12 委 託 料		37,097	5,322	2,294,509	
13 使用料及び賃借料		51	4	18,652	
14 工 事 請 負 費				98,732	
15 原 材 料 費					
16 公 有 財 産 購 入 費					
17 備 品 購 入 費				933	
18 負担金、補助及び交付金		238,564	10,497	10,339,291	
19 扶 助 費		61,542	90,163	262,052	
20 貸 付 金				16,080	
21 補償、補填及び賠償金					
22 償還金、利子及び割引料				20,000	
23 投 資 及 び 出 資 金					
24 積 立 金				10,018	
25 寄 付 金					
26 公 課 費					
27 繰 出 金				2,518	
予 備 費					
計	16,953	339,357	106,594	14,232,402	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金		158,390	52,760	2,989,972
	地 方 債				80,000
	そ の 他	12	550		433,417
	一 般 財 源	16,941	180,417	53,834	10,729,013



節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
報 酬	私立学校審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	7,232
	鳥取県私立認定こども園大規模修繕事業補助金	1,000
	鳥取県私立学校振興資金利子補助金	6,282
	鳥取県私立幼稚園運営費補助金	50,276
	鳥取県私立幼稚園等特別支援教育研究推進事業費補助金	43,904
	鳥取県子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	15,358
	鳥取県幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	18,662
	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	28,422
	鳥取県私立学校振興資金利子補助金	25,554
	鳥取県私立中学校教育振興補助金	149,016
	鳥取県私立高等学校教育振興補助金	1,697,714
	鳥取県私立専修学校教育振興補助金	101,291
	鳥取県私立専門学校職業実践専門課程推進事業補助金	300
	鳥取県心豊かな学校づくり推進事業補助金	12,287
	鳥取県私立高等学校等 J E T - A L T 配置支援事業補助金	10,759
	鳥取県私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金	1,499
	私立学校手話教育推進事業補助金	279
	鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金	1,602
	鳥取県私立学校協会補助金	1,870
	鳥取県私立学校経営相談事業補助金	314
	鳥取県私立学校教職員退職金給付財源補助金	90,201
	日本私立学校振興・共済事業団補助金	15,727
	全国私立学校審議会連合会負担金	150
	鳥取県スーパーサイエンスハイスクール事業補助金	1,011
	海外進出に必要となる民間英語試験受験料支援事業補助金	200
	鳥取県私立中学校就学支援金	60,350
	高等学校等就学支援金	1,093,304
鳥取県私立高等学校等学び直し支援金	2,079	
鳥取県高等学校等就学支援金事務費交付金	2,925	
鳥取県私立高等学校専攻科支援金	5,678	
鳥取県私立中学校生徒授業料減免補助金	396	
鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金	10,104	
鳥取県私立専門学校授業料等減免費交付金	42,808	
鳥取県私立中学校就学支援金	10,358	
鳥取県私立高等学校等総合支援金	134,500	
鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	9,500	
鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金	3,819	
12 目 諸費		
償還金、利子 及び割引料	子育て・人財局国庫返還金	20,000

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 項 企画費		
1 目 企画総務費		
報 酬	鳥取県青少年問題協議会委員	11人
	会計年度任用職員	1人
給 料	一般職員	9人
負担金、補助 及び交付金	青少年育成鳥取県民会議補助金	9,272
	少年補導センター補助金	1,029
	レクリエーション活動支援事業補助金	1,752
	鳥取県高校生等通学費助成事業費補助金	41,804
2 目 計画調査費		
負担金、補助 及び交付金	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金	464,936
	大規模修繕費補助金	48,706
	授業料等減免費交付金 (修学支援新制度分)	40,919
	新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金	334
	乾燥地研究情報発信事業補助金	380
	とっとり乾地研倶楽部会費	10
	鳥取看護大学・鳥取短期大学と地域の発展を推進する会 会費	10
	大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金	900
	ものづくり道場支援事業補助金	1,020
	楽しむ科学まなび事業補助金	3,000
	学生等県内定着推進補助金	3,750
	「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業補助 金	2,976
	3 款 民生費	
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	子どもの居場所づくり事業補助金	17,029
	子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金	6,592
	学習支援充実事業補助金	1,805
	鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金	13,292
	鳥取県子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業 補助金	9,323
	子どもの未来応援事業補助金	12,158
	安全運転運行管理者協議会会費	10
5 目 婦人福祉費		
報 酬	嘱託医師	1人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県DV被害者等保護・支援事業補助金	6,600
	鳥取県先駆的支援のためのDV被害者等支援団体強化事 業補助金	7,453
	婦人保護施設広域入所措置負担金	712
	全国婦人相談員連絡協議会負担金	3
	全国婦人保護施設等連絡協議会負担金	20
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
報 酬	鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員	4人
	子育て王国とっとり会議委員	17人
	子育て王国とっとり会議オブザーバー	4人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
	とっとり自然保育認証審議部会委員	7人
	鳥取県放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会委員	3人
	鳥取県子育て支援員研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会委員	3人
	鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務公募型プロポーザル審査会委員	2人
	会計年度任用職員	95人
	ヤングケアラー啓発業務委託プロポーザル審査会委員	3人
	児童相談所嘱託医師	4人
	鳥取県児童虐待防止啓発業務委託プロポーザル審査会委員	3人
	鳥取県里親支援事業委託プロポーザル審査会委員	3人
	主任児童委員	130人
給 料	一般職員	118人
負担金、補助及び交付金	教育・保育施設等における安全・安心推進事業費補助金	2,220
	鳥取県児童館連絡協議会補助金	700
	子育て応援市町村交付金	74,729
	鳥取県地域少子化対策重点推進交付金	14,650
	えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）婚活セミナー開催事業補助金	1,090
	婚活イベント開催事業補助金	1,500
	結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	2,000
	とっとり森・里山等自然保育事業費補助金	22,195
	自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金	1,000
	鳥取県放課後児童健全育成事業費交付金	4,101
	鳥取県子ども・子育て支援施設整備交付金	19,278
	鳥取県子ども・子育て支援交付金	671,195
	鳥取県安心子ども基金特別対策事業補助金	13,472
	保育士養成施設に対する就職促進支援事業補助金	260
	鳥取県保育士就職準備金等貸付事業補助金	2,756
	鳥取県保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金	160
	鳥取短期大学（幼児教育保育学科）教育充実支援事業補助金	3,177
	鳥取県産休等代替職員費補助金	8,005
	鳥取県保育所保育士等研修会開催事業補助金	750
	鳥取県保育研究大会補助金	150
	鳥取県保育料無償化等子育て支援事業費補助金	204,871
	鳥取県中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業費補助金	33,558
	鳥取県子育てのための施設等利用給付県負担金	81,461
	鳥取県子どものための教育・保育給付費県負担金・補助金	2,891,418
	鳥取県保育士等配置促進事業費補助金	337,848
	鳥取県病児・病後児保育普及促進事業費補助金	2,057
	鳥取県児童養護施設協議会補助金	5,650
	ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金	800
	ヤングケアラー啓発業務委託プロポーザル審査会委員及びヤングケアラー対策会議委員の高速道路料金負担金	7

節 の 明 細

項		目	金額(千円)等
		鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	600
		児童養護施設でのアドボカシー向上支援補助金	500
		鳥取県里親会補助金	664
		子どもの家庭養育推進官民協議会負担金	30
		鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金	12,000
		鳥取県児童養護施設等处遇向上対策事業費補助金	21,000
		鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金	1,752
		鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金	3,772
		鳥取県児童養護施設等の職員人材確保事業費補助金	865
		鳥取県ファミリーホーム体制強化事業補助金	12,240
		児童入所施設等におけるICT化推進事業費補助金	2,250
		鳥取県自立援助ホーム夜間業務体制強化事業費補助金	16,320
		鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金	5,400
		鳥取県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金	714
		鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金	200
		鳥取県児童養護施設入所児童交流事業費補助金	445
		鳥取県児童福祉啓発事業費補助金	400
		鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金	70,261
		セカンドステップ研修負担金	33
		全国児童相談所長会負担金	42
		安全運転管理者協議会費	18
		鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金	3,616
		鳥取県災害遺児手当支給事業費補助金	500
		鳥取県子ども電話相談運営費助成事業費補助金	425
		子育て世帯のレスパイト支援の充実事業費補助金	5,258
		子育て世帯訪問支援臨時特例事業補助金	10,705
		保護者支援臨時特例事業補助金	130
	貸付金	鳥取県保育士等修学資金貸付金	16,080
	積立金	鳥取県安心こども基金積立金	10,018
	2目 児童措置費		
	負担金、補助及び交付金	児童手当支給事業費負担金	1,098,317
		児童措置費負担金	53,434
		鳥取県入所児童への入院支援事業費補助金	776
	3目 母子福祉費		
	負担金、補助及び交付金	鳥取県ひとり親家庭学習支援事業(送迎支援を除く)補助金	8,599
		鳥取県ひとり親家庭学習支援事業(送迎支援部分)補助金	331
		鳥取県ひとり親家庭等交流支援事業費補助金	3,821
		鳥取県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	756
		鳥取県面会交流支援事業補助金	300
	繰出金	鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付金事業特別会計繰出金	2,518
	5目 児童福祉施設費		
	報酬	喜多原学園囑託医師	2人

節 の 明 細

項		目	金額(千円)等
	負担金、補助 及び交付金	全国児童自立支援施設協議会負担金	73
		中国地区児童自立支援施設協議会会費	35
		鳥取県児童福祉入所施設協議会会費	19
		全日本少年野球連盟費	5
		中国少年野球大会負担金	20
		中国女子バレーボール大会負担金	10
		中国地区児童駅伝・マラソン大会負担金	10
		4款 衛生費	
1項 公衆衛生費			
1目 公衆衛生総務費			
	報酬	会計年度任用職員	1人
	給料	一般職員	2人
5目 母子衛生費			
	負担金、補助 及び交付金	出産・子育て応援交付金	188,786
		鳥取県母性衛生学会会費	2
		鳥取県未熟児養育事業負担金	5,236
		鳥取県不妊検査費助成金	1,300
		鳥取県不妊治療費助成金	37,190
		鳥取県不育症検査費助成金	50
		鳥取県産後ケア利用料無償化事業補助金	3,000
		鳥取県助産所施設・設備整備事業補助金	3,000
7目 難病対策費			
	報酬	鳥取県小児慢性特定疾病審査会委員	3人
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金	512
		鳥取市保健所健康支援業務負担金(小児慢性特定疾病対策事業)	8,417
		診療報酬審査支払手数料負担金	36
		小児慢性特定疾病交通費助成事業費補助金	1,532

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源 千円		
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
令和5年度 私立幼稚園等施設整備費補助金	子育て王国課	12,166			令和6年度から 令和15年度まで	12,166					12,166	施設整備のための借入 に対する利子補助
令和5年度 こどもの国管理運営費	子育て王国課	435,510			令和6年度から 令和10年度まで	435,510					435,510	こどもの国の指定管理 料
令和5年度 保育人材確保・魅力発信 強化事業	子育て王国課	7,878			令和6年度	7,878	3,939				3,939	保育士資格取得のため の受講料及び代替職員 雇上費に対する助成
令和5年度 退所児童等アフターケア事業 補助	家庭支援課	補助金総 額5,500千 円を限度と して、令和5 年度に交 付決定した 額から令和 5年度に交 付した額を 差し引いた 額			令和6年度から 令和35年度まで	限度額に 同じ					限度額に 同じ	退所児童の身元保証・ 連帯保証人となった施 設長に対する弁済経費 に対する支援
令和5年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	16,433			令和6年度から 令和15年度まで	16,433					16,433	施設整備のための借入 に対する利子補助

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地方債	そ の 他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
平成27年度 私立学校振興資金利子補助	子育て王国課	16,705	平成28年度から 令和4年度まで	11,005	令和5年度から 令和7年度まで	5,700					5,700	
平成30年度 私立学校振興資金利子補助	子育て王国課	7,827	令和元年度から 令和4年度まで	3,761	令和5年度から 令和10年度まで	4,066					4,066	
令和4年度 私立幼稚園等施設整備費補助金	子育て王国課	16,654			令和5年度から 令和14年度まで	16,654					16,654	
令和2年度 子育て王国とっとり推進事業	子育て王国課	12,122	令和3年度から 令和4年度まで	5,734	令和5年度から 令和7年度まで	5,796					5,796	子育て王国とっとりサイトの運用保守業務委託
令和4年度 子育て王国未来応援事業	子育て王国課	33,561			令和5年度から 令和9年度まで	33,561	7,434				26,127	子育て王国アプリ及び子ども専用ウェブサイト運用保守業務委託
平成25年度 施設入所児童等保証人支援事業補助	家庭支援課	5,500	平成26年度から 令和4年度まで	0	令和5年度から 令和25年度まで	5,500					5,500	
平成28年度 施設入所児童等保証人支援事業補助	家庭支援課	3,300	平成29年度から 令和4年度まで	200	令和5年度から 令和28年度まで	3,100					3,100	
平成30年度 施設入所児童等保証人支援事業補助	家庭支援課	補助金総額3,100千円を限度として、平成30年度に交付決定した額から平成30年度に交付した額を差し引いた額			令和5年度から 令和30年度まで	限度額に 同じ					限度額に 同じ	
令和元年度 施設入所児童等保証人支援事業補助	家庭支援課	補助金総額2,900千円を限度として、令和元年度に交付決定した額から令和元年度に交付した額を差し引いた額	令和2年度から 令和4年度まで	200	令和5年度から 令和31年度まで	限度額に 同じ					限度額に 同じ	
令和2年度 退所児童等アフターケア事業	家庭支援課	5,000			令和5年度から 令和32年度まで	5,000					5,000	退所児童の身元保証・連帯保証人となった施設長に対する弁済経費に対する支援
令和3年度 退所児童等アフターケア事業	家庭支援課	3,000			令和5年度から 令和33年度まで	3,000					3,000	退所児童の身元保証・連帯保証人となった施設長に対する弁済経費に対する支援
令和4年度 退所児童等アフターケア事業	家庭支援課	3,700			令和5年度から 令和34年度まで	3,700					3,700	退所児童の身元保証・連帯保証人となった施設長に対する弁済経費に対する支援
令和2年度 児童相談所費	家庭支援課	7,700	令和3年度から 令和4年度まで	3,060	令和5年度から 令和7年度まで	4,590					4,590	児童相談システム運用保守業務委託
令和3年度 一時保護所費	家庭支援課	27,162	令和4年度	9,054	令和5年度から 令和6年度まで	18,108					18,108	給食調理業務委託
令和3年度 児童扶養手当支給事業	家庭支援課	2,532	令和4年度	633	令和5年度から 令和7年度まで	1,899					1,899	児童扶養手当システム運用保守業務委託
令和4年度 ひとり親家庭生活支援事業	家庭支援課	1,605			令和5年度から 令和7年度まで	1,605	801				804	ひとり親家庭等支援サイト業務委託
令和2年度 福祉相談センター管理運営費	福祉相談センター	17,040	令和3年度から 令和4年度まで	8,341	令和5年度から 令和7年度まで	8,699					8,699	清掃業務委託等
令和3年度 福祉相談センター管理運営費	福祉相談センター	1,020	令和4年度	255	令和5年度から 令和7年度まで	765					765	監視カメラの賃貸借
平成28年度 私立学校振興資金利子補助	総合教育推進課	17,423	平成29年度から 令和4年度まで	12,642	令和5年度から 令和8年度まで	3,910					3,910	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (鳥取敬愛高等学校)	総合教育推進課	22,047	令和2年度から 令和4年度まで	8,057	令和5年度から 令和11年度まで	13,359					13,359	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (倉吉北高等学校柔道場)	総合教育推 進課	5,315	令和2年度から 令和4年度まで	1,198	令和5年度から 令和10年度まで	1,784					1,784
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (倉吉北高等学校第二体育館)	総合教育推 進課	3,653	令和2年度から 令和4年度まで	1,468	令和5年度から 令和10年度まで	2,182					2,182
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (米子北高等学校)	総合教育推 進課	1,472	令和2年度から 令和4年度まで	552	令和5年度から 令和10年度まで	700					700
令和2年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	88,375	令和3年度から 令和4年度まで	21,842	令和5年度から 令和12年度まで	66,524					66,524
令和3年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	65,759	令和4年度	8,079	令和5年度から 令和12年度まで	56,030					56,030



議案第6号

令和5年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算

議 案 説 明 資 料 総 括 表

子育て・人財局(単位:千円)

課 名	本 年 度	前 年 度	比 較	財源内訳				備 考
				国庫支出金	繰入金	そ の 他	事業収入	
(特別会計) 家庭支援課	65,571	51,683	13,888		2,518	(貸付金元利収入) 26,991 ( 雑 入 ) 50 ( 繰 越 金 ) 36,012		
特別会計 合 計	65,571	51,683	13,888		2,518	63,053		

## 令和5年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入当初予算事項別明細書

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金								
	1 一般会計繰入金		2,518	2,516	2			
2 繰越金								
	1 一般会計繰入金		2,518	2,516	2			
2 繰越金								
	1 一般会計繰入金		2,518	2,516	2	1 一般会計繰入金	2,518	
2 繰越金								
	1 繰越金		36,012	13,050	22,962			
2 繰越金								
	1 繰越金		36,012	13,050	22,962			
3 諸収入								
	1 繰越金		36,012	13,050	22,962	1 前年度繰越金	36,012	
3 諸収入								
	1 貸付金元利収入		27,041	36,117	△ 9,076			
3 諸収入								
	1 貸付金元利収入		26,991	36,070	△ 9,079			
3 諸収入								
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入		26,991	36,070	△ 9,079	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	26,991	
3 諸収入								
	2 雑収入		50	46	4			
3 諸収入								
	1 雑収入		50	46	4	4 1 雑収入	50	
3 諸収入								
	県預金利子		0	1	△ 1			
3 諸収入								
	県預金利子		0	1	△ 1	県預金利子	0	
歳入合計			65,571	51,683	13,888			

## 歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		65,571	51,683	13,888		2,518	63,053				
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	65,571	51,683	13,888		2,518	63,053				
									7	報償費	10	
									8	旅費	6	特別旅費
									10	需用費	62	
									11	役務費	387	
									12	委託料	1,782	
									13	使用料及び賃借料	344	
									20	貸付金	26,968	母子父子寡婦福祉資金貸付金
									22	償還金、利息及び割引料	23,772	
									27	繰出金	12,240	
	歳出合計		65,571	51,683	13,888		2,518	63,053				

## 令和5年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算説明資料

1 款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

家庭支援課（内線：7869）

1 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	(債務負担行為) 63,516	(債務負担行為) 94,083	(債務負担行為) △30,567			(債務負担行為) 63,516		
	65,571	51,683	13,888		2,518	(貸付金元利収入) 26,991 (雑入) 50 (繰越金) 36,012		

トータルコスト 111,573千円（前年度98,210千円）〔正職員：5.9人〕

主な業務内容 資金の貸付、償還金の徴収業務、関係機関との連絡調整

工程表の政策内容 ひとり親家庭の自立支援を図る

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。

**2 主な事業内容**

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・修学資金 19,896千円 ・就学支度資金 2,510千円 ほか	26,968
事務費	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費	2,591
国への償還金		23,772
一般会計への繰出金		12,240
合計		65,571

【債務負担行為】 令和6年度～10年度：63,516千円（修学資金等貸付金）

**3 これまでの取組状況、改善点**

ひとり親家庭及び寡婦に、必要な資金の貸付けを行った。

【近年の新規貸付実績】

年度	貸付件数	貸付金額
令和元年度	24件	25,837千円
令和2年度	34件	19,596千円
令和3年度	40件	22,727千円

※鳥取市の中核市移行に伴う事務移譲により、鳥取市在住者分を除く。

令和5年度 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出事項別明細書（子育て・人財局）

（単位：千円）

節	款 項 目	1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1	報 酬			
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費			
5	災 害 補 償 費			
6	恩給及び退職年金			
7	報 償 費	10	10	10
8	旅 費	6	6	6
	費用弁償			
	普通旅費			
	特別旅費	6	6	6
9	交 際 費			
10	需 用 費	62	62	62
11	役 務 費	387	387	387
12	委 託 料	1,782	1,782	1,782
13	使用料及び賃借料	344	344	344
14	工 事 請 負 費			
15	原 材 料 費			
16	公有財産購入費			
17	備 品 購 入 費			
18	負担金、補助及び交付金			
19	扶 助 費			
20	貸 付 金	26,968	26,968	26,968
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料	23,772	23,772	23,772
23	投 資 及 び 出 資 金			
24	積 立 金			
25	寄 付 金			
26	公 課 費			
27	繰 出 金	12,240	12,240	12,240
	予 備 費			
	計	65,571	65,571	65,571
財源内訳	国庫支出金			
	繰入金	2,518	2,518	2,518
	その他	63,053	63,053	63,053
	事業収入			

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
1 款	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 項	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 目	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	貸付金 母子父子寡婦福祉資金貸付金	26,968

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
令和5年度 修学資金等貸付金	家庭支援課	63,516			令和6年度から 令和10年度まで	63,516			63,516		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
令和元年度 修学資金等貸付金	家庭支援 課	61,848	令和2年度から 令和4年度まで	6,500	令和5年度から 令和6年度まで	0			0		
令和2年度 修学資金等貸付金	家庭支援 課	70,308	令和3年度から 令和4年度まで	26,224	令和5年度から 令和7年度まで	13,851			13,851		
令和3年度 修学資金等貸付金	家庭支援 課	62,772	令和4年度	4,512	令和5年度から 令和8年度まで	8,988			8,988		
令和4年度 修学資金等貸付金	家庭支援 課	85,158			令和5年度から 令和9年度まで	85,158			85,158		
令和4年度 母子父子寡婦福祉資 金貸付償還システム 構築事業(保守運用 業務)	家庭支援 課	8,925			令和5年度から 令和9年度まで	8,925			8,925		



地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	175,641	175,641	0	6,769	168,872

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p><b>1 改正する条例</b>  (1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）  (2) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）  (3) 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）</p> <p><b>2 提出理由</b>  児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>3 概要</b>  (1) 児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）並びに指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、児童等の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずることとする。  (2) 児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等並びに認定こども園は、児童等の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により、児童等の所在を確認することとする。なお、保育所及び児童発達支援センター、指定障害児通所支援事業者等並びに認定こども園は、児童等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき等は、当該自動車のブザー等を備え、児童等の降車の際にはこれを用いて児童等の所在の確認を行うこととする。  (3) 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めることとする。  (4) 民法の一部が改正され、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、児童発達支援及び医療型児童発達支援の事業を行う指定障害児通所支援事業者等の管理者が利用者に対して行う懲戒等について定めた規定を削る。  (5) 乳児の数が4人未満である保育所において、子育てに関する知識と経験を有する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保できる場合、当該保健師等のうち1人を保育士とみなすことができることとする。  (6) 認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができることとする。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満であるときは、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって教育又は保育に従事する職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。</p> <p><b>4 施行期日</b>  施行期日は、令和5年4月1日とする。</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「保健師等」という。)のうち1人を保育士とみなすことができる。<u>ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>3～9 略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u>		6 略	略		項目	基準			<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3～9 略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1～4 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		サービスの提供	1～4 略		5 略	略		項目	基準		
項目	基準																												
略																													
サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u>																												
	6 略																												
略																													
項目	基準																												
項目	基準																												
略																													
サービスの提供	1～4 略																												
	5 略																												
略																													
項目	基準																												

略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p><u>5 児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>6 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>7 略</p> <p><u>8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p>9 略</p>
略	

別表第3（第9条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。</u></p>

略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
略	

別表第3（第9条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p>

	<p>また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</p> <p>6 略</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</p> <p>8 略</p>
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動</p>

	<p>4 略</p> <p>5 略</p>
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	1～3 略

	<p><u>のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p>
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p><u>(1) 児童の援助に関する事項</u></p> <p><u>(2) その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p><u>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p>

	<p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p>
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p><u>3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的訓練を行うこと。</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p>
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
サービ	1～3 略

略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
サービ	1～3 略

スの提供	<p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>8 略</u></p>
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動</u></p>

スの提供	<p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p>



	<p><u>のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 略</p>
略	

2 略

別表第8（第14条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1 <u>次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>(1) <u>児童の援助に関する事項</u></p> <p>(2) <u>その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p>2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画</u></p>

	<p>4 略</p> <p>5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>6 略</p>
略	

2 略

別表第8（第14条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p><u>に従い必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に關して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u></p> <p><u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員</u></p>		
--	---	--	--

	<u>と密接な関係を持たないこと。</u>
略	
2 医療型児童発達支援センター	
項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>(1) <u>児童の援助に関する事項</u></p> <p>(2) <u>その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p><u>2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的</u></p>

略	
2 医療型児童発達支援センター	
項目	基準
略	
サービスの提供	<u>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u>

	<p>に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</p> <p>6 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u></p> <p>また、<u>訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>8 <u>設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p>		
略		略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第6条関係)		別表第1(第6条関係)	
1 児童発達支援		1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	1～4 略	サービスの提供	1～4 略 <u>5 児童発達支援センターの管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫</u>



	<u>11</u> 略
	<u>12</u> 略
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8</u> <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備</u></p>

	<u>10</u> 略
	<u>11</u> 略
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p><u>4</u> <u>管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>

	え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。
	<u>9</u> 略
	<u>10</u> 略
	<u>11</u> 略
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9</u> <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p>
略	

	<u>8</u> 略
	<u>9</u> 略
	<u>10</u> 略
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p>
	<p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p>
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見</u></p>

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p>
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p>



	<p>直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>8</u> <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略	

	<p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> <u>入所者の安全を図るため、施設内の設備の安全点検、従業者、入所者等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この表において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9</u> <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>10</u> 略</p>

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 略</p>

	<u>11</u> 略		<u>9</u> 略
	<u>12</u> 略		<u>10</u> 略
略		略	
2 医療型障害児入所施設		2 医療型障害児入所施設	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7</u> <u>安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8</u> <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>	サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>
略		略	

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及</p>	<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経</p>

び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

第6条の2 別表第1職員配置の項第5号の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 別表第2職員配置の項第3号の規定により認定こども園に置かなければならない配置義務職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって配置義務職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 前項の場合において、当該保健師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 前3条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者又は保健師等（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1（第3条関係）

項目	要件
略	
サービスの提	1～11 略
スの提	12 子どもの通園、園外における学

験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

第7条 前2条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1（第3条関係）

項目	要件
略	
サービスの提	1～11 略
スの提	

供	<p><u>習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。また、通園を目的とした自動車（利用の態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略</p>
略	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> <u>子どもの通園、園外における習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。また、通園を目的とした自動車（利用の態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> <u>感染症又は非常災害の発生時において、子どもに対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と</u></p>

供	<p><u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略</p>
略	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 略</p>

	<p>いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p>		<p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略		略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第2サービスの提供の項第5号、別表第3サービスの提供の項第4号、別表第5サービスの提供の項第4号、別表第6サービスの提供の項第4号、別表第7の1の表サービスの提供の項第4号並びに別表第8の1の表サービスの提供の項第4号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、保育所又は児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等(新条例別表第4サービスの提供の項第5号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号並びに新条例別表第8の1の表サービスの提供の項第5号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第5号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該保育所又は児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。  
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第8号、別表第1の2の表サービスの提供の項第7号、別表第1の3の表サービスの提供の項第8号、別表第1の4の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第8号及び別表第2の2の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等(新条例別表第1の1の表サービスの提供の項第9号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号、新条例別表第1の2の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の3の表サービスの提供の項第9号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わな

なければならない。

(鳥取県認定子ども園に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、認定子ども園において子どもの移動のために自動車を運行する場合であって、当該自動車にブザー等（第3条の規定による改正後の鳥取県認定子ども園に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表第1のサービスの提供の項第12号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。）を備えることにつき困難な事情があるときは、同号及び新条例別表第2のサービスの提供の項第8号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該認定子ども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

<p>条 例 名 等</p>	<p>権利の放棄（児童扶養手当返納金）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p><b>2 概 要</b></p> <p>（1）権利放棄の内容 平成19年 1 月 5 日に確定した児童扶養手当返納金に係る未返還額の請求権について、権利を放棄するものである。</p> <p>（2）権利放棄する金額 児童扶養手当返納金1, 388, 150円のうち988, 150円の未返還額</p> <p>（3）相手方 東伯郡湯梨浜町大字小浜 823 番地 山 根 初 美</p> <p>（4）理由 債務者の裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (8) 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例(令和5年1月18日専決)
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>子育て王国とっとり会議が処理する事務を定める規定中引用する子ども・子育て支援法の条項を改める。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>施行期日は、令和5年4月1日とする。</p>



鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
子育て王国と っとり会議	略	子育て王国と っとり会議	略
	(2) 子ども・子育て支援法 （平成24年法律第65号） <u>第72条第4項各号</u> に掲げる事 項		(2) 子ども・子育て支援法 （平成24年法律第65号） <u>第77条第4項各号</u> に掲げる事 項
	略		略
略		略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (13) 子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例（令和5年1月30日専決）
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>子育て王国とっとり会議が処理する事務を定める規定中引用する子ども・子育て支援法の条項を改める。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>施行期日は、令和5年4月1日とする。</p>

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(子育て王国とっとり会議) 第12条 略 2 子育て王国とっとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第4項</u> に掲げる事務を処理するものとする。 3 略	(子育て王国とっとり会議) 第12条 略 2 子育て王国とっとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第4項</u> に掲げる事務を処理するものとする。 3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。